

# 藍住町

## 都市計画マスタープラン

多世代の人々が行き交う安心安全で快適に暮らせるまち 藍住  
～地域の魅力を活かした持続可能なまちづくりをめざして～



令和8年3月  
藍住町



# — 目次 —

<b>序章 計画の前提</b>	<b>1</b>
1. 都市計画マスタープランの概要	1
1.1. 都市計画マスタープランとは	1
1.2. 都市計画マスタープランの位置づけ	1
1.3. 都市計画マスタープランの役割	2
2. 都市計画マスタープラン見直しの背景と観点	2
3. 都市計画マスタープランの構成	3
3.1. 計画の構成と策定の流れ	3
3.2. 計画の期間（目標年次）	5
3.3. 計画の対象範囲	5
4. 上位・関連計画の整理	6
4.1. 第6次藍住町総合計画（令和8年3月策定）	6
4.2. 藍住都市計画区域マスタープラン（令和4年3月 県策定）	7
4.3. 藍住町国土強靱化地域計画（令和7年3月策定）	8
4.4. 藍住町公共施設等総合管理計画（令和4年3月更新）	9
4.5. 藍住町地域防災計画（令和5年4月策定）	9
4.6. 藍住町空家等対策計画（令和8年3月改定）	9
<b>第1章 藍住町の概要</b>	<b>11</b>
1. 藍住町を取り巻く現状	11
1.1. 広域的な位置づけ	11
1.2. 歴史と沿革	12
1.3. 自然的条件	12
1.4. 社会・経済的条件	14
1.5. 都市計画の状況	31
2. 住民意向の把握	32
2.1. 町民満足度に関するアンケート調査	32
2.2. 第6次藍住町総合計画策定時のアンケート調査	34
3. まちづくりの課題	39
3.1. まちづくりの課題の考え方	39
3.2. まちづくりの課題	40
<b>第2章 まちづくりの方針</b>	<b>43</b>
1. まちの将来像	43
1.1. 基本理念	43
1.2. まちづくりの目標	45
2. 目標人口	47
3. 将来の都市構造	48
3.1. 将来都市構造の方向性	48
3.2. 将来都市構造（拠点・軸・ゾーン）	48

<b>第3章 分野別のまちづくり方針</b>	<b>51</b>
1. 土地利用に関する方針	51
1.1. 基本的な考え方	51
1.2. 土地利用の配置と方針	51
2. 交通網に関する方針	54
2.1. 道路等の整備方針	54
2.2. 公共交通の整備方針	55
3. 公園・緑地に関する方針	56
3.1. 基本的な考え方	56
3.2. 公園・緑地に関する方針	56
3.3. 水と緑のネットワークの形成と緑の保全・活用	57
3.4. 市街地の緑化等	57
4. 河川・上下水道に関する方針	58
4.1. 河川の整備方針	58
4.2. 上下水道の整備方針	58
5. その他都市施設に関する方針	59
5.1. 基本的な考え方	59
5.2. その他の施設の整備方針	59
6. 市街地整備に関する方針	60
6.1. 基本的な考え方	60
6.2. 市街地整備の方針	60
7. 自然的環境及び歴史的環境の保全・活用に関する方針	61
7.1. 基本的な考え方	61
7.2. 自然的環境及び歴史的環境の保全・活用に関する方針	61
8. 景観形成に関する方針	62
8.1. 基本的な考え方	62
8.2. 景観形成の方針	62
9. 安全・安心なまちづくりに関する方針	63
9.1. 災害に強いまちづくり方針	63
9.2. 安心して過ごせる生活環境づくりの方針	64
<b>第4章 ゾーン別構想</b>	<b>65</b>
1. ゾーン別構想の目的及びゾーン区分	65
2. ゾーン別構想	65
2.1. 住宅地ゾーン	65
2.2. 商業・沿道サービスゾーン	68
2.3. 産業・流通ゾーン	70
2.4. 田園集落ゾーン	71
<b>第5章 実現化方策</b>	<b>73</b>
1. 実現化に向けたまちづくりの進め方	73
1.1. まちづくりを推進するための考え方	73
1.2. 協働によるまちづくり	73
2. マスタープランの見直し	74
<b>参考資料</b>	<b>75</b>
1. 語句説明	75

## 序章 計画の前提

---



# 序章 計画の前提

## 1. 都市計画マスタープランの概要

### 1.1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

これは、平成4年の都市計画法改正により、市町村がその創意工夫のもとに「市町村のマスタープラン」を定めることとされ、地域の特性に配慮し、住民の意見を反映した都市計画ができるようになりました。

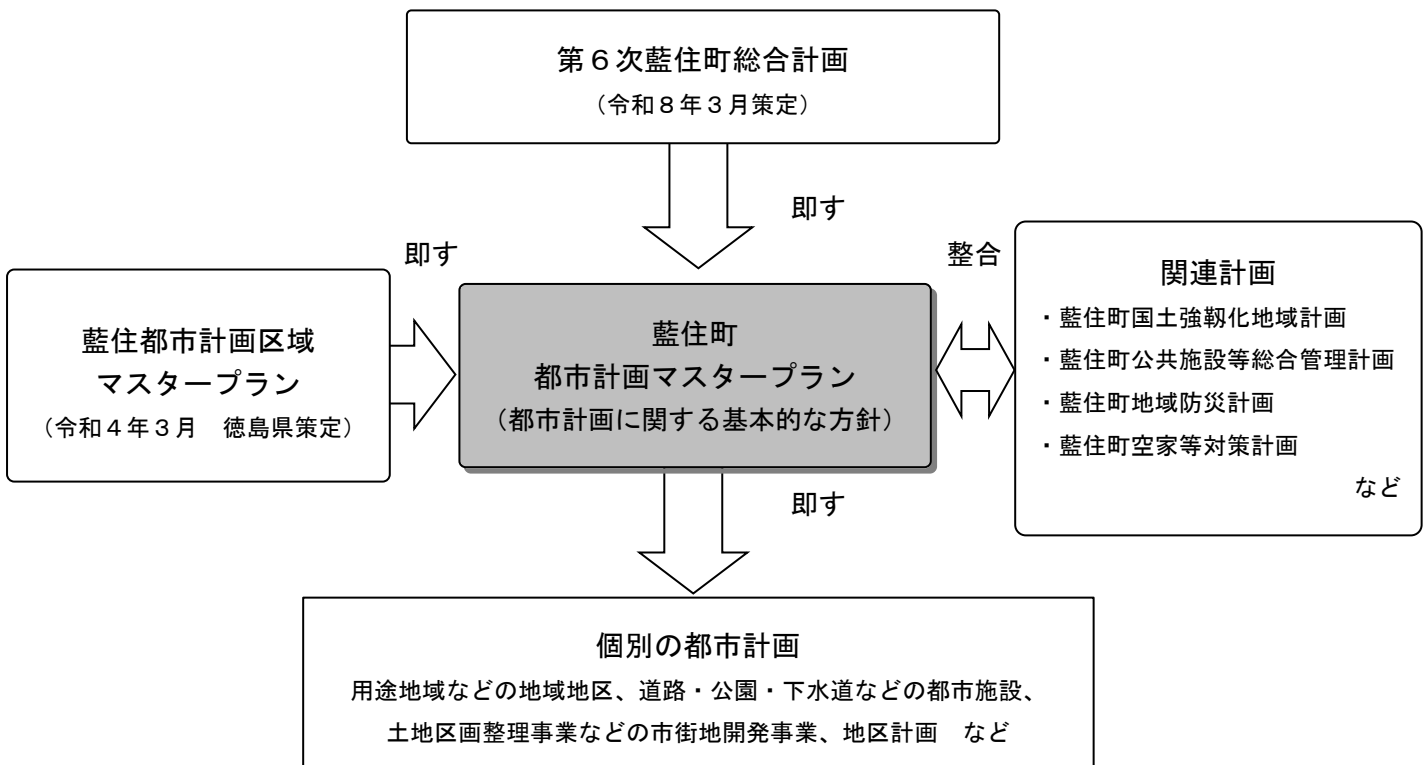
このマスタープランは、本町のまちづくりの理念となる「第6次藍住町総合計画」などの上位計画を踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものです。

### 1.2. 都市計画マスタープランの位置づけ

藍住町都市計画マスタープランは、本町の最上位計画である「第6次藍住町総合計画」を基本とし、徳島県が定める「藍住都市計画区域マスタープラン」を上位計画として位置づけます。

また、その他関連計画と連動し、計画の整合性を図ります。

#### ■計画の位置づけ



## 1. 3. 都市計画マスタープランの役割

### ◆まちづくりを進める指針

本町の概況や町民の意向、第6次藍住町総合計画などの上位・関連計画により、まちづくりの主要課題を把握し、まちづくりの理念、将来目標及び将来都市像を示し、町民や行政、地域などが協働でまちづくりを進めるための指針となります。

### ◆個々の都市計画における相互調整

将来の都市像に基づき、土地利用、道路や公園・緑地、下水道などの施設整備、市街地整備、環境整備や景観の形成などのまちづくり事業、防災対策事業などについて、都市計画相互の調整を図ることができます。

### ◆個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針

都市計画を進めていくには、「藍住町都市計画マスタープラン」の将来目標及び将来都市像などの基本方針に即したものであることが必要であり、都市計画法をはじめ個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

## 2. 都市計画マスタープラン見直しの背景と観点

本計画は、都市計画を進めていくための指針として平成21年に策定し、本町の都市づくりを進めてきました。

しかし、策定から15年以上が経過し、人口減少・少子高齢社会の進行、産業構造の変化や多発する自然災害など、まちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、都市づくりを行う上で、その対応が求められています。

また、近年、国では新たな都市計画制度の創設や都市づくりの考え方が示される中、総合計画、徳島県の都市計画区域マスタープランなどの上位計画が改定されたことから、それらを踏まえ、上位計画に即した都市計画の指針が必要となったため、「藍住町都市計画マスタープラン」を改定するものです。

### ■社会経済情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化社会の進行、労働人口の減少
- 空き家・空き地などの未利用地の増加（都市のスポンジ化・低密度化）
- 頻発・激甚化する自然災害
- 公共施設（インフラ）の老朽化と更新時期の集中
- 国際社会全体の開発目標（SDGs）の理念
- 環境問題への意識の高まり（まちづくりGX、再生可能エネルギー、省エネルギーなど）
- ウォークアブルなまちづくり、こどもまんなかまちづくり
- グローバル化する経済環境
- 高度情報技術の進展（IoT、AI、まちづくりDXなど）
- 生活様式の変化（テレワークの増加など）
- 多様な価値観やニーズの多様化・高度化とワーク・ライフ・バランス

## ■新たな都市計画制度と都市づくりの考え方

### ○コンパクト・プラス・ネットワークの形成の推進

- ・立地適正化計画制度（都市再生特別措置法）
- ・鉄道沿線まちづくりガイドライン（国土交通省）
- ・公共施設等総合管理計画の策定要請（総務省）

### ○都市のスポンジ化対策

- ・低未利用土地利用促進協定制度、跡地等管理協定制度、低未利用土地権利設定等促進計画制度、立地誘導促進施設協定制度（都市再生特別措置法）
- ・都市計画協力団体制度、都市施設等整備協定制度（都市計画法）
- ・空き家対策（空き家対策の推進に関する特別措置法）

### ○健康・医療・福祉との連携したまちづくり

- ・健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（国土交通省）

### ○頻発・激甚化する自然災害への対応

- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制（都市計画法・都市再生特別措置法）
- ・立地適正化計画の強化（都市再生特別措置法）
- ・災害ハザードエリアからの移転の促進（都市再生特別措置法）
- ・強くしなやかな国民生活の実現（国土強靱化基本法）

### ○都市内のみどりの保全・活用

- ・田園住居地域（都市計画法）
- ・都市公園の再生・活性化（都市公園法）
- ・市民緑地認定制度（都市緑地法）

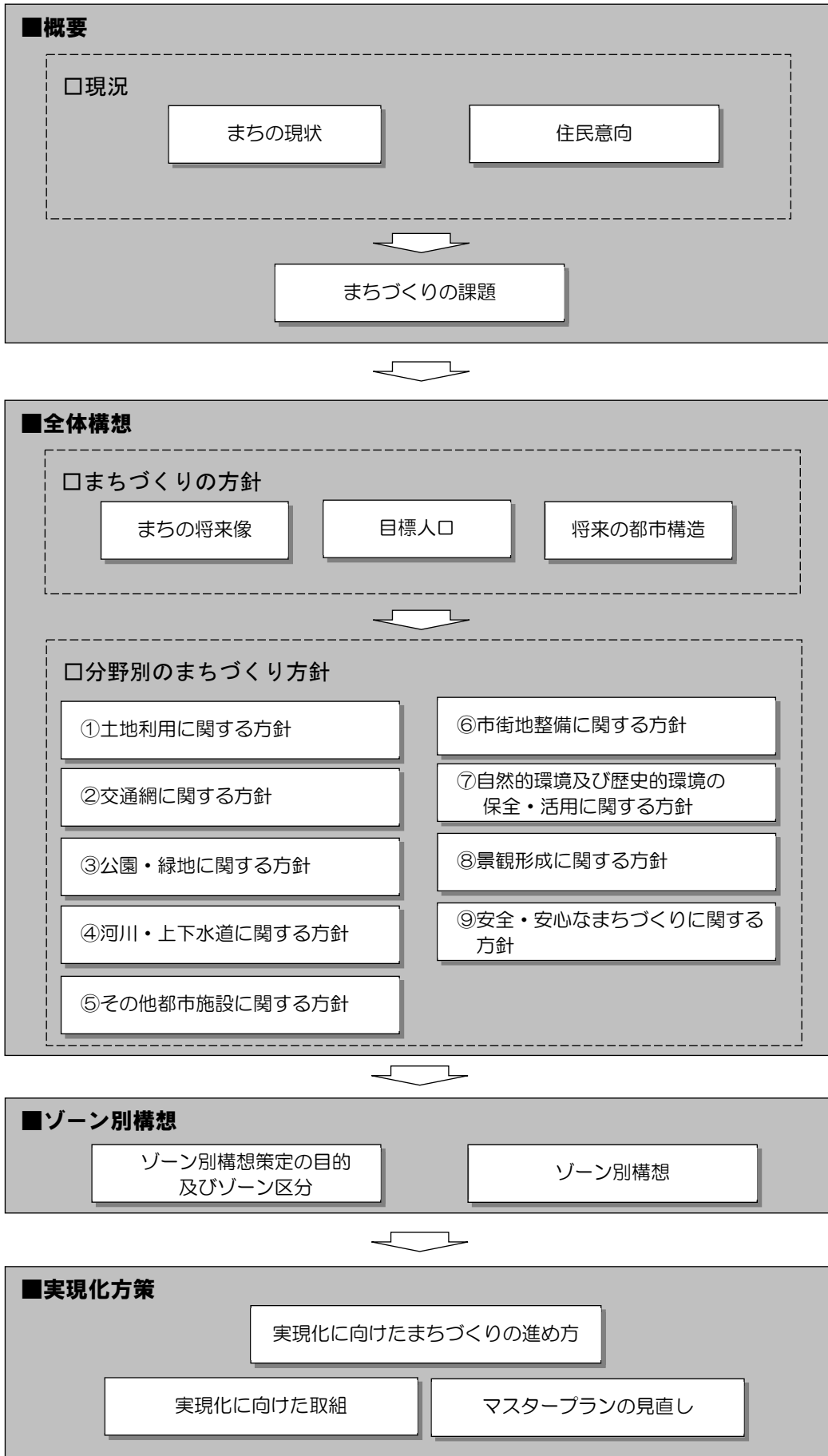
## 3. 都市計画マスタープランの構成

### 3.1. 計画の構成と策定の流れ

この計画は、「全体構想」と「ゾーン別構想」の2段階構成とし、「全体構想」は、都市全体のまちの将来像、土地利用、都市交通、都市施設、市街地整備などにかかる基本的な方針を示します。「ゾーン別構想」は、住宅地ゾーン、商業・沿道サービスゾーン、産業・流通ゾーン、田園集落ゾーンごとの現状と課題を踏まえ、土地利用の基本方針、都市施設の整備方針などのゾーン別基本方針を示します。



■計画の構成と策定の流れ



### 3.2. 計画の期間（目標年次）

本計画においては、令和8年（2026年）を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し、20年先の令和27年（2045年）を目標年次として方針を策定します。なお、都市施設の整備等は、概ね10年後の令和17年（2035年）年の姿として策定します。

令和8年  
(2026年)  
(計画始期)

令和27年  
(2045年)

中期的なまちづくり

長期的なまちづくり

社会経済情勢の変化に  
対応した適切な見直し

### 3.3. 計画の対象範囲

本計画は「藍住町全域（藍住都市計画区域）」を対象範囲とします。

#### ■対象範囲



## 4. 上位・関連計画の整理

本計画の上位計画である「第6次藍住町総合計画」及び徳島県が定める「藍住都市計画区域マスタープラン」に即し、まちづくりの方向性を整理します。

また、その他関連計画の取組内容を整理し、本計画との整合を図ります。

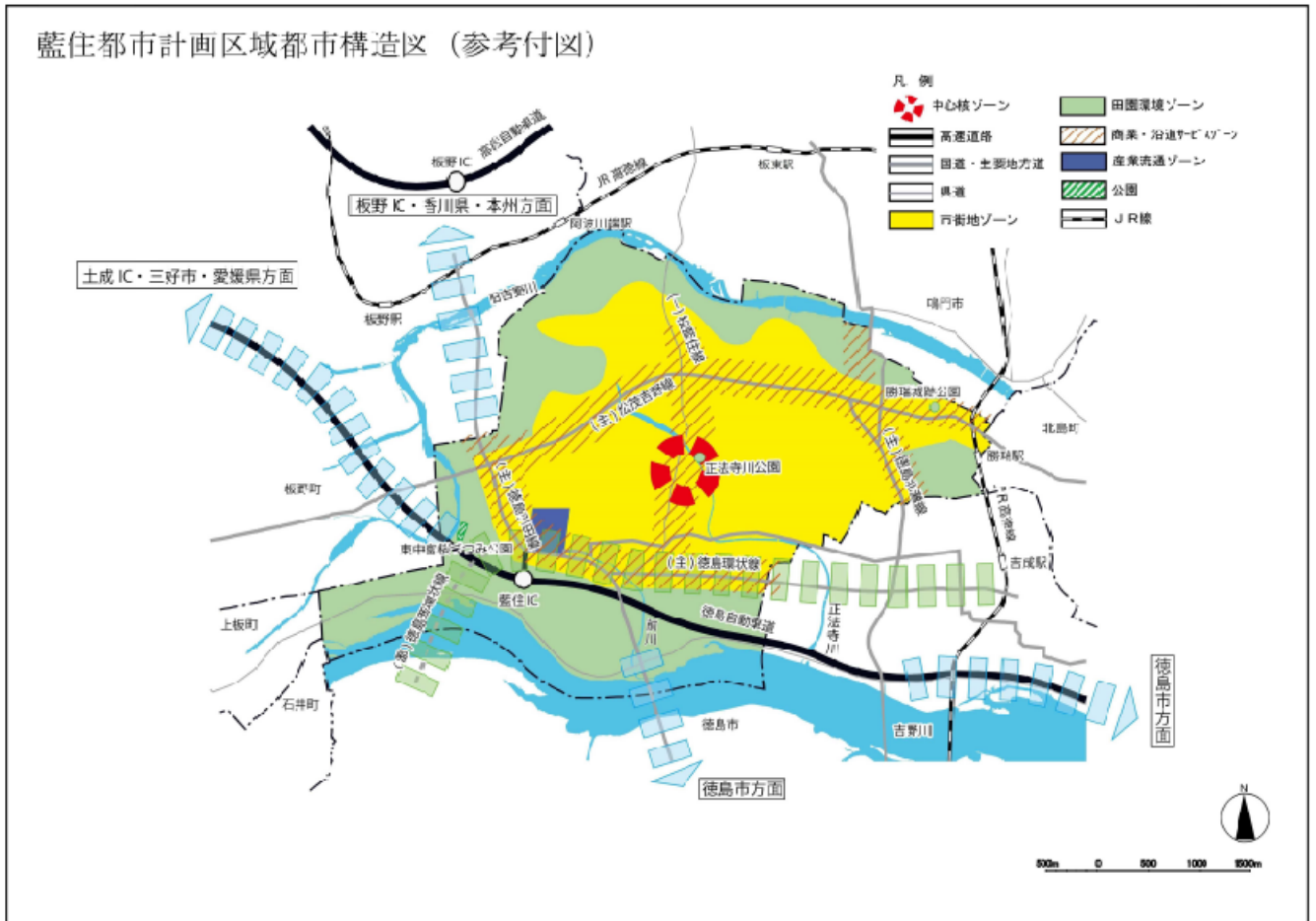
### 4. 1. 第6次藍住町総合計画（令和8年3月策定）

計画期間	基本構想（令和8年度～令和15年度） 基本計画（令和8年度～令和11年度）※前期基本計画（4年間）
将来像	「あい」とともに、住み続けられるまち 藍住
基本理念	<p>“あい”を受け継ぎ、ともに築く まちを受け継がれてきた価値を、「藍」「愛」「逢い」「A I」「相」の5つの“あい”として整理し、まちづくりを進める際の基本的な考え方とします。</p> <p>歴史や文化、人と人との関係、暮らしを支える仕組みを将来にわたって継承しつつ、社会情勢の変化に応じて必要な対応を行います。</p> <p>住民と行政がそれぞれの役割を認識し、協力しながらまちの課題に向き合うことで、持続的に暮らしを支え続けられる地域社会の形成を目指します。</p>
	<p><b>藍</b> 藍住町の歴史や文化に根づく価値を示します。町の歩みを理解し、地域の誇りとして次の世代へ継承していきます。</p>
	<p><b>愛</b> 安心して暮らせる環境や、人を思いやる心を示します。子どもから高齢者まで、誰もが安心して生活できるまちを目指します。</p>
	<p><b>逢い</b> 人と人が出会い、関わり、支え合う関係を示します。新旧住民や町と関係する町外の方とも世代をこえて交流できるつながりを育てます。</p>
	<p><b>A I</b> 生活や行政運営における便利さや効率化を示します。デジタル技術を適切に活用し、分かりやすく続けやすい仕組みを整えます。</p>
	<p><b>相</b> 住民と行政が協力し、役割を分かち合いながらまちを築く姿勢を示します。ともに課題に向き合い、持続可能な地域運営を進めます。</p>

## 4.2. 藍住都市計画区域マスタープラン（令和4年3月 県策定）

都市計画 の目標	目標年次	都市づくりの理念や将来の都市構造：令和17年（2035年） 区域区分及び都市施設の整備等：令和12年（2030年）
	都市づくり理念	安全・安心で快適な生活都市
	広域的な都市構造における位置づけ	本区域の東端部にはJR高徳線の勝瑞駅があり、今後とも交通の利便性を活かした、徳島市を中心とする都市圏のベッドタウンとして「安全・安心で快適な生活都市」の形成を目指すこととする。
	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本区域においては、区域区分を定めないこととする。</li> <li>住民と協働で都市計画マスタープランや、まちづくり計画を策定していくことが望まれる。このような過程の中で、特定用途制限地域の指定や地区計画など様々な都市計画手法の導入により、順次、建築物や土地利用の誘導、都市施設の整備などを行い「安全・安心で快適な生活都市」づくりを進めていく必要がある。</li> </ul>
主要な都市計画の決定の方針	土地利用（主要用途の配置の方針）	<ul style="list-style-type: none"> <li>松茂吉野線及び徳島環状線や、徳島引田線及び徳島北灘線に囲まれた区域及びその周辺は、「市街地ゾーン」として、計画的に都市基盤を整備し、農地と調和した良好な居住環境の創出を図る。</li> <li>藍住町役場周辺は、「中心核ゾーン」として公共施設の集積を図るとともに、文化や交流等の拠点として都市機能の充実を図る。</li> <li>幹線道路沿いは、「商業・沿道サービスゾーン」として、居住環境との調和を図りつつ、良好な都市空間の形成を図る。</li> <li>工業地、流通業務地については、既存の工場等において周辺環境と調和した操業環境の維持改善を図るとともに、藍住インターチェンジ周辺においては、立地条件を活かした「産業流通ゾーン」として、機能の充実を図る。</li> <li>吉野川や旧吉野川沿いの田園集落が広がる地域については、「田園環境ゾーン」として、営農環境の保全を図る。</li> </ul>
	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	<b>■主要な施設の整備目標</b> ①道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>（都）徳島西環状線（（主）徳島環状線）の整備</li> </ul> ②下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>藍住町公共下水道事業（流域関連）</li> </ul> ③河川 <ul style="list-style-type: none"> <li>総合流域防災事業 正法寺川</li> </ul>
	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	<b>■主要な施設の整備目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>勝瑞城館跡公園</li> </ul>

藍住都市計画区域都市構造図（参考付図）



4. 3. 藍住町国土強靱化地域計画（令和7年3月策定）

目標年度	令和11年度
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人命の保護が最大限図られる</li> <li>2 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</li> <li>3 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる</li> <li>4 迅速な復旧・復興を可能にする</li> </ol>
強靱化を推進する上での基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 強靱化に向けた取組姿勢</li> <li>2 適切な施策の組み合わせ</li> <li>3 効率的な施策の推進</li> <li>4 地域の特性に応じた施策の推進</li> </ol>

#### 4. 4. 藍住町公共施設等総合管理計画（令和4年3月更新）

計画期間	令和4年度から令和13年度までの10年間
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の総量を抑制していきます。</li> <li>2. 公共施設等の維持管理・運営方法の見直しを進めていきます。</li> <li>3. 資産を有効に活用していきます。</li> </ol>
公共施設等の管理に関する実施方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</li> <li>2. 住民との情報共有の実施方針</li> <li>3. 維持管理・修繕・更新等の実施方針</li> <li>4. 安全確保の実施方針</li> <li>5. 点検・診断等の実施方針</li> <li>6. 長寿命化の実施方針</li> <li>7. 周辺自治体との広域連携・PPP/PFI活用について</li> <li>8. 統合や廃止の推進方針 【保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針】</li> <li>9. 耐震化及び国土強靱化の実施方針</li> <li>10. ユニバーサルデザイン化の推進方針</li> <li>11. PDCAサイクルの推進方針</li> </ol>

#### 4. 5. 藍住町地域防災計画（令和5年4月策定）

基本方針	<p>本計画は、これまでの風水害や地震津波災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や、地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえば被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものである。防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。</p> <p>また、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模地震時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。</p>
------	--

#### 4. 6. 藍住町空家等対策計画（令和8年3月改定）

計画期間	平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度）までの7年間
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 空家等の発生抑制と適切な管理の促進</li> <li>(2) 空家等及び跡地の利活用に向けた取り組みの推進</li> <li>(3) 管理不全状態にある危険な空家等の対策と抑制</li> </ol>
空家等の発生抑制と適切な管理の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所有者等への啓発と情報提供</li> <li>(2) 相談体制の整備等</li> </ol>
空家等及び跡地の活用の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域住民のニーズに応えた空家等及び跡地の活用</li> <li>(2) 利活用可能な空家等及び跡地の流通促進</li> <li>(3) 地域に応じた柔軟な対策の検討</li> <li>(4) 関係法令等の遵守</li> </ol>



## 第1章 藍住町の概要

---



# 第1章 藍住町の概要

## 1. 藍住町を取り巻く現状

### 1.1. 広域的な位置づけ

本町は、徳島県の東部で、徳島平野を緩やかに流れる吉野川の河口部付近に位置しています。北に阿讃山脈を望み、南に吉野川が流れ、昔ながらの田園風景も見ることができる自然環境豊かな町です。南は徳島市、北は鳴門市、西は板野町、東は北島町と隣接しています。町の総面積は16.27km<sup>2</sup>で県全域の0.4%を占めています。

町内には、徳島市や北島町を結ぶ主要地方道徳島環状線が整備され、都市計画道路徳島西環状線が計画されています。また、徳島自動車道藍住インターチェンジが設置され、このインターチェンジと高松自動車道板野インターチェンジを結ぶ主要地方道徳島引田線が整備されるなど、東西方向及び南北方向に幹線道路が配置されています。公共交通機関は、徳島バスのほか、隣接する北島町との境界付近にJR 高徳線勝端駅があります。

#### ■ 広域的な位置づけ



## 1.2. 歴史と沿革

明治22年に勝瑞村、住吉村、矢上村、笠木村、乙瀬村の各村がありましたが、その後5村が合併して住吉村に、同じように奥野村、徳命村、東中富村、竹ノ瀬村、本村、成瀬村の6村が合併して藍園村として発足しました。藍園村と住吉村が昭和30年に合併して、現在の藍住町が誕生しました。以来様々な行政サービスを展開するとともに、住民の方々と住みよいまちづくりを行ってきました。

中世には細川氏や三好氏がこの地から全国にその名をさせ、町内では当時の栄華をしのばせる遺跡や遺物が出土しています。そのひとつである勝端城館跡は平成13年に国の史跡として指定され、現在、発掘調査や史跡の環境整備を行っています。

また、戦国時代から明治末期にかけては阿波藍の需要が高まり、藍の名産地として広く全国に知られるようになりました。今も町内には藍業者特有の長屋門や寝床を持つ、堂々とした屋敷が幾つか残っており、中でも有数の大藍商として栄えた奥村家は藍住町歴史館「藍の館」として整備されています。

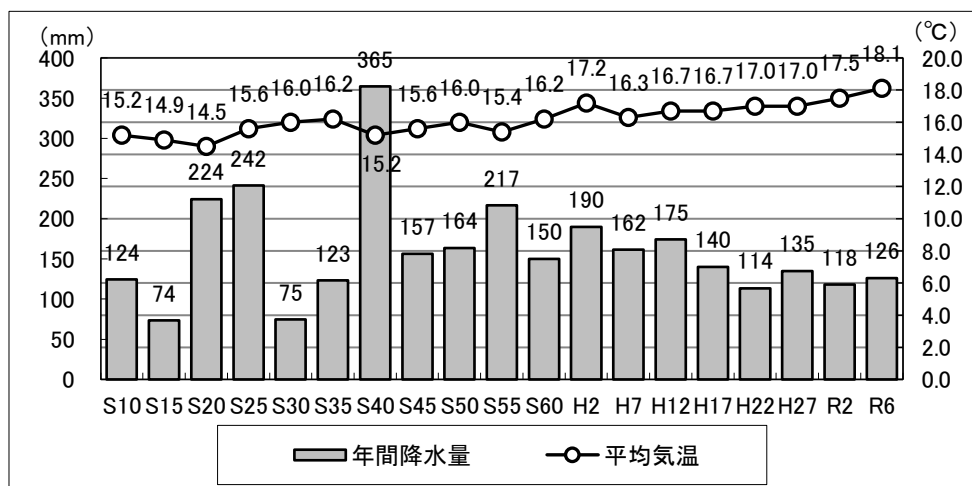
## 1.3. 自然的条件

### (1) 地勢と気候

本町は、吉野川と旧吉野川に囲まれたデルタ地帯で、吉野川の沖積によってできた平坦な土地の地勢が大半を占め、海拔は5.17m、山がない地形となっています。地質は、沖積層からなり、吉野川の左岸に属しています。

昭和10年からの気候の変化を見ると、年平均気温が2℃以上、上昇しており、年間降水量は年によってばらつきはありますが、平均で163mm程度となっています。

■気候の概要



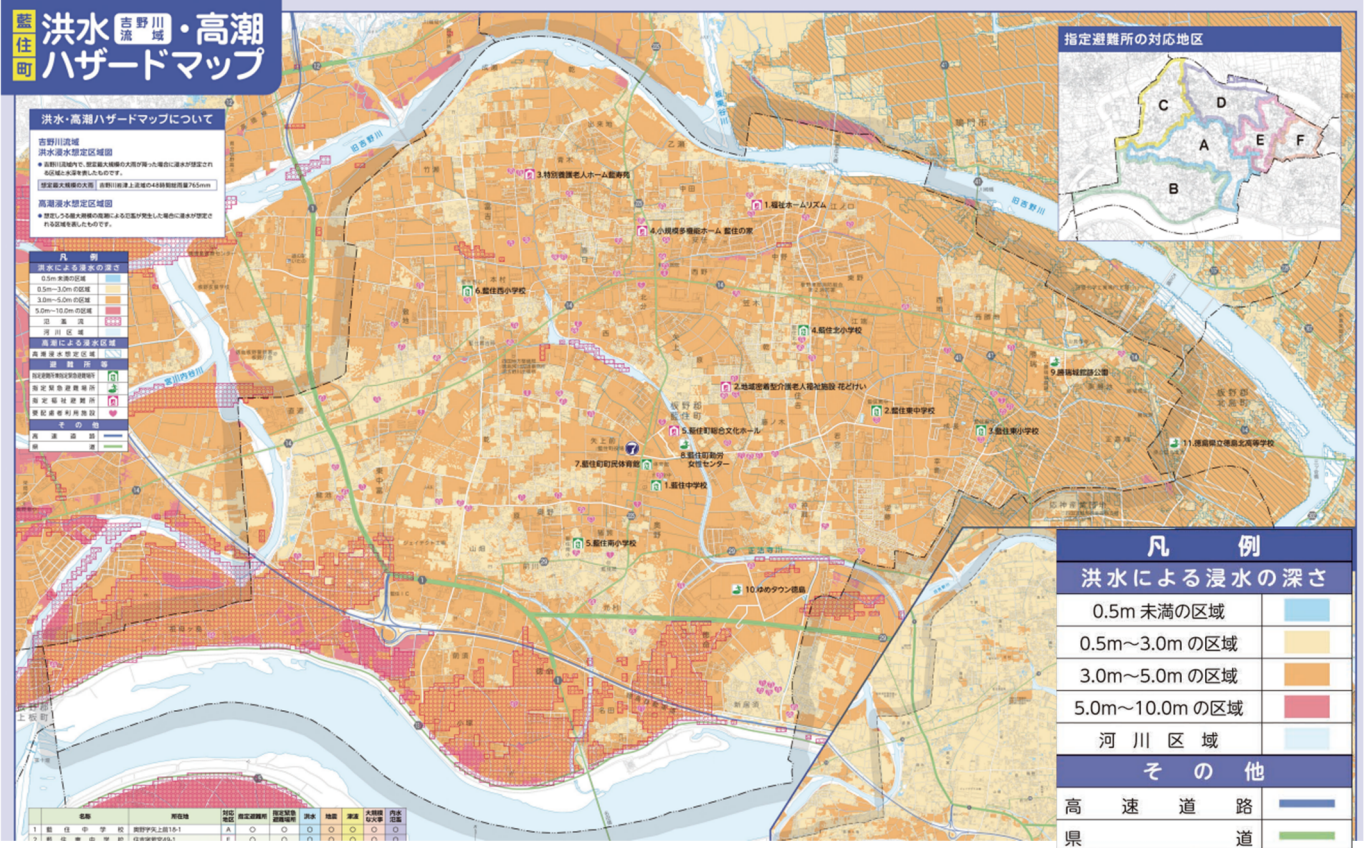
資料：気象庁（地点：徳島）

### (2) 自然災害

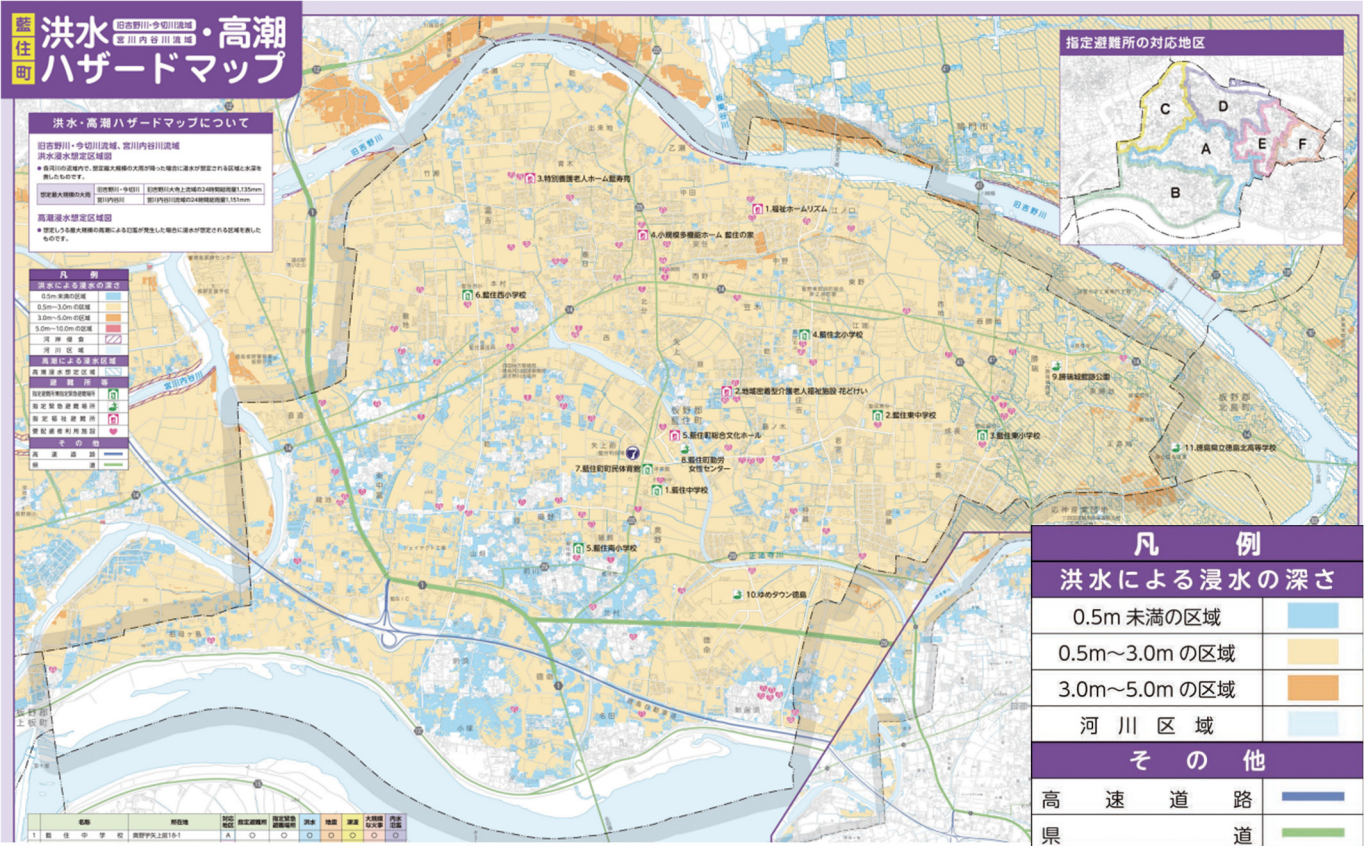
本町における自然災害の状況については、台風等が毎年通過しているものの、大規模な災害は発生していません。

また、山がないため、土石流及び地すべり等の危険区域はありませんが、吉野川及び旧吉野川に囲まれた地形のため、指定水防管理団体に指定されており、水防面における十分な対策を講じる必要があります。さらに、吉野川によって形成されたデルタ地帯であるため、地震時には液状化による被害の発生が懸念されます。

■洪水・高潮ハザードマップ（吉野川流域）



■洪水・高潮ハザードマップ（旧吉野川流域等）



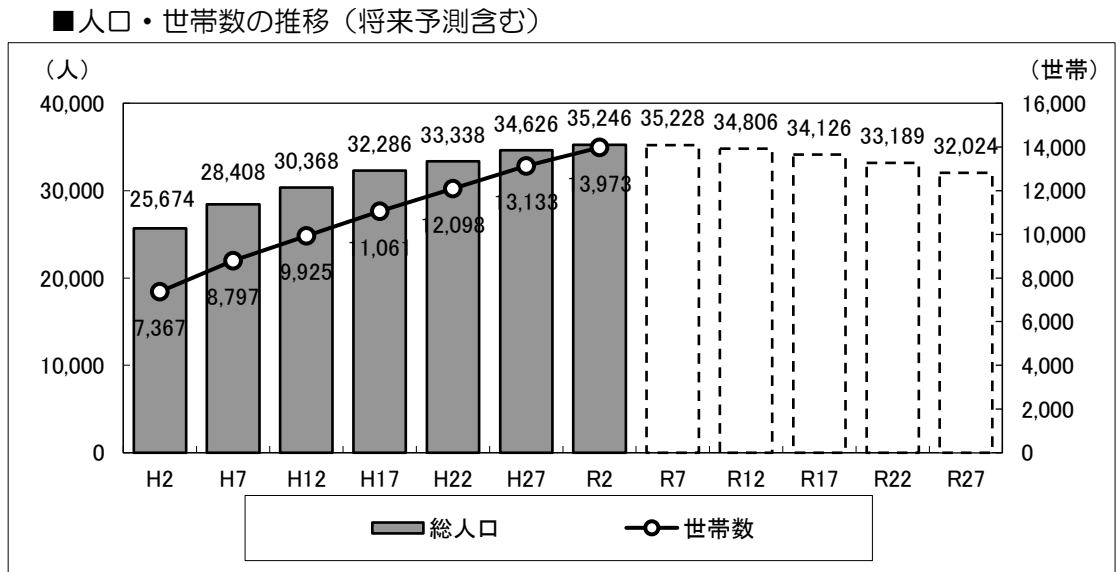
## 1.4. 社会・経済的条件

### (1) 人口・世帯

#### ① 人口・世帯数の推移

本町の人口は、令和2年の国勢調査によると35,246人であり、増加傾向が続いていますが、近年、増加の伸びは鈍化し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7年より減少に転じると予測されています。

また、世帯数においても増加傾向にあり、1世帯当たり人数は令和2年で2.52人となっています。



※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」  
国立社会保障・人口問題研究所より

資料：国勢調査（～令和2年）

#### ② 地区別人口・世帯数の増減

本町の地区別人口の増減を見ると、笠木地区の減少率が高く、東中富地区は平成22年から27年までは減少していましたが、令和2年にかけて増加に転じています。また、徳命地区や乙瀬地区は、近年減少傾向が見られます。

地区別世帯数の増減を見ると、笠木地区は近年、減少しましたが、その他の地区は、増加傾向にあります。

#### ■地区別人口・世帯数の推移

地区名	人口(人)					世帯数(世帯)				
	H22	H27	R2	増減率(%) H22-H27	増減率(%) H27-R2	H22	H27	R2	増減率(%) H22-H27	増減率(%) H27-R2
奥野	4,568	4,715	4,757	3.2	0.9	1,646	1,769	1,808	7.5	2.2
東中富	3,501	3,351	3,491	▲ 4.3	4.2	1,320	1,320	1,493	0.0	13.1
徳命	3,620	3,810	3,717	5.2	▲ 2.4	1,348	1,468	1,522	8.9	3.7
富吉	3,625	3,919	3,996	8.1	2.0	1,251	1,423	1,568	13.7	10.2
勝瑞	5,494	5,795	5,918	5.5	2.1	2,026	2,248	2,354	11.0	4.7
笠木	1,423	1,388	1,229	▲ 2.5	▲ 11.5	551	563	531	2.2	▲ 5.7
住吉	4,265	4,630	4,793	8.6	3.5	1,493	1,670	1,778	11.9	6.5
矢上	4,625	4,793	5,129	3.6	7.0	1,654	1,811	1,983	9.5	9.5
乙瀬	2,217	2,225	2,216	0.4	▲ 0.4	809	861	936	6.4	8.7
合計	33,338	34,626	35,246	3.9	1.8	12,098	13,133	13,973	8.6	6.4

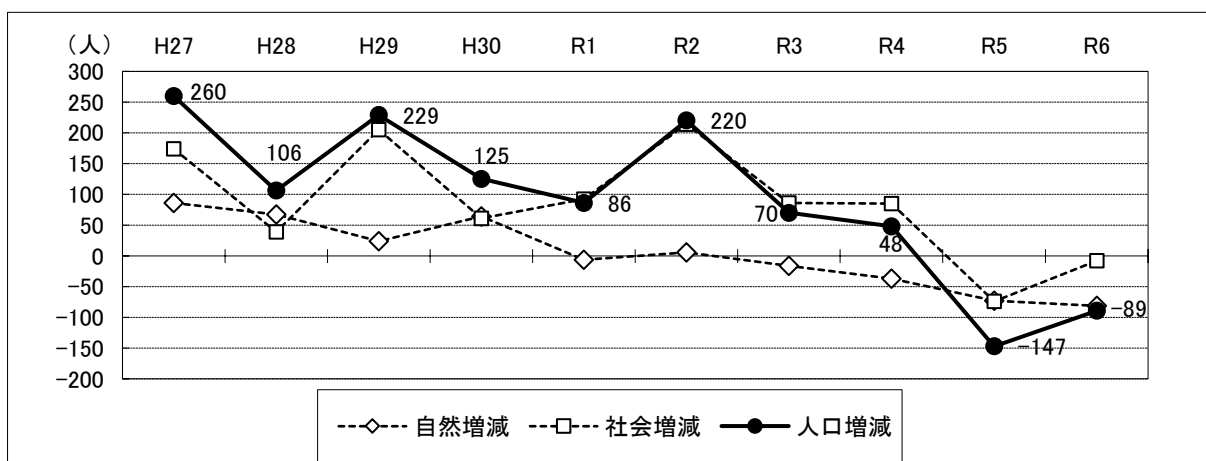
資料：国勢調査（～令和2年）

### ③ 人口動態

本町の自然増減（出生数－死亡者数）を平成27年から令和6年で見ると、近年、出生数の低下や死亡者数の増加により、減少で推移しています。また社会増減（転入者数－転出者数）は、平成27年から転入者が転出者を上回っていましたが、令和5年では、転出者が転入者を上回りました。

本町に転入してきた転入前の住所地を見ると、隣接する徳島市が最も多く24%であり、周辺市町など徳島県内からの転入が57%と多く見られます。一方、転出後の住所地を見ると、徳島市を初めとする県内などへの転出は、53%となっており、県外への転出が顕著に見られます。

#### ■人口動態の推移

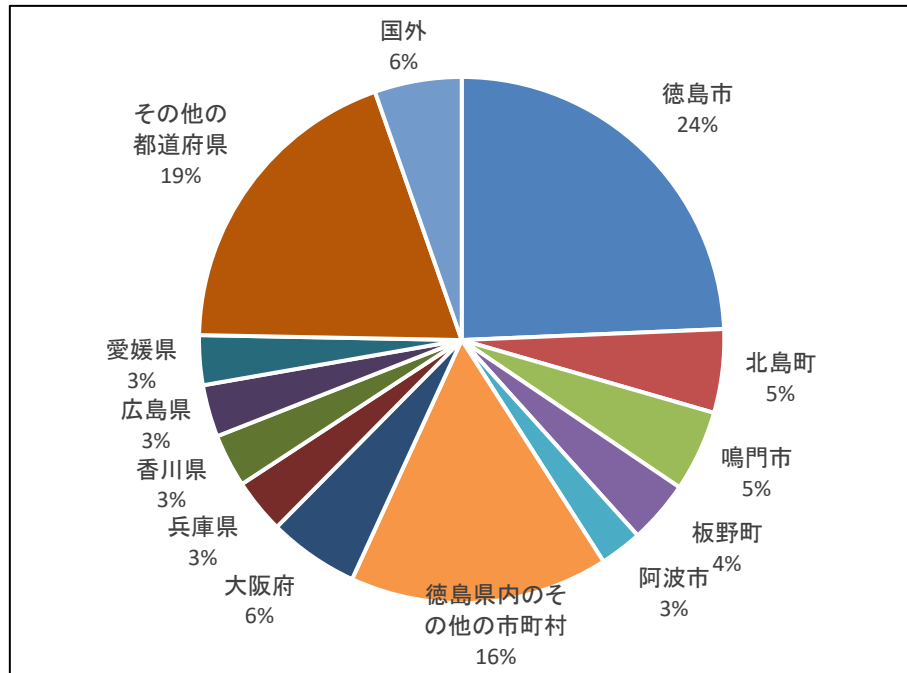


単位: 人	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	352	330	342	330	295	303	300	308	282	275
死亡者数	266	263	318	266	301	297	316	345	355	356
自然増減	86	67	24	64	-6	6	-16	-37	-73	-81
転入者数	1,598	1,490	1,552	1,518	1,517	1,491	1,413	1,444	1,352	1,345
転出者数	1,424	1,451	1,347	1,457	1,425	1,277	1,327	1,359	1,426	1,353
社会増減	174	39	205	61	92	214	86	85	-74	-8
人口増減数	260	106	229	125	86	220	70	48	-147	-89
累計	260	366	595	720	806	1,026	1,096	1,144	997	908

※各年1月～12月の1年間の数値。

資料:住民基本台帳(令和7年1月)

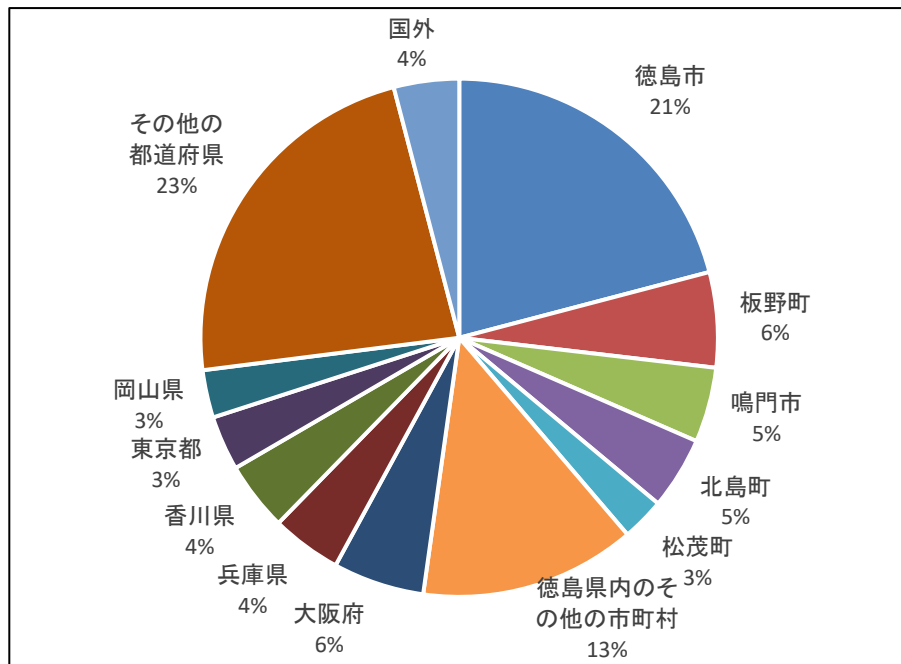
■転入前の住所地



※各年1月～12月の1年間。

資料:徳島県人口移動調査年報(令和6年)

■転出後の従前地



※各年1月～12月の1年間。

資料:徳島県人口移動調査年報(令和6年)

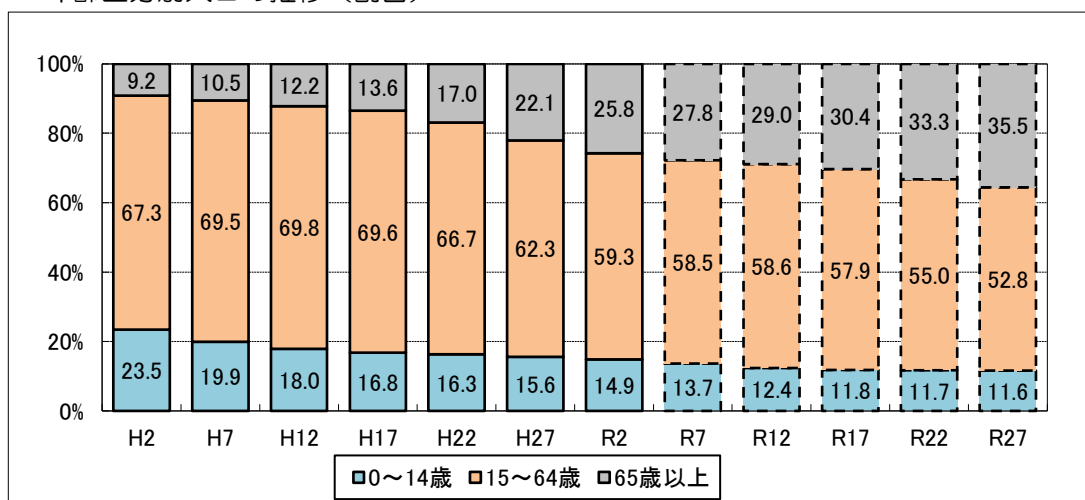
#### ④ 年齢別人口

本町の令和2年の年齢区分別人口を見ると、0～14歳（年少人口）が5,186人（14.9%）、15～64歳（生産年齢人口）が20,635人（59.3%）、65歳以上（老年人口）が8,993人（25.8%）となっています。

近隣の市町と比較すると、65歳以上（老年人口）の人口割合は、北島町と同率の25.8%であり、徳島県内の市町村では最も割合が低くなっています。また、0～14歳（年少人口）の人口割合は、14.9%となっており、北島町に次いで徳島県内では2番目に高い割合となっています。徳島県平均と比較しても、65歳以上（老年人口）の人口割合は低く、0～14歳（年少人口）の人口割合は高い状況にあります。

しかし、年齢区分別人口の割合の推移を見ると、65歳以上（老年人口）の割合が高く、0～14歳（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）の割合は低くなってきており、今後もこのような少子高齢化の傾向は続くと予測されています。

■年齢区分別人口の推移（割合）

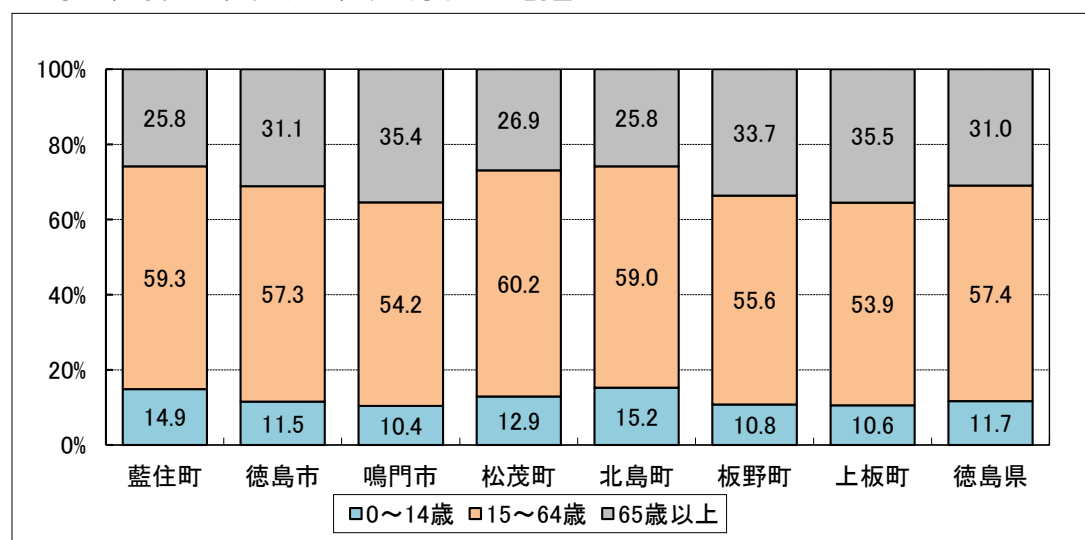


※不詳を除く(H2～R2)

資料：国勢調査（～令和2年）

※令和7年以降は、「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」  
国立社会保障・人口問題研究所より

■周辺市町及び県平均の年齢区分別人口割合



※不詳を除く

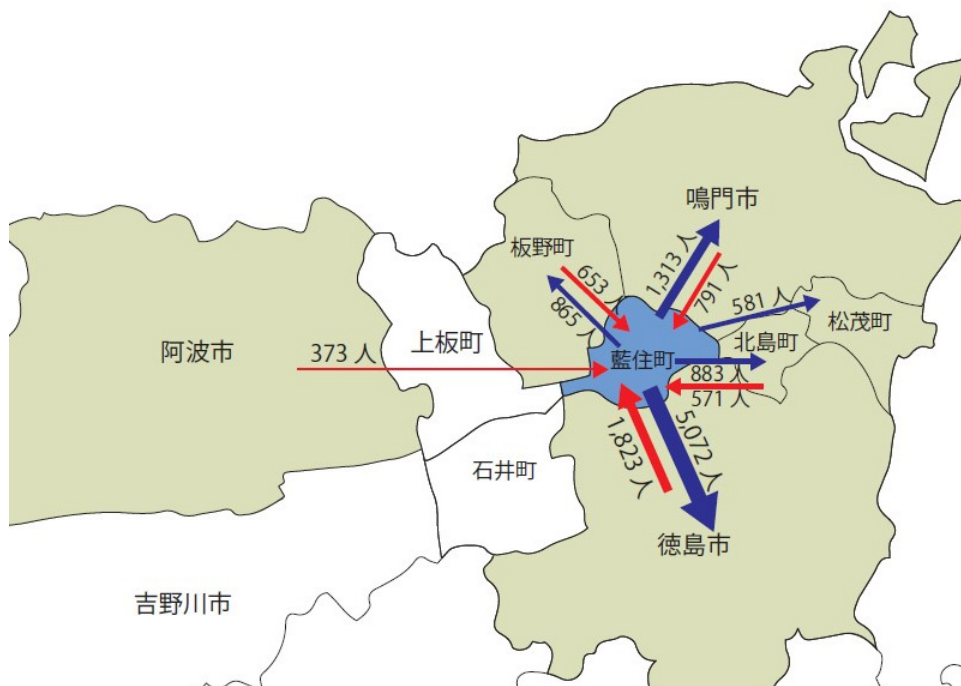
資料：国勢調査(令和2年)

### ⑤ 就業・通学者の移動

令和2年の国勢調査の結果をもとに、就業・通学者の状況を見ると、徳島市や鳴門市との流出入が多くなっています。

また、本町の就業・通学者の移動の状況を見ると、流入よりも流出が多くなっています。

#### ■就業・通学者の移動



資料：国勢調査（令和2年）

#### ■就業・通学者の状況（15歳以上の就業・通学者）

	常住地による 就業・通学者数 (人)	流出		従業地による 就業・通学者数 (人)	流入		就業・通学者 比率 (従/常) (%)	藍住町に常住し、 藍住町で 従業・通学者数 (人)
		就業・通学者数 (人)	流出率 (%)		就業・通学者数 (人)	流入率 (%)		
藍住町	18,446	11,334	61.4	12,832	5,720	44.6	69.6	7,112

	流出			流入		
	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)
第1位	徳島市	5,072	27.5	徳島市	1,823	14.2
第2位	鳴門市	1,313	7.1	鳴門市	791	6.2
第3位	北島町	883	4.8	板野町	653	5.1
第4位	板野町	865	4.7	北島町	571	4.4
第5位	松茂町	581	3.1	阿波市	373	2.9

※常住地…同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、又は3ヶ月以上にわたって住むことになっている場所

※従業地…従業地とは、就業者が従業している場所

※従/常…従業地による就業・通学者数を常住地による就業・通学者で割ったもの

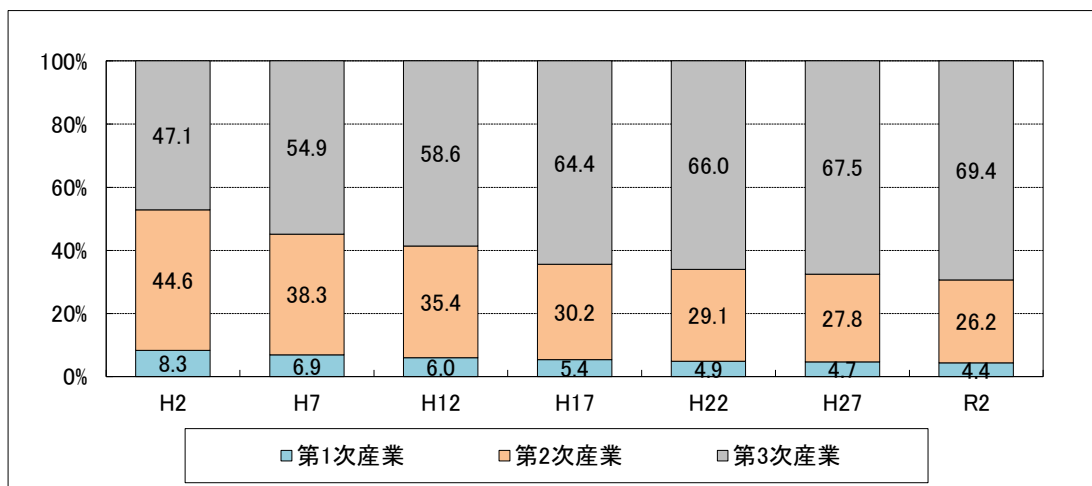
資料：国勢調査（令和2年）

⑥ 就業人口

就業人口は、第1次産業及び第2次産業が減少傾向、第3次産業は増加傾向にあります。第3次産業の占める割合が高く、令和2年では69.4%となっています。

近隣の市町や徳島県平均と比較しても、産業大別人口の割合は概ね同様の傾向となっています。

■産業大別人口（割合）の推移

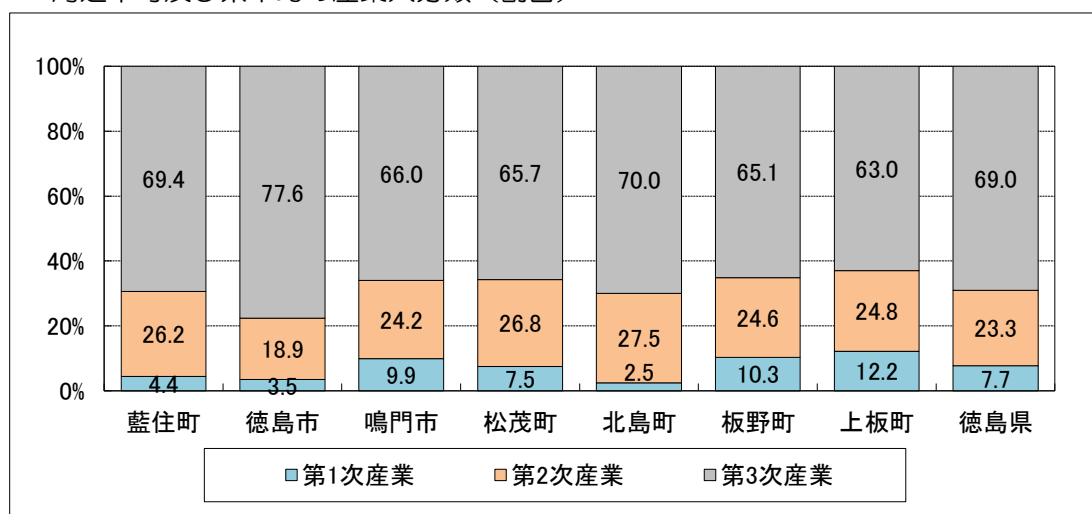


単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業人口 (人)	13,074	14,232	15,060	15,934	15,147	15,934	15,312
第1次産業 (人)	1,090	977	901	862	740	744	674
第2次産業 (人)	5,830	5,445	5,336	4,812	4,414	4,432	4,007
第3次産業 (人)	6,154	7,810	8,823	10,260	9,993	10,758	10,631
就業率 (%)	50.9	50.1	49.6	49.4	44.2	44.6	43.4

※分類不能を除く

資料: 国勢調査(～令和2年)

■周辺市町及び県平均の産業大分類（割合）



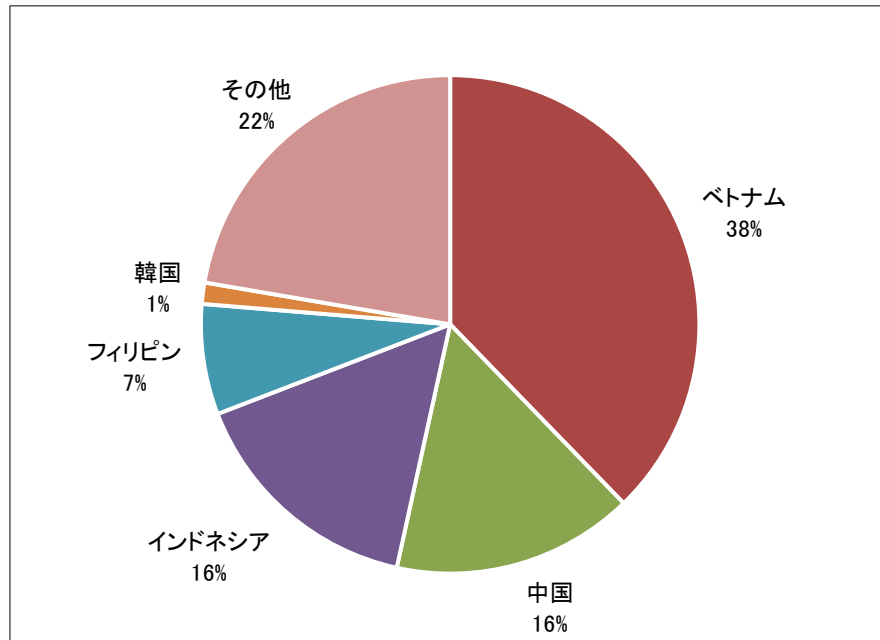
※分類不能を除く

資料: 国勢調査(令和2年)

⑦ 外国人人口

本町の外国人人口を見ると、増加傾向にあり、令和5年では363人となっています。国別では、近年、ベトナム人の増加が大きく、外国人人口の約38%を占めています。

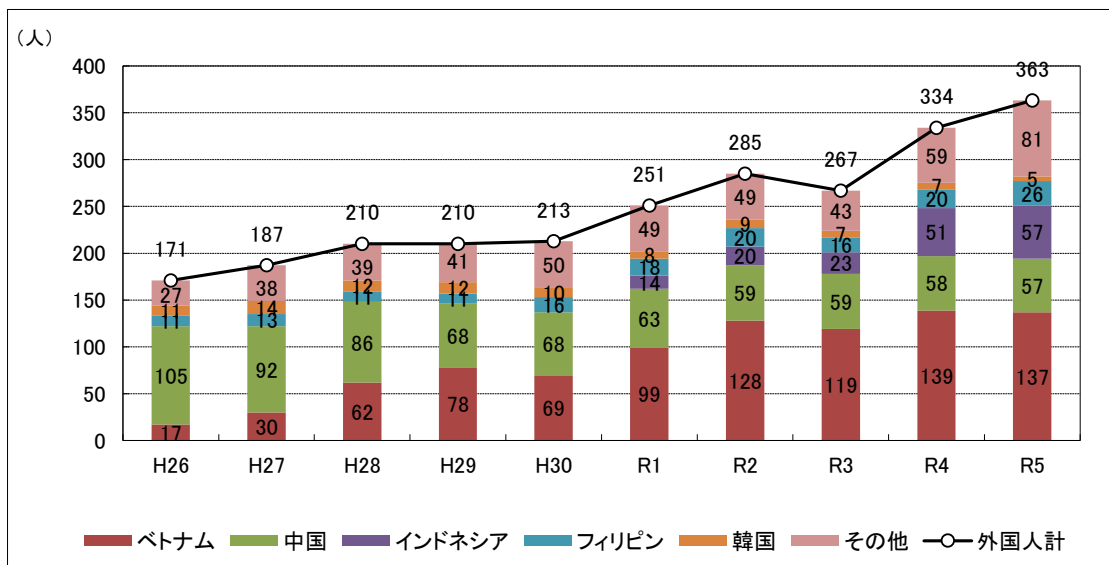
■外国人人口の国別割合



※調査時期:12月

資料:在留外国人統計(法務省)(令和5年、公表:翌年7月)

■外国人人口の推移



単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人計 (人)	171	187	210	210	213	251	285	267	334	363
ベトナム	17	30	62	78	69	99	128	119	139	137
中国	105	92	86	68	68	63	59	59	58	57
インドネシア	-	-	-	-	-	14	20	23	51	57
フィリピン	11	13	11	11	16	18	20	16	20	26
韓国	11	14	12	12	10	8	9	7	7	5
その他	27	38	39	41	50	49	49	43	59	81

※調査時期:12月

資料:在留外国人統計(法務省)(~令和5年、公表:翌年7月)

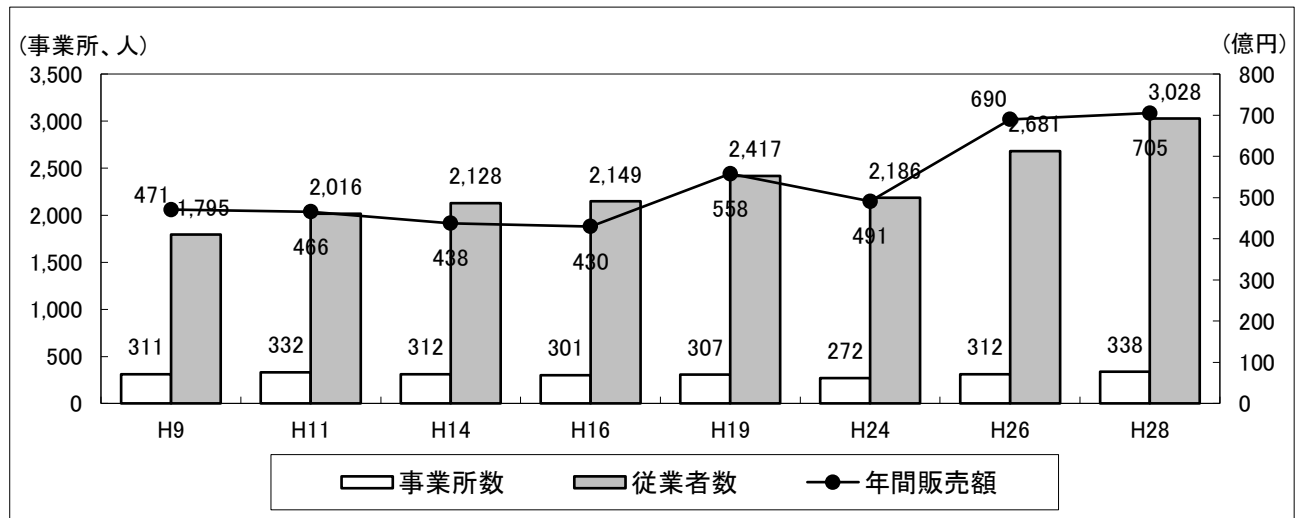
※平成26年~平成30年のインドネシアは区分がないため人数は不明。

## (2) 産業

### ① 商業

事業所数は、平成28年で338事業所となっており、約300事業所程度で推移しています。また、従業者数は、平成24年で一旦減少しましたが、増加傾向が続いています。年間販売額については、減少傾向にありましたが、平成19年で増加に転じ、その後、概ね増加傾向にあります。

■事業所数、従業者数、年間販売額の推移



単位	平成9年			平成11年			平成14年			平成16年		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)
藍住町	311	1,795	471	332	2,016	466	312	2,128	438	301	2,149	430
単位	平成19年			平成24年			平成26年			平成28年		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (億円)
藍住町	307	2,417	558	272	2,186	491	312	2,681	690	338	3,028	705

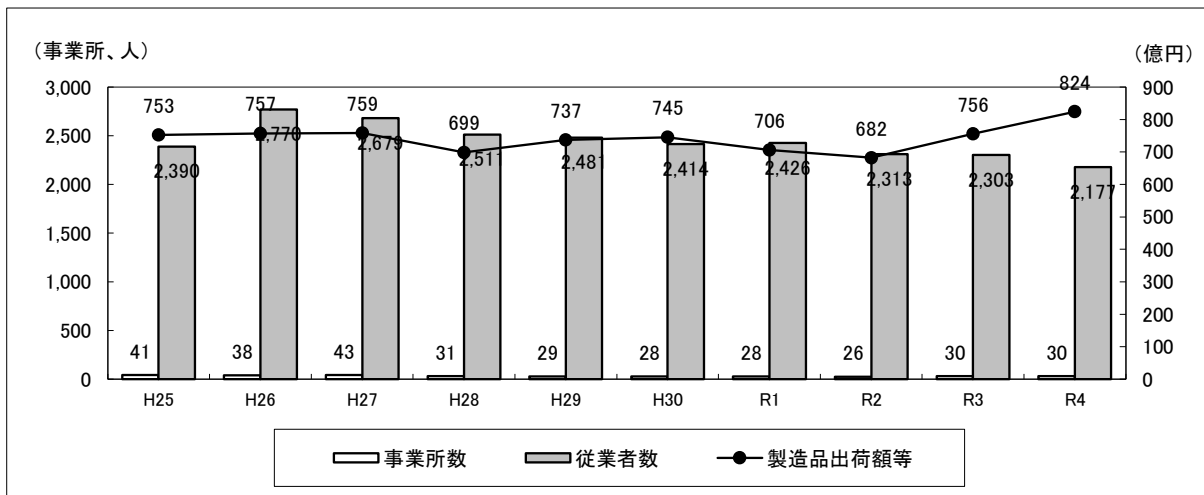
資料：商業統計調査(平成9年～平成19年、平成26年)、経済センサス(平成24年、平成28年)

※商業統計調査と経済センサスは、調査対象、集計対象等が異なるため、平成24年以降は参考値。

② 工業

事業所数は、20～40事業所程度で推移しており、令和3年では30事業所となっています。また、従業者数は、平成26年以降は減少傾向にあり、製造品出荷額等は、600～700億円程度で推移しています。

■事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



単位	平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)
藍住町	41	2,390	753	38	2,770	757	43	2,679	759	31	2,511	699	29	2,481	737
単位	平成30年			令和1年			令和2年			令和3年			令和4年		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (億円)
藍住町	28	2,414	745	28	2,426	706	26	2,313	682	30	2,303	756	30	2,177	824

資料：工業統計調査(平成24年～平成26年、平成28～令和1年、経済センサス活動調査(平成27年、令和2年)、経済構造実態調査(令和3年)

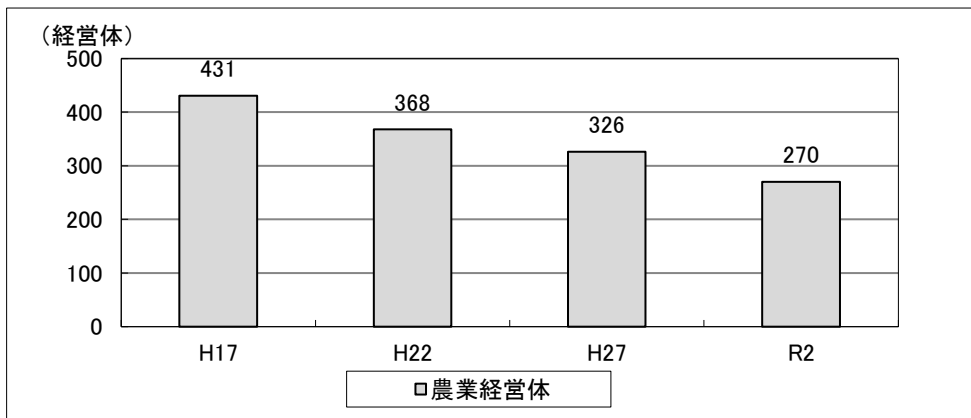
※経済構造実態調査は、調査対象が工業統計調査・経済センサス活動調査とは異なるため、参考値として記載。

### ③ 農業

農業経営体数を見ると、減少傾向にあり、令和2年の時点では270経営体となっています。そのうち法人化している経営体は令和2年で5経営体となっています。

また、耕作放棄地（遊休農地）の状況を見ると、近年は、宅地化、農地の貸借による減少が見られます。

■農業経営体数の推移

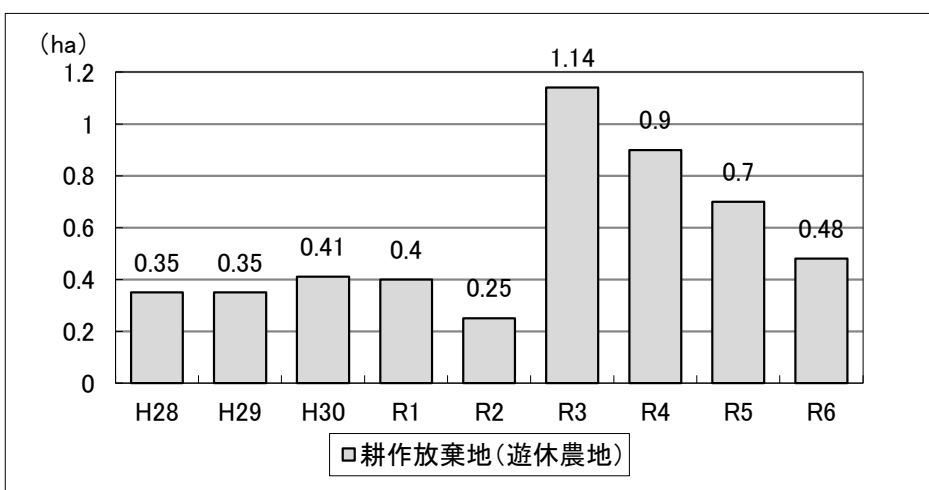


		単位	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体数		(経営体)	431	368	326	270
	法人(株式会社)	(経営体)	0	1	4	5
	法人(有限会社)	(経営体)	1	—	—	—
	個人	(経営体)	428	367	322	265

資料：農林業センサス

※農業経営体：農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が30a以上、(2)農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模(露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等)、(3)農作業の実施、のいずれかに該当する者

■耕作放棄地（遊休農地）面積の推移



資料：農業委員会活動報告(R7.6)

※R2からR3にかけての増加は、チェック体制を強化したため

#### ④ 観光

本町には、「藍の館」「勝瑞城館跡」「バラ園」などの観光地があります。藍の館は、全国でも珍しい藍の専門資料館として平成元年8月に開館しました。藍染体験や民俗資料の見学ができ、地元はもちろん全国的にも人気が高い施設です。令和3年度頃のコロナ感染症の拡大や、施設改修の時期には、一時的に入館者数が減少しましたが、近年は、増加傾向にあります。

勝瑞城館跡は、戦国時代末期に阿波を支配した三好氏の館跡であると考えられている大規模な遺跡です。戦国時代に阿波の実権を握っていた三好氏の城館跡であるとして平成13年1月29日、国史跡に指定されました。

バラ園は、園内に約300種類、1,100株のバラが植えられおり、シーズンになると色鮮やかな花々と豊潤な香りに包まれます。

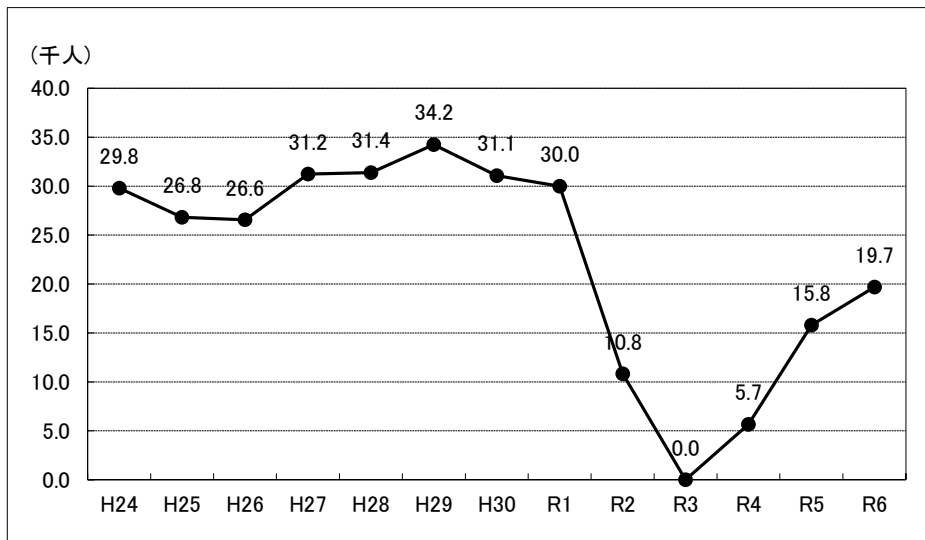
また、令和6年には、桜づつみ公園内にバーベキューエリアがオープンしました。

#### ■観光施設位置図



資料:観光マップを加工

#### ■藍の館入館者数の推移



※R3年度、R4.4～R4.10は施設改修による営業休止

資料:R7.4集計

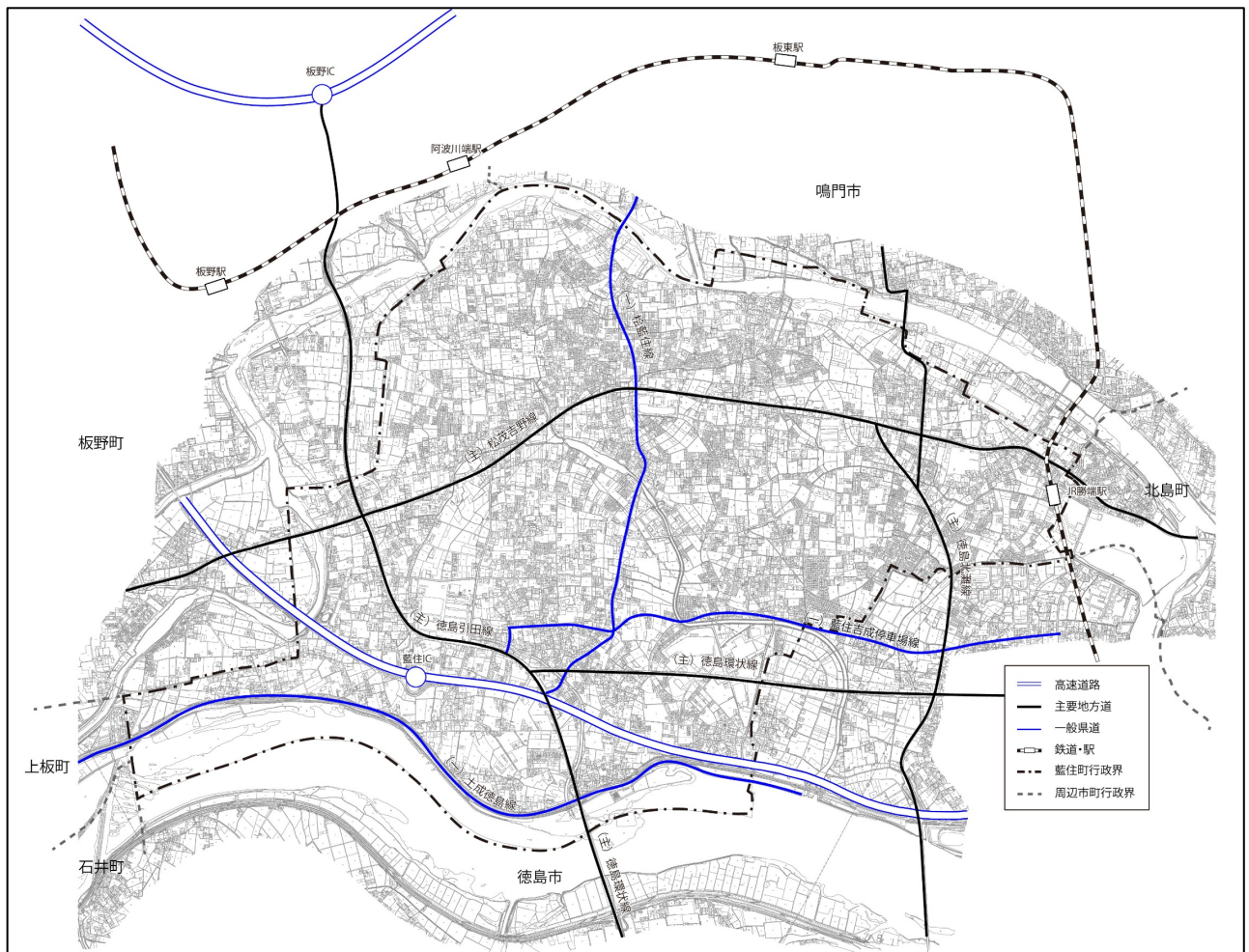
### (3) 交通

#### ① 道路

本町の道路網は、主要地方道徳島環状線や主要地方道松茂吉野線が東西方向に走り、主要地方道徳島引田線や主要地方道徳島北灘線が南北方向に走っています。

また、町内には、高規格幹線道路である徳島自動車道の藍住インターチェンジが位置し、高松自動車道の板野インターチェンジを結ぶ主要地方道徳島引田線が整備されるなど広域道路ネットワークの整備が行われており、その他の幹線道路についても整備が進んでいます。

#### ■ 道路状況図

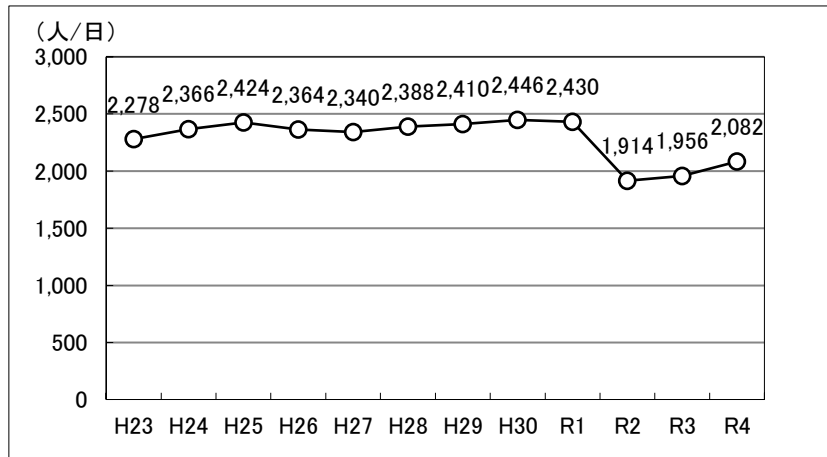


#### ② 公共交通

本町には、鉄道駅として JR 高徳線勝瑞駅があり、住民の通勤・通学など生活の足として利用されています。1日当たり乗降客数の推移を見ると、令和2年にコロナの影響もあり、大幅に減少していますが、それ以前の乗車人員は2,400人程度で、ほぼ横ばい傾向にあります。

また、バスについては、町内及び近隣市町村間の足である路線バスが運行されています。

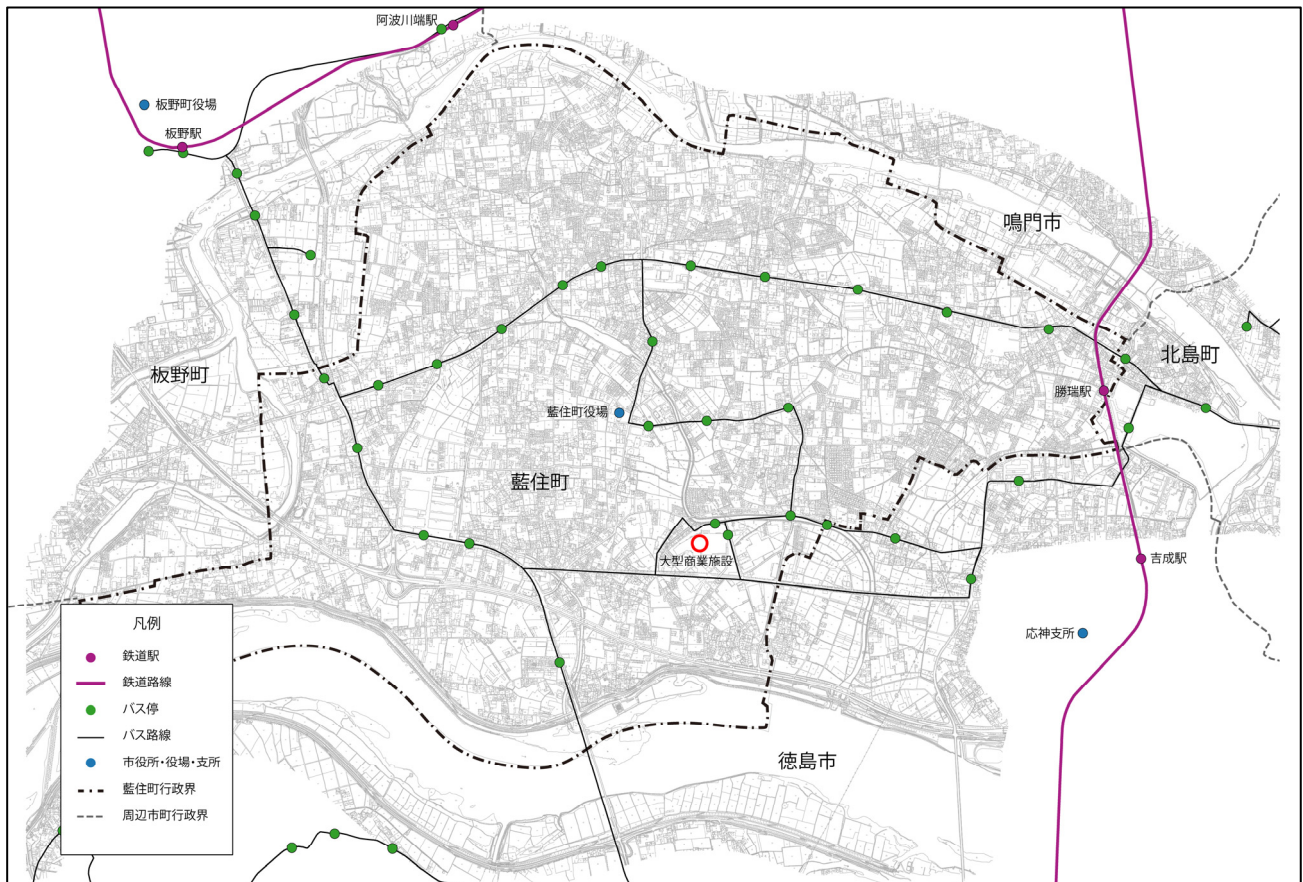
■勝瑞駅の1日当たりの乗降客数の推移



単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
勝瑞駅 (人/日)	2,278	2,366	2,424	2,364	2,340	2,388
	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
	2,410	2,446	2,430	1,914	1,956	2,082

資料: 国土数値情報 (駅別乗降客数データ ~令和4年、公表: 令和5年)

■公共交通の整備状況



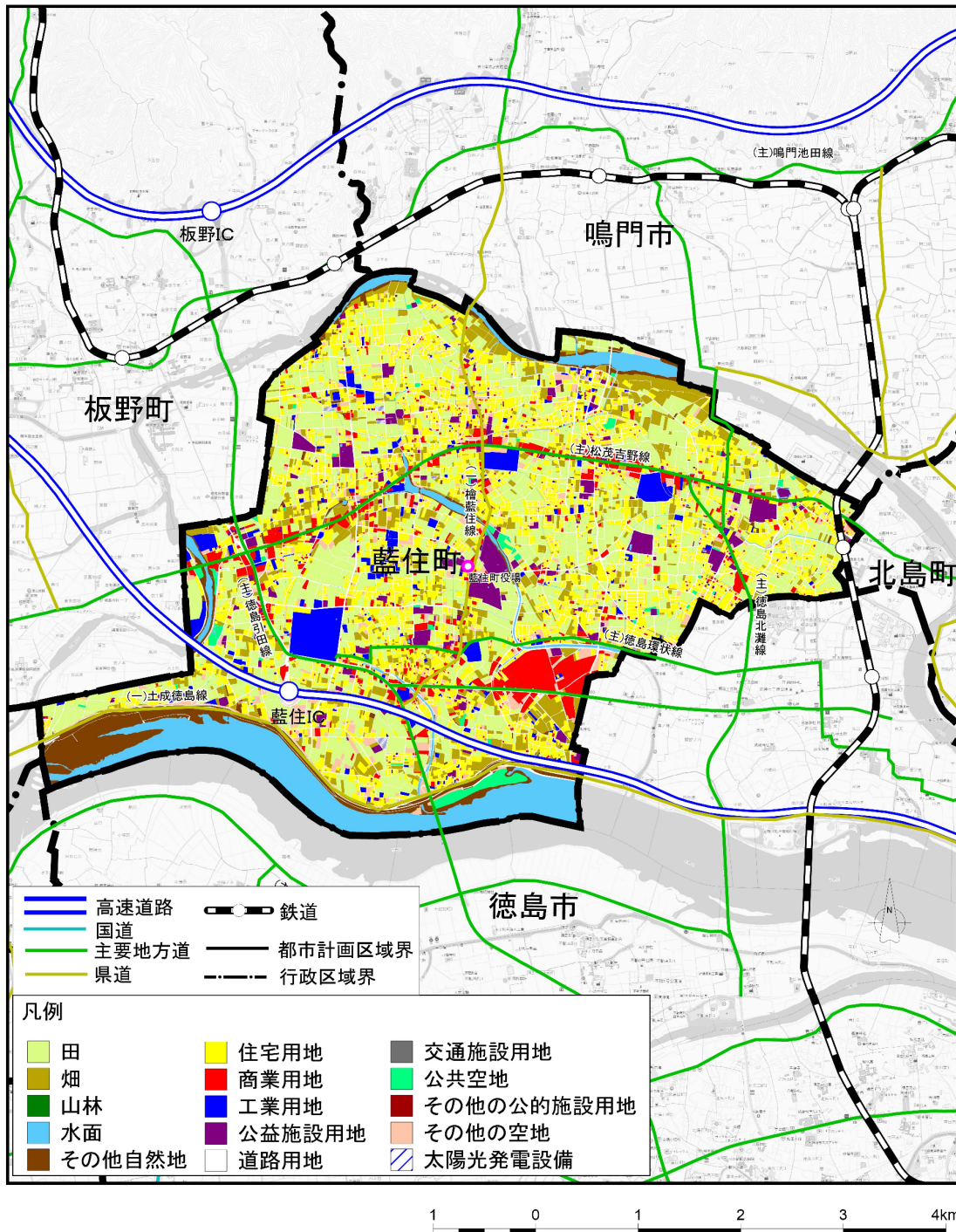
資料: 国土数値情報、徳島バス HP、庁内資料より作成

#### (4) 土地利用

##### ① 土地利用状況

土地利用の状況を見ると、住宅地は、町域全般に分布が見られ、商業地や工業地は主要地方道松茂吉野線などの幹線道路沿道に集中しています。一方幹線道路沿道から離れると、田畑と住宅が混在して分布する状況となっています。

■土地利用現況図



資料：平成30年度都市計画基礎調査

##### ② 土地利用規制状況

本町は、全域に都市計画区域、農業地域（農業振興地域）が指定されています。



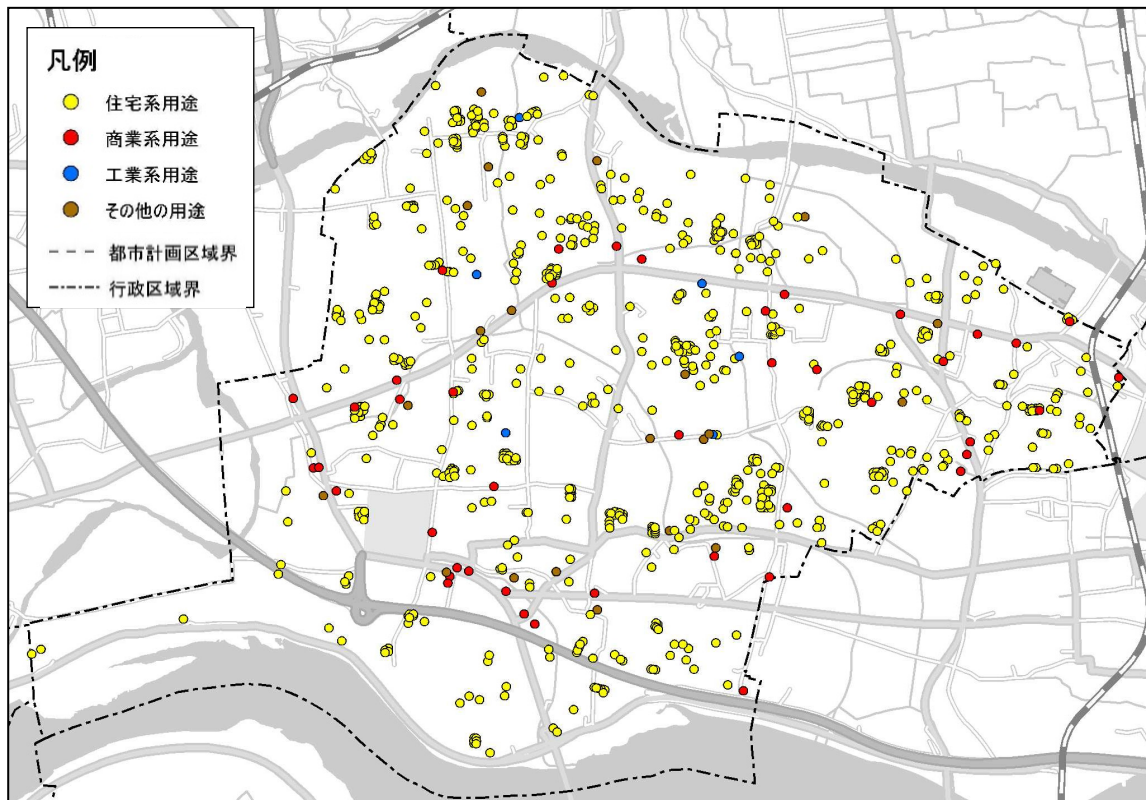
## ■用途別新築建築物の推移

用途	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
住宅	208	246	208	185	195	182	203	157	156	154
農林水産業用建築物	2	2	2	1	2	2	3	1	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物	1	1	2	0	3	2	2	1	1	1
製造業用建築物	0	0	3	5	3	2	1	0	2	6
電気・ガス・熱供給・水道業用建築物	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
運輸業用建築物	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
卸売業、小売業用建築物	6	2	0	0	0	2	0	2	3	2
金融業、不動産業用建築物	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2
宿泊業、飲食サービス業用建築物	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0
教育、学習支援業用建築物	1	1	3	2	1	3	1	0	0	0
医療、福祉用建築物	4	5	2	3	3	4	1	3	0	4
その他のサービス業用建築物	0	4	2	4	6	2	2	1	0	3
公務用建築物	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0
他に分類されない建築物	2	3	2	0	3	1	0	1	2	0
合計	226	265	226	201	217	201	217	167	169	172

※年度

資料：建築着工統計調査

## ■新築建物分布図（平成25年（2013年）～平成29年（2017年））

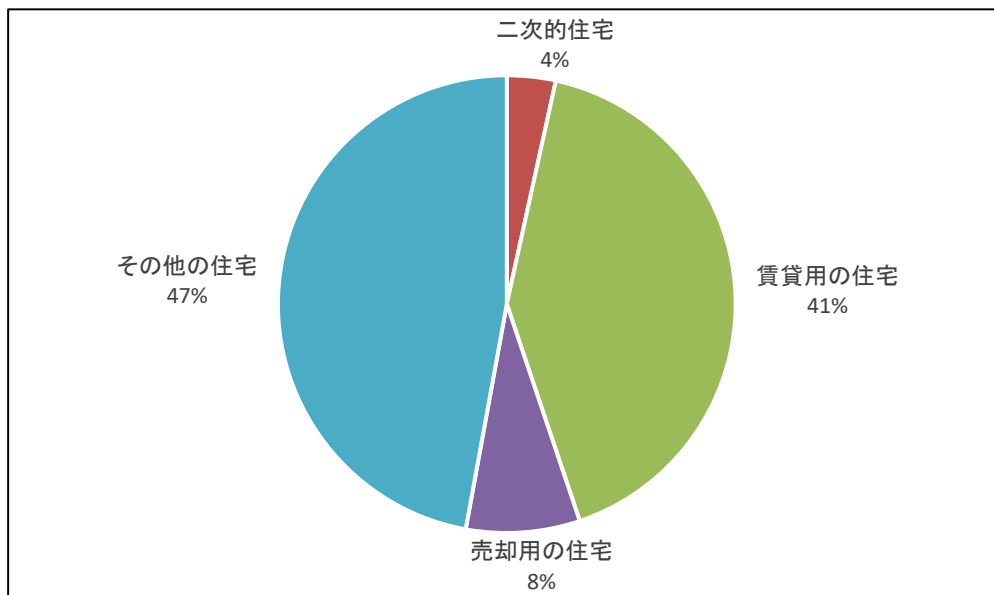


資料：平成30年度都市計画基礎調査

⑤ 空き家の状況

本町の空き家は、令和5年で、1,740戸程度あり、総住宅数の10.6%を占めています。その半数近くの約47%がその他の住宅であり、次いで賃貸用の住宅が約41%と高く、売却用の住宅は約8%と割合は低くなっています。

■ 空き家の種類別割合



資料: 住宅・土地統計調査(令和5年)

	総住宅数										
	空き家総数										
			二次的住宅		賃貸用の住宅		売却用の住宅		その他の住宅		
	戸数 (戸)	戸数 (戸)	空き家率 (%)	戸数 (戸)	空き家率 (%)	戸数 (戸)	空き家率 (%)	戸数 (戸)	空き家率 (%)	戸数 (戸)	空き家率 (%)
平成15年	11,470	830	7.2	70	8.4	540	65.1	80	9.6	140	16.9
平成20年	14,040	2,040	14.5	80	3.9	730	35.8	58	2.9	1,190	58.3
平成25年	14,400	1,860	12.9	20	1.1	1,010	54.3	—	—	830	44.6
平成30年	15,780	2,260	14.3	30	1.3	1,250	55.3	130	5.8	850	37.6
令和5年	16,360	1,740	10.6	60	3.4	720	41.4	140	8	820	47.1

資料: 住宅・土地統計調査(～令和5年)

## 1.5. 都市計画の状況

### (1) 都市計画区域

本町には、行政区域全域に藍住都市計画区域（昭和50年8月）が指定されています。藍住都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分されない非線引き都市計画区域で、用途地域の指定はありません。

#### ■都市計画区域

都市計画 区域名称	都市計画区域		備考
	面積 (ha)	藍住町面積 (ha)	町域面積に対する 都市計画区域の割合(%)
藍住都市計画区域	1,627	1,627	100.0

資料:都市計画現況調査(R5.3.31)、国土地理院

### (2) 都市施設

都市施設のうち、道路（徳島西環状線）、公共下水道は都市計画決定されています。

#### ■都市計画道路の整備状況

番号			路線名	総延長 (m)	整備済 (m)	未整備 (m)	整備率 (%)
区分	規模	一連 番号					
3	2	147	徳島西環状線	1,290	0	1,290	0
合計				1,290	0	1,290	0

資料:都市計画現況調査(R5.3.31)

#### ■公共下水道の整備状況

都市計画 区域名称	計画		供用		整備率 (%)
	排水区域 (ha)	処理区域 (ha)	排水区域 (ha)	処理区域 (ha)	
藍住都市計画区域	239.7	239.7	140.7	140.7	58.7

※都市計画決定区域のうち、藍住町流域関連 資料:庁内資料(R7.10.31)

公共下水道事業における事業計画認可区域内について記載

※整備率:処理区域(供用/計画)

### (3) 地区計画

東中須地区において、平成22年に地区計画が策定されており、平成23年に同地区で内容が変更されています。

#### ■地区計画

名称	地区計画面積 (ha)	計画決定変更 年月日	地区計画の目的	地区計画の動因
東中須地区地区計画	約9.6	H22.5.14 H23.6.17	適正な配置・規模の公共施設の整備、建築物の制限による都市機能の充実を図る。	特定大規模建築物の整備の実施。

資料:都市計画現況調査(R5.3.31)

## 2. 住民意向の把握

### 2.1. 町民満足度に関するアンケート調査

本町の施策に対する町民の満足度について実施した「町民満足度に関するアンケート調査」の結果を住民意向として整理します。

#### (1) 調査概要

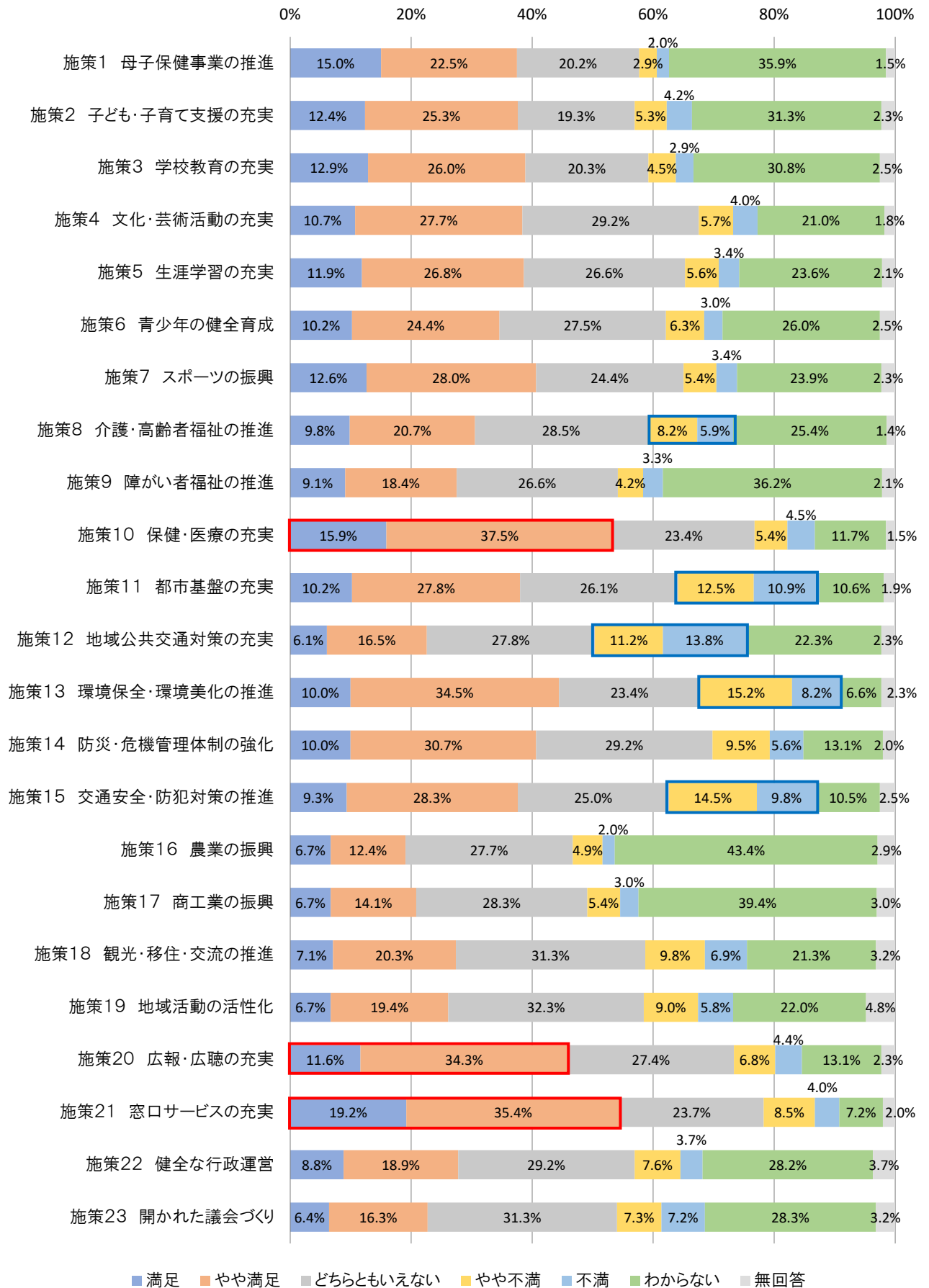
	調査概要
調査対象	令和4年2月1日現在、町内に住所を有する20歳以上の者 (外国人除く)
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査時期	発送：令和4年2月15日 回答期限：令和4年3月7日
配布・回収方法	郵送により調査票を配布し、返信用封筒による郵送で回収
回収率（回答数）	39.6%（792票／1,999票）

#### (2) 調査結果

町の施策に対する満足度を見ると、満足度が高い（満足＋やや満足）施策として、「窓口サービスの充実（54.6%）」「保健・医療の充実（53.4%）」「広報・広聴の充実（45.9%）」が挙げられ、約半数の方が満足している傾向にあります。

一方、満足度が低い（やや不満＋不満）施策としては、「地域公共交通対策の充実（25.0%）」「交通安全・防犯対策の推進（24.3%）」「都市基盤の充実（23.4%）」「環境保全・環境美化の推進（23.4%）」が挙げられ、公共交通や都市基盤の充実、交通安全、防犯対策、環境保全や美化などが今後のまちづくりの重要な視点であると考えられます。

■町の施策に対する満足度



## 2.2. 第6次藍住町総合計画策定時のアンケート調査

第6次藍住町総合計画の策定時に実施されたアンケート調査結果を住民意向として整理します。

### (1) 調査概要

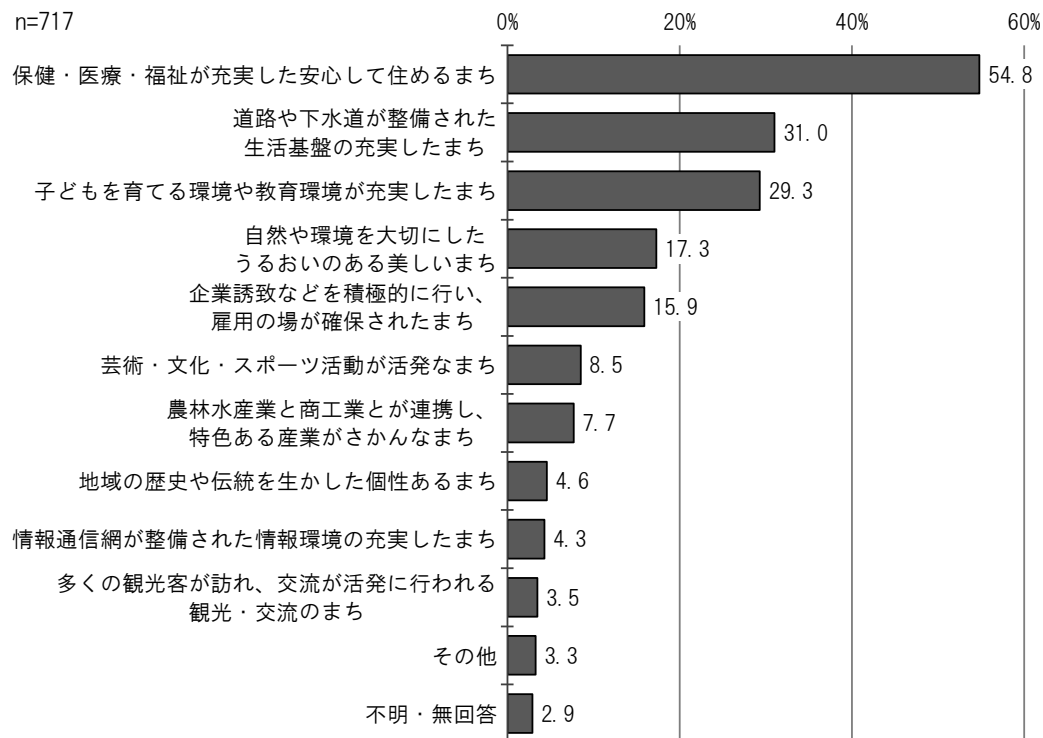
調査の区分	調査概要		
	全世帯調査	住民抽出調査	中学生調査
調査対象	町内全世帯	18歳以上の住民 2,000人	町内中学校の2年生 319人
調査時期	令和7年2～3月	令和7年2～3月	令和7年2～3月
配布・回収方法	広報あいずみによる 配布、WEBでの回答	郵送による配布・回収 及びWEB回答	各中学校での配布・回収
回収率（回答数）	- (940票)	35.9% (717票/2,000票)	87.8% (280票/319票)

### (2) 調査結果

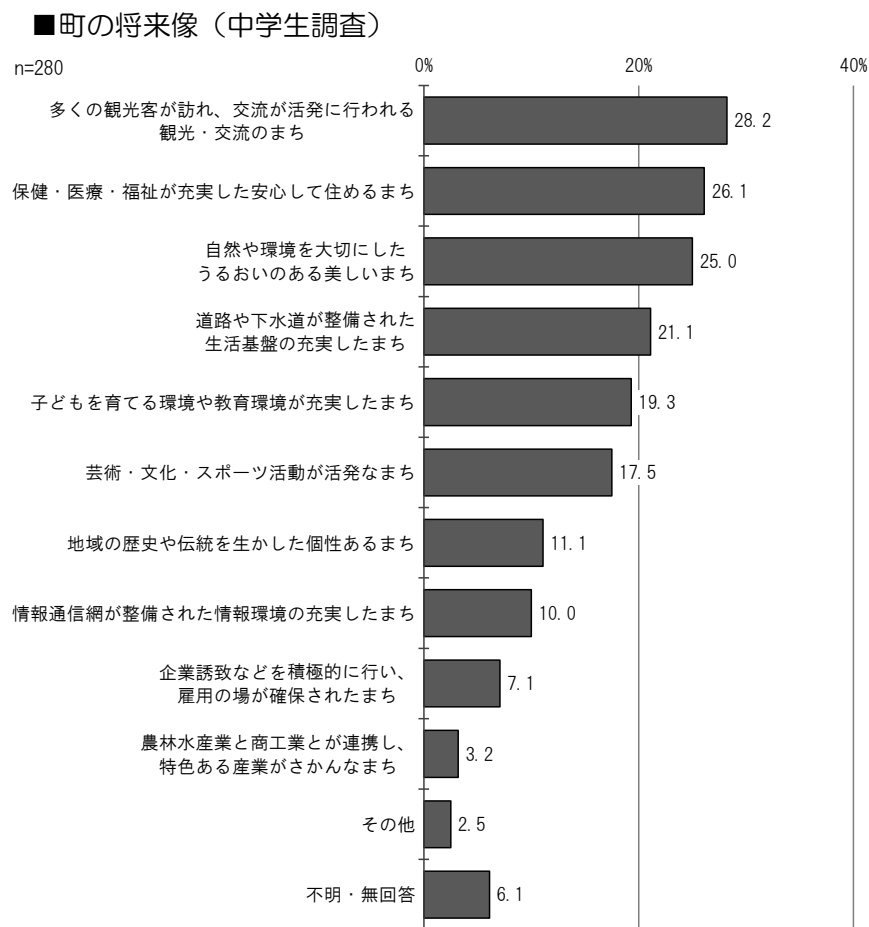
#### ① 町の将来像

「あなたは、藍住町が今後、特にどのような町であってほしいと思いますか。」という設問について、住民（抽出調査）は、「保健・医療・福祉が充実した安心して住めるまち」（54.8%）が最も多く、次いで「道路や下水道が整備された生活基盤の充実したまち」（31.0%）、「子どもを育てる環境や教育環境が充実したまち」（29.3%）の順になっています。

#### ■町の将来像（住民抽出調査）

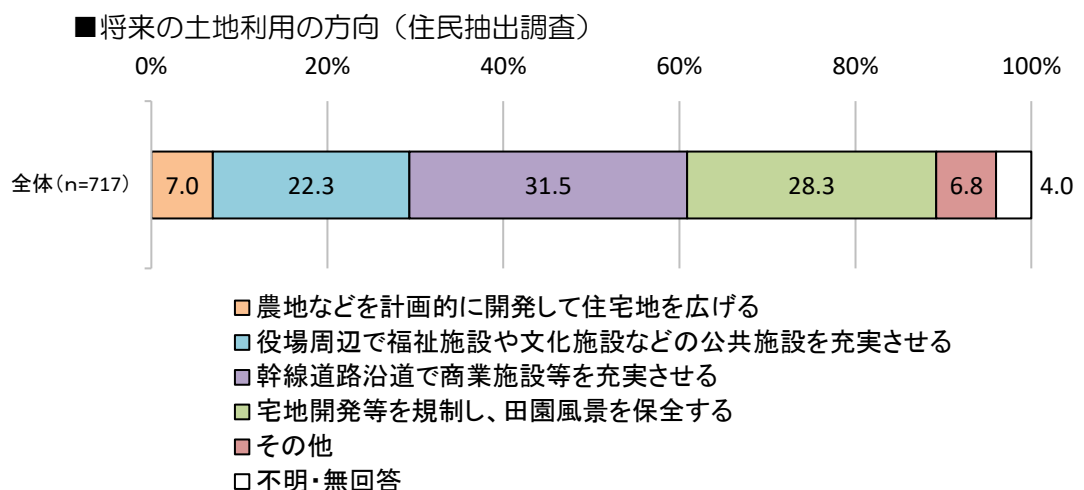


また、中学生調査についてみると、「多くの観光客が訪れ、交流が活発に行われる観光・交流のまち」（28.2%）が最も高く、次いで「保健・医療・福祉が充実した安心して住めるまち」（26.1%）、「自然や環境を大切にしたいうおいのある美しいまち」（25.0%）となっています。



## ② 将来の土地利用の方向

「藍住町の将来の土地利用はどのようにすべきだと思いますか。」という設問について、住民抽出調査では、「幹線道路沿道で商業施設等を充実させる」（31.5%）が最も多く、次いで「宅地開発等を規制し、田園風景を保全する」（28.3%）、「役場周辺で福祉施設や文化施設などの公共施設を充実させる」（22.3%）の順になっています。

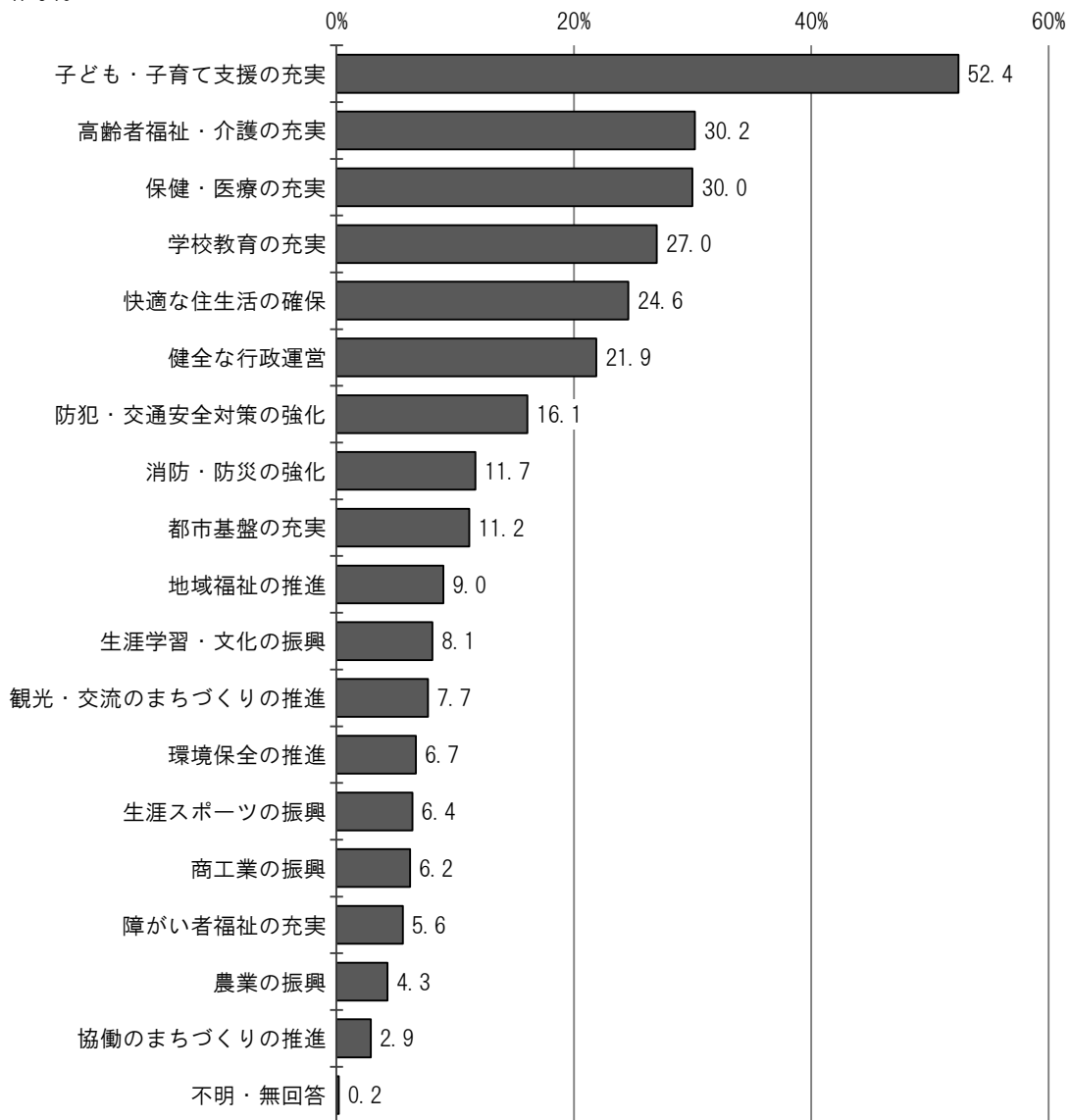


### ③ 施策のニーズ

「住み続けたいまちであるために、藍住町では今後どのような取組が特に重要だと思いますか」という設問について、全世帯調査では、「子ども・子育て支援の充実」(52.4%)が最も多く、次いで「高齢者福祉・介護の充実」(30.2%)、「保険・医療の充実」(30.0%)の順になっています。

#### ■ 今後必要だと思う施策（全世帯調査）

n=940

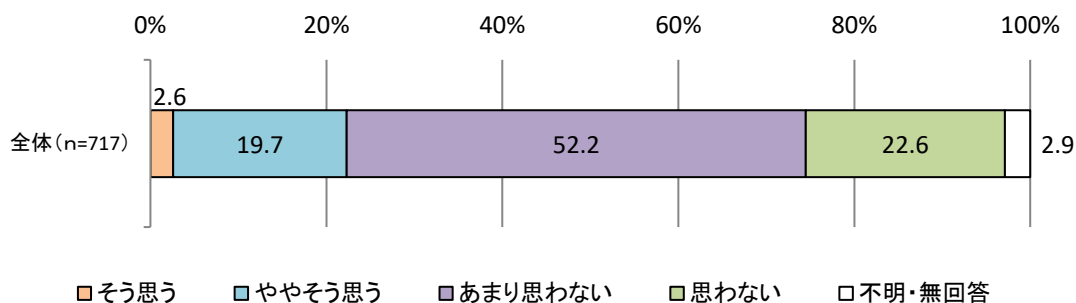


#### ④ 地域の支え合いに関する評価

住民抽出調査において、「自分が住んでいる地区は地域活動が活発だと思うか」など、地域の支え合いに関する6つの指標の評価をたずねた結果は以下のとおりです。

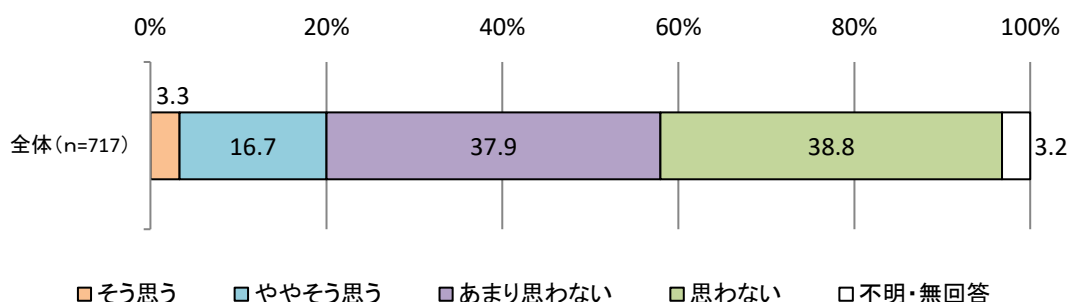
- ・「自分が住んでいる地区は地域活動が活発だと思うか」は、「思わない」(52.2%)、次いで「あまり思わない」(22.6%)、「ややそう思う」(19.7%)となっています。

##### ■「自分が住んでいる地区は地域活動が活発だと思うか」(住民抽出調査)



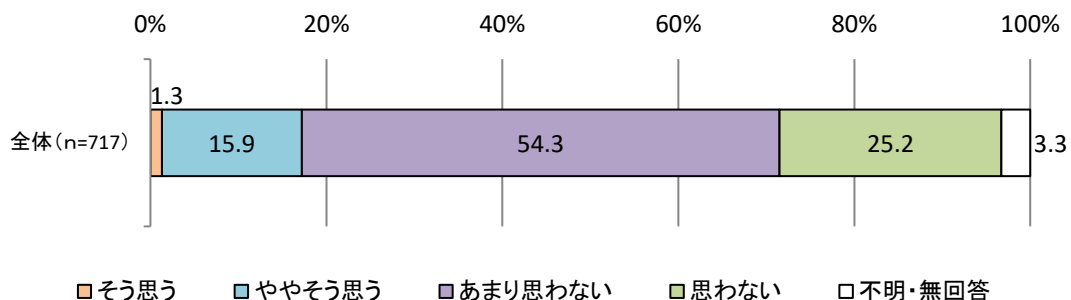
- ・「自分自身は積極的に地域活動に参加している」では、「思わない」(38.8%)と最も高く、次いで「あまり思わない」(37.9%)、「ややそう思う」(16.7%)となっています。

##### ■「自分自身は積極的に地域活動に参加している」(住民抽出調査)



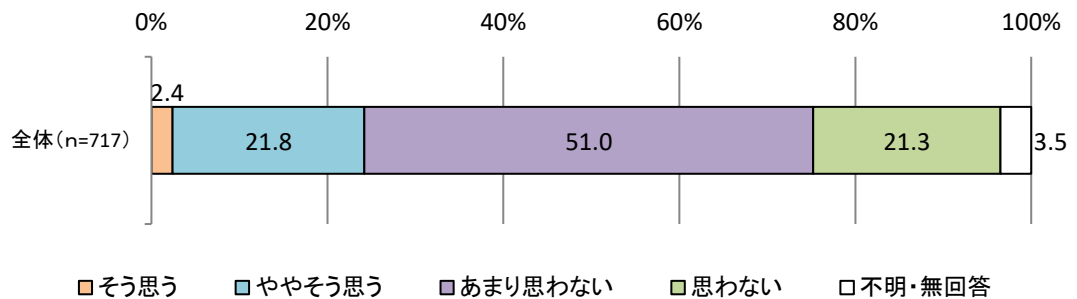
- ・「自分の地区では、困っている人を助ける仕組みができています」では、「あまり思わない」(54.3%)が最も高く、次いで「思わない」(25.2%)、「ややそう思う」(15.9%)となっています。

##### ■「自分の地区では、困っている人を助ける仕組みができています」(住民抽出調査)



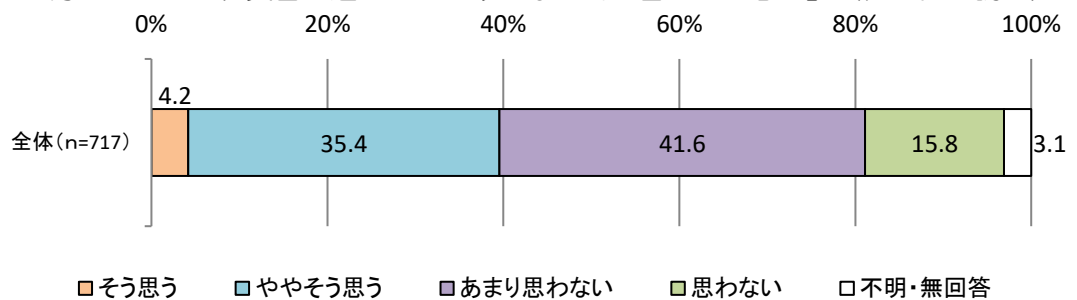
- ・「自分の地区では、日ごろから防犯のための目配りができている」では、「あまり思わない」（51.0%）と最も高く、次いで「ややそう思う」（21.8%）、「思わない」（21.3%）となっています。

■「自分の地区では、日ごろから防犯のための目配りができている」（住民抽出調査）



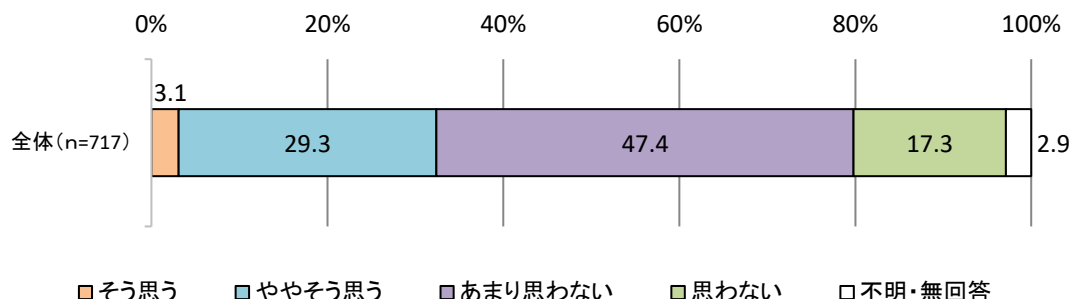
- ・「自分の地区では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う」では、「あまり思わない」（41.6%）と最も高く、次いで「ややそう思う」（35.4%）、「思わない」（15.8%）となっています。

■「自分の地区では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う」（住民抽出調査）



- ・「自分の地区では、環境美化活動に熱心である」では、「あまり思わない」（47.4%）と最も高く、次いで「ややそう思う」（29.3%）、「思わない」（17.3%）となっています。

■「自分の地区では、環境美化活動に熱心である」（住民抽出調査）

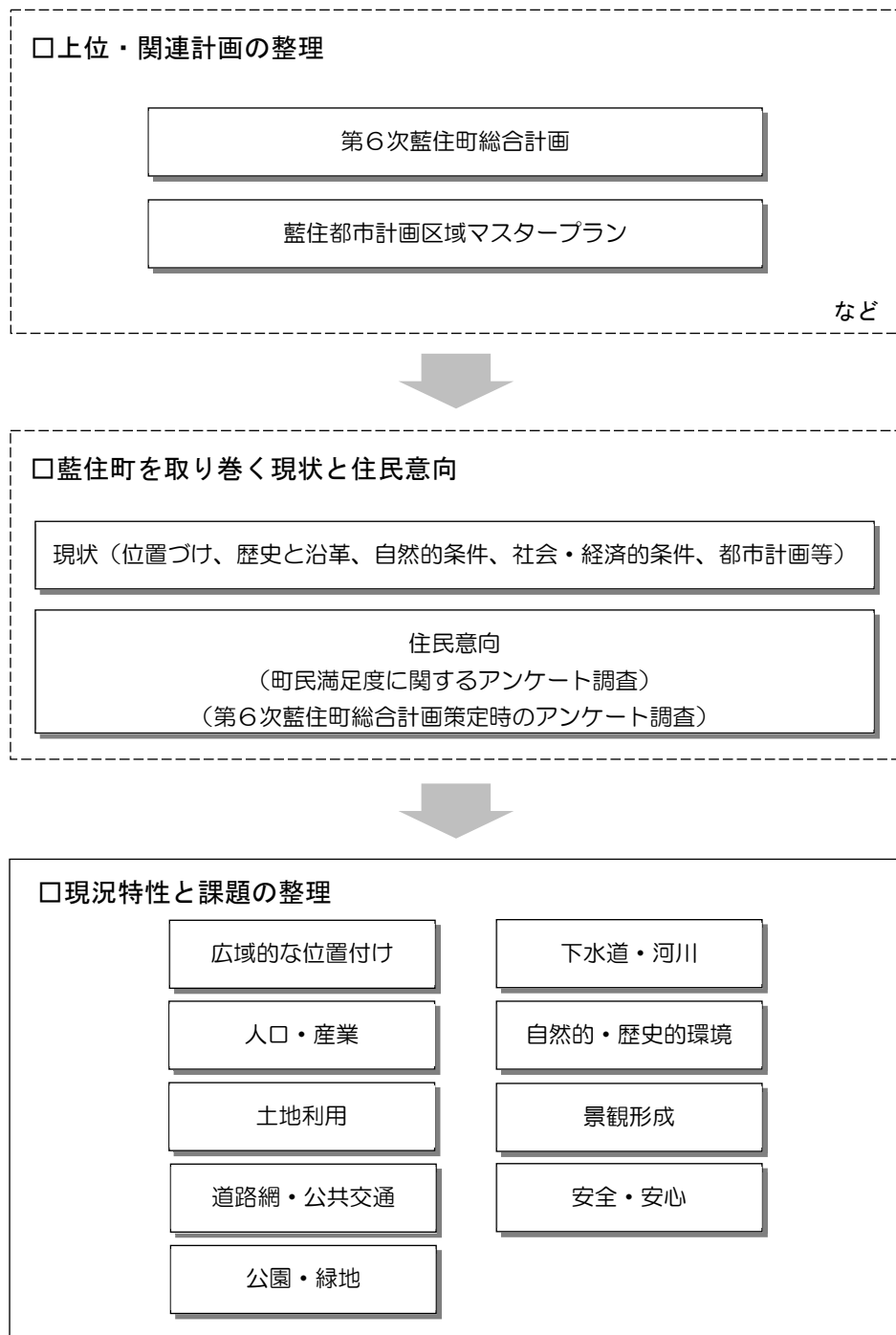


### 3. まちづくりの課題

#### 3.1. まちづくりの課題の考え方

まちづくりの課題については、都市計画に関連する内容にとどまらず、広くまちづくり全般の課題として抽出します。

上位・関連計画を踏まえた上で、藍住町を取り巻く現状（まちの現状や住民意向）から、現況特性と課題を抽出します。



### 3.2. まちづくりの課題

現況特性と課題について、項目別に整理します。

#### (1) 広域的な位置付け

現況特性	課題
<p>○京都徳島市に隣接し、町内には徳島自動車道藍住インターチェンジが位置し、高松自動車道板野インターチェンジも近く、関西～香川などとの高速交通の要衝となっています。</p>	<p>○徳島市を中心とする都市圏の中で、交通利便性を活かしたまちづくりが望まれます。</p>

#### (2) 人口・産業

現況特性	課題
<p>○本町の人口は、令和2年国勢調査によると、35,246人であり増加傾向が続いていますが、今後は、減少に転じると予測されています。</p> <p>○本町の計画目標人口は、2060年(令和42年)28,000人と設定しており、計画目標人口に向けたまちづくりを進めています。</p> <p>○少子高齢化の傾向が続くものの、県平均や周辺都市町と比べて、年少人口割合(0～14歳)が高くなっています。</p> <p>○町内に在住されている外国人は、増加傾向にあります。</p>	<p>○ライフステージに合わせ、若い世代が住みやすい環境を維持しながら、今後の人口減少や高齢化への対応を進めていく必要があります。</p> <p>○すべての人が生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりが必要です。</p>
<p>○(商業) 事業所数、従業者数、年間販売額は、すべて近年増加傾向にあります。</p> <p>○(工業) 事業所数及び製造品出荷額は、ほぼ一定で推移しており、従業者数のみ、近年減少傾向にあります。</p> <p>○(農業) 農業経営体数は、年々減少しています。</p> <p>○(観光) 本町には、「藍の館」「勝瑞城館跡」「バラ園」などの観光地があり、日帰りの観光客が訪れています。</p>	<p>○町外への企業移転の抑制や農業環境の改善など雇用機会の維持による産業活性化が必要です。</p> <p>○町内には宿泊施設がないため、観光の波及効果は弱いものの、農産物の6次産業化や特産品のブランド化、広域的な観光ルートの構築などにより観光客を呼び込み、交流人口の増加による地域活性化が求められます。</p>

#### (3) 土地利用

現況特性	課題
<p>○主要地方道徳島環状線沿いに大型商業施設が立地し、藍住町役場周辺においては、総合文化ホールが整備されるなど都市施設が多く立地しています。</p>	<p>○限られた財源の中で、都市施設を適切に誘導し都市機能の集約化によるコンパクトで効率的な都市構造の形成が必要です。</p>
<p>○本町には、区域区分の定めが無く、用途地域の指定も無い状況で開発が進んでおり、住宅地と農地等が混在する低密度な市街地が広がっています。</p>	<p>○住宅地と農地等の混在により、生活利便性や産業の効率化を阻害される懸念があるため、適切な土地利用誘導や道路等の都市施設の整備が必要です。</p>
<p>○空き家の増加や空き地の発生などの町内各地に低未利用地が見られます。</p>	<p>○人口流入や企業誘致等の受け皿として、空き家の利活用や低利用地の有効活用が必要です。</p>

#### (4) 道路網・公共交通

現況特性	課題
<p>○徳島市中心部の環状道路である主要地方道徳島環状線が整備され、町内には、都市計画道路徳島西環状線が計画されています。</p> <p>○藍住インターチェンジと板野インターチェンジを結ぶ主要地方道徳島引田線が整備されています。</p>	<p>○広域交流の促進や渋滞の解消に向けて、都市計画道路徳島西環状線の整備などインターチェンジへのアクセス強化や都市間の交通ネットワーク強化が必要です。</p>
<p>○町内の生活道路では、通過交通との混在や狭あい道路も見られます。</p>	<p>○町の中心部や町内外の各施設などのへのアクセス強化のため、生活道路の整備充実が課題です。</p>
<p>○町内の東部に JR 高徳線勝端駅が位置し、公共交通の拠点として、通勤・通学などの移動に利用されています。</p> <p>○町内を走る路線バスは、徳島駅から町内の大型商業施設や藍住町役場、道の駅いたのなどを通るルートがあります。</p>	<p>○鉄道やバスなどの公共交通については、交通弱者に対する移手段として、今後も確保していく必要があります。</p>

#### (5) 公園・緑地

現況特性	課題
<p>○町内には、都市計画決定された公園はなく、正法寺川公園、勝瑞城跡公園、東中富桜つつみ公園などが、レクリエーションの場として整備されています。</p>	<p>○緑の多い魅力ある住環境を形成するためには、公園やオープンスペースの確保が必要です。</p>

#### (6) 下水道・河川

現況特性	課題
<p>○本町の污水处理施設は、町内の一部区域について下水道事業計画区域（239.7ha）の認可を受け下水道の面整備を進めます。その他の地域については、合併浄化槽を推進し、両面で污水处理施設の構成を目指します。</p> <p>○公共下水道は都市計画決定されており、早期の面整備に努めています。</p> <p>○下水道の各施設の適切な維持管理・長寿命化に努め、生活排水の適正な処理を進めています。</p>	<p>○公共用水域の水質保全、自然環境保全を図るため、早期の公共下水道の面整備や合併浄化槽の普及促進が必要です。</p>
<p>○本町は、南に吉野川、北に旧吉野川、中央に正法寺川が流れ、その風景と自然の恵みを受けています。</p>	<p>○安らぎと潤いのある水辺空間の保全と、河川の氾濫を防止し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進するため、治水対策を図る必要があります。</p>

## (7) 自然的・歴史的環境

現況特性	課題
<p>○本町は、吉野川と旧吉野川に囲まれたデルタ地帯で、吉野川の沖積によってできた平坦な土地の地勢が大半を占め、山がない地形となっています。</p>	<p>○本町内の河川や田園環境などの自然は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有する保全、活用に努める必要があります。</p>
<p>○勝端城館跡は平成13年に国の史跡として指定され、現在、発掘調査や史跡の環境整備を行っています。</p> <p>○戦国時代から明治末期にかけては阿波藍の需要が高まり、藍の名産地として広く全国に知られています。</p> <p>○町内には藍業者特有の長屋門や寝床を持つ、堂々とした屋敷が幾つか残っており、中でも有数の大藍商として栄えた奥村家は藍住町歴史館「藍の館」として整備されています。</p>	<p>○本町の歴史・文化を広く町内外に発信し、本町の観光資源の魅力化を図り、多くの人を呼び込み、地域活性化につなげていくことが求められています。</p>

## (8) 景観形成

現況特性	課題
<p>○本町は、阿讃山脈を背に雄大な吉野川が流れ、旧吉野川、正法寺川などの河川空間とともに、田園風景が広がる豊かな自然に包まれています。</p> <p>○昭和40年代からの市街化の進行により、現在は、住宅地と農地等が混在した市街地景観が町全域に広がっています。</p>	<p>○住民や来訪者が、本町への愛着を持てるように、自然的景観や歴史的景観の保全、住宅地と農地が調和した魅力的な都市景観など生活に密着した景観を守り、育てていく必要があります。</p>

## (9) 安全・安心

現況特性	課題
<p>○本町は、吉野川と旧吉野川に囲まれたデルタ地帯に形成された平地であり、大規模地震発生時の液状化や、洪水による浸水被害が懸念されます。</p>	<p>○南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害への備えなど、大規模自然災害に対する防災・減災対策が課題となっています。</p>
<p>○本町の市街地は、住宅地と農地が混在する低密度な市街化が進行してきた結果、既存の道路の中には狭い道路や整備水準の低い道路が見られるため、生活環境や防災面での安全性が懸念されます。</p>	<p>○住民が生活しやすく、来訪者も安心して訪問できるよう都市施設の整備や適切な土地利用誘導など、安全・安心な環境づくりが必要です。</p>

## 第2章 まちづくりの方針

---



## 第2章 まちづくりの方針

### 1. まちの将来像

#### 1.1. 基本理念

藍住町都市計画マスタープランでは、今後のまちづくりを進めていく上で、根幹となる考え方を「基本理念」として設定します。

藍住町が策定する「第6次藍住町総合計画」、徳島県が策定する「藍住都市計画区域マスタープラン」の将来像や基本理念を踏まえつつ、藍住町都市計画マスタープランの基本理念を次のように設定します。

##### ■第6次藍住町総合計画（令和8年3月策定）

将来像	「あい」とともに、住み続けられるまち 藍住
基本理念	“あい”を受け継ぎ、ともに築く まちに受け継がれてきた価値を、「藍」「愛」「逢い」「A I」「相」の5つの“あい”として整理し、まちづくりを進める際の基本的な考え方とします。 歴史や文化、人と人との関係、暮らしを支える仕組みを将来にわたって継承しつつ、社会情勢の変化に応じて必要な対応を行います。 住民と行政がそれぞれの役割を認識し、協力しながらまちの課題に向き合うことで、持続的に暮らしを支え続けられる地域社会の形成を目指します。
	「藍」藍住町の歴史や文化に根づく価値を示します。町の歩みを理解し、地域の誇りとして次の世代へ継承していきます。
	「愛」安心して暮らせる環境や、人を思いやる心を示します。子どもから高齢者まで、誰もが安心して生活できるまちを目指します。
	「逢い」人と人が出会い、関わり、支え合う関係性を示します。新旧住民や町と関係する町外の方とも世代をこえて交流できるつながりを育てます。
	「A I」生活や行政運営における便利さや効率化を示します。デジタル技術を適切に活用し、分かりやすく続けやすい仕組みを整えます。
	「相」住民と行政が協力し、役割を分かち合いながらまちを築く姿勢を示します。ともに課題に向き合い、持続可能な地域運営を進めます。

##### ■藍住都市計画区域マスタープラン（令和4年3月 県策定）

都市計画の目標	都市づくり理念	安全・安心で快適な生活都市
	広域的な都市構造における位置づけ	本区域の東端部にはJR高徳線の勝瑞駅があり、今後とも交通の利便性を活かした、徳島市を中心とする都市圏のベッドタウンとして「安全・安心で快適な生活都市」の形成を目指すこととする。
	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本区域においては、区域区分を定めないこととする。</li> <li>住民と協働で都市計画マスタープランや、まちづくり計画を策定していくことが望まれる。このような過程の中で、特定用途制限地域の指定や地区計画など様々な都市計画手法の導入により、順次、建築物や土地利用の誘導、都市施設の整備などを行い「安全・安心で快適な生活都市」づくりを進めていく必要がある。</li> </ul>



【藍住町都市計画マスタープランの基本理念】

多世代の人々が行き交う安心安全で快適に暮らせるまち 藍住  
～地域の魅力を活かした持続可能なまちづくりをめざして～

本町は、吉野川と旧吉野川に囲まれた昔ながらの田園風景を有している中で、勝瑞城跡や藍の館、藍住町バラ園などの歴史文化施設や東中富桜つつみ公園など特色ある公園等が整備されており、幹線道路沿道を中心に宅地化が進んでいます。

また、立地の良さを活かし、広域交通ネットワークの結節点としての道路整備が進み、徳島市を中心とする都市圏のベッタウンとして市街地が形成されてきました。

これまで、人口は増加傾向で推移していましたが、今後減少に転じ、人口減少、少子高齢化が進むと予測されています。しかし、近隣市町と比較すると、0～14歳（年少人口）の人口割合は高く、65歳以上（老年人口）の人口割合は低くなっており、若い世代から高齢者まで幅広い世代がバランスよく暮らしています。

本町の行政区域は、全域が都市計画区域（藍住都市計画区域）に指定されていますが、区域区分が定められておらず、農地と住宅地が混在する低密度な市街地が形成されており、狭い道路に囲まれた地区や、身近な公園が不足する地区もあり、今後も計画的な都市基盤整備が必要となっています。

また、今後発生する可能性が高い巨大地震や各地で頻発する豪雨等による自然災害に強いまちにするためには、既存の交通ネットワークの強化に加え新たな道路の早期整備などに取り組む必要があります。

本町には、古くからの住民と新しく転入した住民、外国人など多様な属性を持つ住民が暮らしており、住民同士の繋がりが希薄になりやすいという課題もあります。

これらの課題に対し、本町は、交通結節点である立地の良さを生かし、これからも多くの人々が行き交い、住民が安心安全に生活できるまちを実現するため、既存の都市基盤の強化や地域の魅力を活かした持続可能なまちづくりを目指します。

## 1.2. まちづくりの目標

藍住町都市計画マスタープランの基本理念を踏まえ、4つのまちづくりの目標を設定します。

### ① 多様性のある持続可能な暮らしができるまちづくり

本町は徳島市を中心とした都市圏のベッドタウンであることを背景に、徳島県その他市町村と比較しても年少人口の割合が高く、子育て世代をはじめとした幅広い世代の方々が暮らししています。そのため、今後も継続的に各世代に移住・定住で選ばれるよう本町の魅力を向上させる必要があります。

また、障害の有無、年齢や国籍の違い、暮らし方の違いなどによらず、本町で生活するすべての住民が暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。住民に限らず、周辺地域や国内外からの来訪者に対しても、魅力的でまた来たいと思ってもらえるように快適で過ごしやすい環境の整備を進める必要もあります。

また、本町では空き家や低利用地の増加が課題となっており、住民や来訪者の意見を取り入れながらリノベーションによる活用を行うなど、既存のストックを活かした持続可能なまちづくりの推進を図ります。

- 人口減少対策の推進
- ライフステージに合わせた住環境づくり
- ユニバーサルデザインのまちづくり
- 空き家や低利用地の利活用

### ② 安心安全で快適な生活ができるまちづくり

本町は、これまで広域的な幹線道路網を軸としたコンパクトな都市構造が形成され、交通利便性の高い地域として県内外や周辺地域を結ぶ交通の結節点としての役割を担ってきました。今後もその強みを活かし、広域的な交通ネットワークの中心として徳島西環状道路の早期開通をはじめとした交通ネットワークの強化を目指します。町内地域を結ぶ交通ネットワークについても、通過交通との混在や狭あい道路などの解消、公共交通機関の適切な運用などを行い、住民が安心安全に利用できる交通ネットワークの整備を目指します。

また、本町では区域区分が定められておらず、農地と住宅地が混在する低密度な市街化が進行しており、都市計画決定された公園もないことから、地域の実情を踏まえながら、計画的な都市施設の整備や土地利用誘導を行う必要があります。

都市基盤や土地利用を充実させることで、日常的な生活環境の安全性や利便性の向上に加え、災害発生時などの緊急時にも強いまちとなります。

- 適切な土地利用の誘導
- 都市施設の充実した整備（道路、公園、河川など）
- 広域的な交通の利便性向上
- 町内生活道路の改良整備
- 公共交通機関の継続的な運行

### ③ 地域資源や既存社会基盤を活用した地域活性化

本町では、農作物の生産が盛んであり、ニンジンや大根、カリフラワーなどの産地です。また、藍業者特有の長屋門や寝床を持つ、堂々とした屋敷が幾つか残っており、藍染料の産地です。これら特有の生産品について、事業者などと連携して、加工、販売などを通じた6次産業化、ブランド化を促進することで、地域の活性化を図ります。

また、本町には勝瑞城跡や藍の館、藍住町バラ園などの歴史文化施設が点在し、それら既存の施設を結ぶ広域幹線道路網についてもすでに整備されています。そのため、これら既存ストックを活用した観光ルートの構築を推進し、新たな地域産業の形成や地域の活性化を図ります。

また本町は、移住してきた住民も多く、地域間での繋がりが希薄になりやすいため、住民と行政が協働して地域コミュニティを強化し、地域の活性化を図ります。

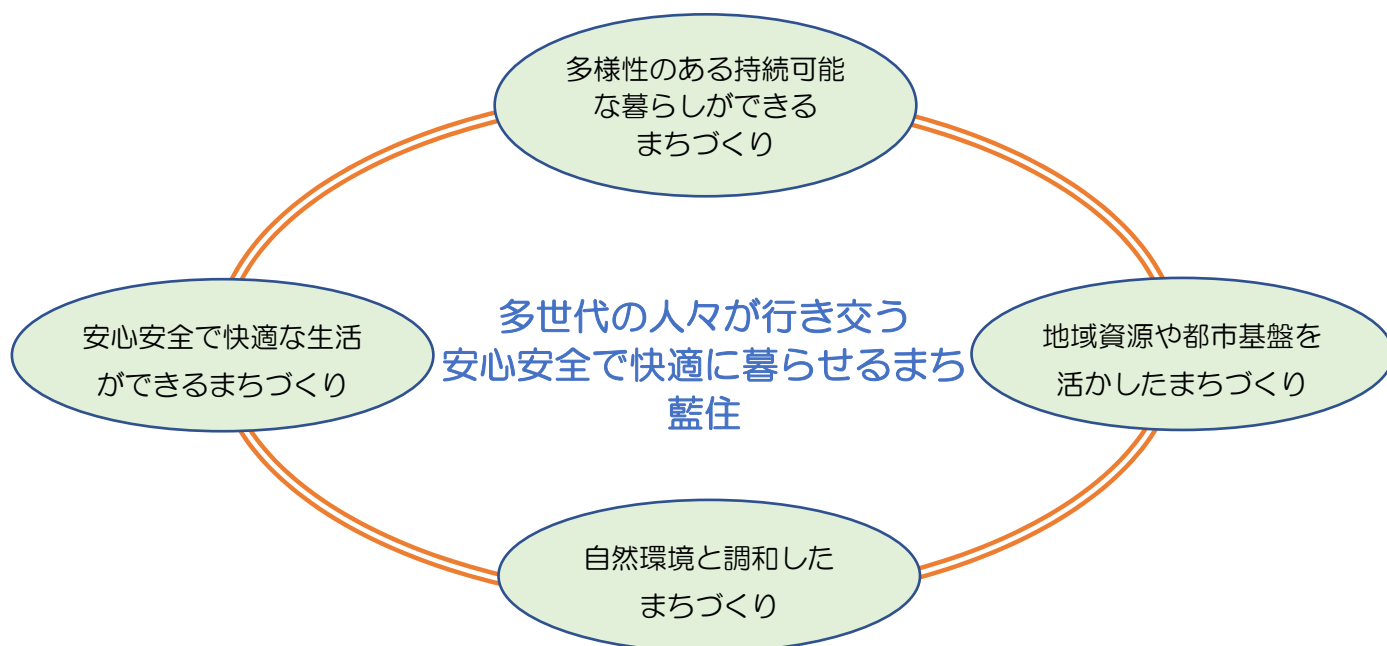
- 農産物の6次産業化、ブランド化
- 周辺地域と一体となった観光ルートの構築
- 地域コミュニティの強化

### ④ 自然環境と調和したまちづくり

本町は、吉野川及び旧吉野川に囲まれたデルタ地帯に属しており、古くから豊かな自然環境が形成されてきました。しかし、近年は無秩序な市街化が進行したことにより、農地と住宅地が点在する低密度な市街地が形成されています。そのため、今後は土地利用の適切な誘導や農地の保全、良好な景観形成などを行い、住民の生活と自然環境とのふれあいが促進されるまちづくりを推進します。

また、それら自然環境がグリーンインフラとして機能することで、さまざまな環境問題への課題解決として活用され、持続可能な魅力ある地域づくりにつなげていきます。

- 農地などの営農環境の確保
- 河川等の自然環境の保全



## 2. 目標人口

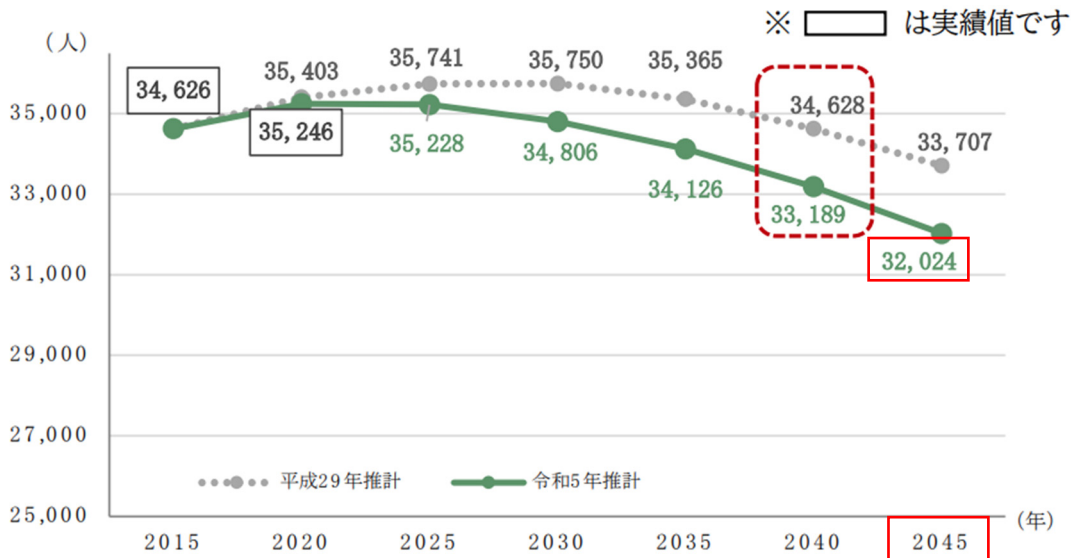
本町の総人口は、昭和50年（1975年）で13,676人と横ばいの推移を続けていましたが、それ以降右肩上がり増加し、令和2年（2020年）時点で35,246人となっています。

将来人口の予測については、第6次藍住町総合計画にて将来人口推計を整理し、人口の将来展望を示しており、2060年（令和42年）に、約28,000人と設定しています。

本計画の目標年次である令和27年（2045年）の将来推計人口は、32,024人と推計されていることから、第6次藍住町総合計画を踏襲し、本計画の目標人口は、約32,000人とします。

**目標人口 令和27年（2045年）：約32,000人**

### ■将来人口推計（第6次藍住町総合計画より抜粋）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

### ■人口の将来展望（第6次藍住町総合計画より抜粋）



### 3. 将来の都市構造

本町の将来都市構造は、将来の目標人口を前提として、本町に位置する施設などの整備・配置の状況、土地利用や交通網の状況、歴史文化資源の状況などをもとに、第6次藍住町総合計画や藍住都市計画区域マスタープランなどのまちづくりの方向性を踏まえて設定します。

#### 3. 1. 将来都市構造の方向性

本町は、藍住町行政区域の全域である16.27km<sup>2</sup>が都市計画区域（藍住都市計画区域）に指定されていますが、区域区分のない「白地地域」であることを背景として、農地と住宅地が混在する低密度な市街地が形成されてきました。また、行政区域の面積も小さいためコンパクトな市街地が形成されています。都市施設の整備に関しては、幹線道路網がすでに東西南北に配置され整備が進められてきました。また、人口の推移をみると、立地の良さなどから増加傾向にありましたが、将来人口推計では、今後、人口減少が見込まれています。

徳島県の上位計画である「藍住都市計画区域マスタープラン（令和4年3月）」では、都市計画の目標における区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針において、今後も区域区分を定めないこととしており、順次住民と協働して建築物や土地利用の誘導、都市施設の整備などを行い安心安全で快適な生活都市づくりを進めていく必要があるとしています。

本計画では、これまで形成されてきた広域的な幹線道路網を軸とした都市構造を基本とし、今後も徳島市を中心とする都市圏のベッドタウンとして安心安全で快適な生活都市づくりを目指します。

#### 3. 2. 将来都市構造（拠点・軸・ゾーン）

本町の将来都市構造は、都市機能や生活機能の核とする地域を「拠点」、道路や鉄道を中心に「連携軸」、土地利用の状況や法規制の状況などにより、類似するまとまりある地域を「ゾーン」の3つの要素で構成します。

##### （1）拠点

交流拠点	○藍住町役場や藍住町立図書館、藍住町総合文化ホールなどの公共施設が集積する地区を交流拠点と位置づけ、行政および住民が利用する中心機能を持つ地域として拠点づくりを推進します。
商業・サービス拠点	○大規模な商業施設などが集まる主要地方道徳島環状線沿線を商業・サービス拠点と位置付け、商業・サービス機能の集積を図ります。
産業・流通拠点	○藍住 IC 周辺を産業・流通拠点と位置付け、交通利便性を活かした産業・流通機能の集積を図ります。
交通拠点	○広域連携軸の交通結節点である藍住 IC や JR 勝瑞駅を交通拠点と位置づけ、本町の玄関口にふさわしい景観形成や適切な案内誘導を図ります。

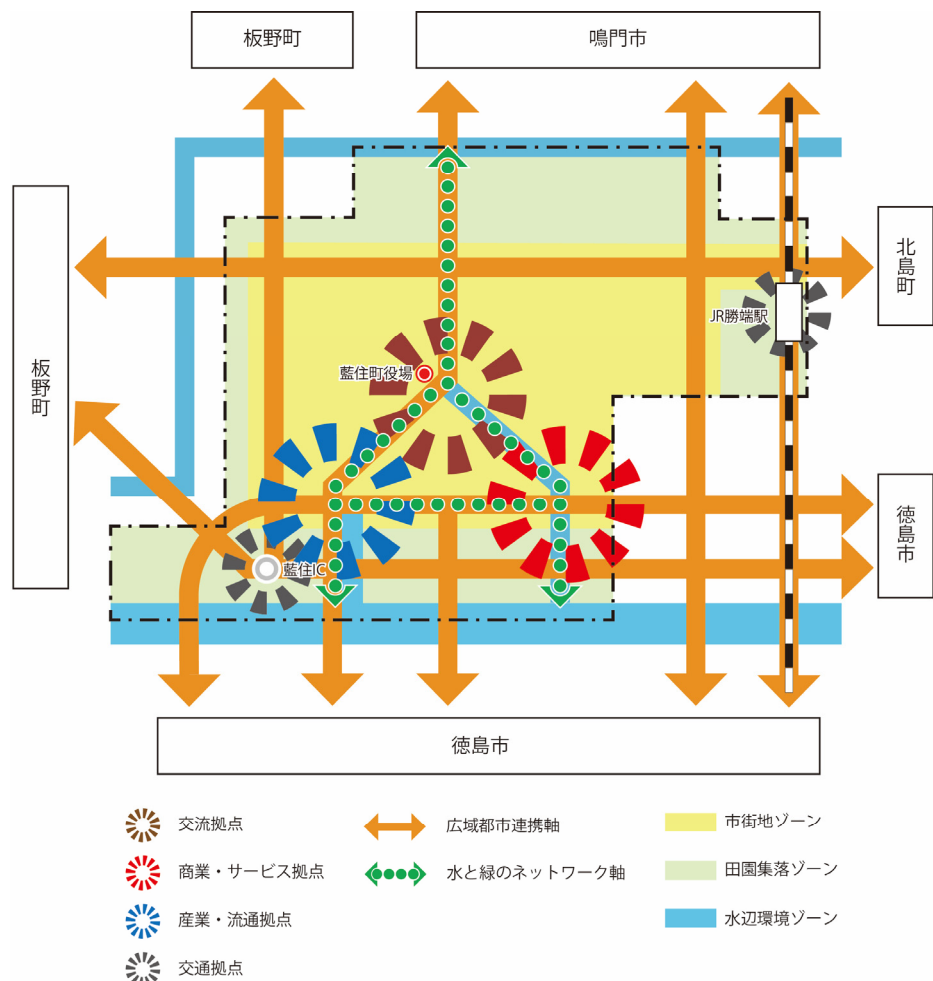
(2) 連携軸

<p>広域都市連携軸</p>	<p>○徳島自動車道をはじめ主要地方道徳島引田線や主要地方道徳島環状線、計画路線である徳島西環状道路、主要地方道松茂吉野線、主要地方道徳島北灘線、一般県道桧藍住線、JR 高德線を、広域的な人の移動や物流を支える軸として、近隣市町とのスムーズな連携を図ります。</p>
<p>水と緑のネットワーク軸</p>	<p>○正法寺川、3つの拠点（交流拠点、商業・サービス拠点、産業・流通拠点）を結ぶ主要地方道徳島環状線や一般県道桧藍住線などの幹線道路を水と緑のネットワークと位置付け、快適に安心して歩ける歩行者動線を形成します。</p>

(3) ゾーン

<p>市街地ゾーン</p>	<p>○主要地方道松茂吉野線、主要地方道徳島環状線、主要地方道徳島引田線、主要地方道徳島北灘線に囲まれた区域及びその周辺は、住宅地と農地が混在した市街地が形成されている市街地ゾーンと位置づけ、既存の都市機能の充実を図るとともに適正な土地利用の誘導により、魅力ある都市環境の創出を図ります。</p>
<p>田園集落ゾーン</p>	<p>○市街地ゾーンを囲むように広がる吉野川や旧吉野川沿いの比較的田園が多い地域を田園集落ゾーンと位置づけ、適正な土地利用の規制・誘導により、営農環境の保全と生活環境の維持を図ります。</p>
<p>水辺環境ゾーン</p>	<p>○吉野川、旧吉野川、正法寺川、前川を水辺環境ゾーンと位置づけ、治水、利水、自然環境保全が充実した水辺空間の維持を図ります。</p>

■将来都市構造図





### 第3章 分野別のまちづくり方針

---



## 第3章 分野別のまちづくり方針

### 1. 土地利用に関する方針

#### 1.1. 基本的な考え方

本町は、多世代の人々が行き交う安心安全で快適に暮らせるまちを実現するために、都市機能の活用と集積を誘導し、無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、都市の機能性、利便性、快適性、安全性などの向上を図ります。

また、住宅地、商業地、工業地などの都市的な土地利用と、その周囲の農地や河川などの自然的土地利用が調和した緑豊かな潤いある都市環境の形成を図ります。土地開発に関しては、土地利用指導要綱に基づき健全な発展と秩序ある整備を図り、必要に応じて土地利用指導要綱の適切な見直しにも努めます。

##### (1) 居住環境の改善及び維持

- ・既存の狭い道路や身近な公園等が未整備な住宅地等においては、地域住民と行政との協働のまちづくりにより、地区計画制度や協定等を活用した生活基盤施設の改善・整備を行い、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・新たに宅地化する住宅地等においては、生活道路等の適正な整備を誘導するとともに、可能な限り既存宅地と連担するように開発を誘導し、周辺の農地などの営農環境との共存を図ります。

##### (2) 良好な都市環境形成や都市の活力に寄与する土地利用転換の誘導

- ・幹線道路沿いの大規模な土地利用転換に際しては、地域の良好な都市環境形成や都市の活性化に寄与するように、土地利用の誘導を図ります。
- ・また、今後は人口減少が予測され、高齢化が進行する中で、空き家が増加し地域のつながりが希薄になることが懸念されるため、関係機関と調整しながら、空き家などの活用を促進するなど、地域コミュニティの維持に努めます。

##### (3) グリーンベルトとしての自然環境・農村環境の保全

- ・吉野川、旧吉野川沿いの河川空間等の自然環境や田園地帯については本町の都市構造の骨格となるグリーンベルトとして、その維持・保全を図ります。
- ・特に、農産物の生産地として良好に機能している優良農地等については、農業振興の観点から営農環境の保全を図ります。

### 1.2. 土地利用の配置と方針

#### (1) 住宅地ゾーン

- ・地域の魅力向上や住環境の維持保全のために、特定用途制限地域制度の活用や、地域住民の主体的な取組に依拠して地区計画制度、協定等の活用を検討し、土地や建物の利用に関するきめ細やかな誘導に努めます。
- ・狭あい道路が多くオープンスペースが不足するなど、都市基盤の整備が進んでいない地区については、建築物の壁面後退や緑地空間を確保するなど、安全な住環境づくりの促進に努めます。

## (2) 商業・沿道サービスゾーン

- ・藍住町役場周辺の交流拠点については、行政サービス、業務、文化、交流等の都市機能の充実を図ります。
- ・店舗や医療、福祉、教育などの生活に必要な施設の立地を適切に誘導することで、多様な暮らし方に対応できる利便性の高い生活環境の充実に努めます。
- ・幹線道路沿道においては、周辺の住環境と共存する商業・沿道サービス施設等の立地を誘導していくため特定用途制限地域制度の活用を検討します。

## (3) 産業・流通ゾーン

- ・主要地方道路徳島引田線周辺は、自動車交通の要衝であり、既存の工場も立地することから、産業・流通ゾーンとして位置づけ、周辺環境と調和した操業環境の維持改善を図ります。
- ・藍住 IC 周辺においては、産業・流通拠点として、特定用途制限地域制度を活用した交通の利便性を活かした土地利用の促進や、工場等の敷地内緑化や景観誘導などについて検討します。

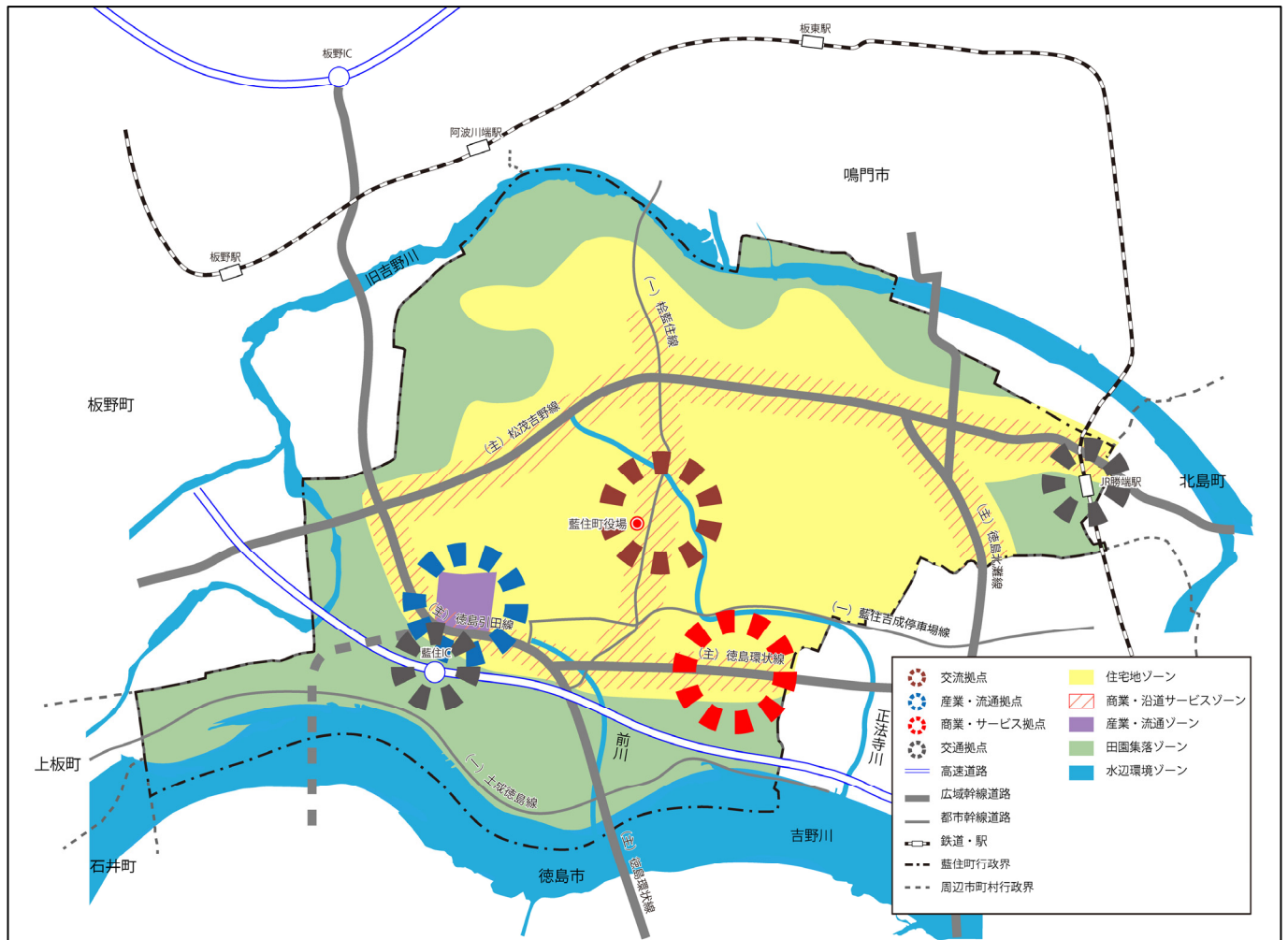
## (4) 田園集落ゾーン

- ・農地は、本町の基幹産業の1つである農業を推進する上で重要であるため、農業振興の観点から、一団の優良農地の保全を図ります。
- ・田園集落ゾーンは、集落と農地の混在も見られることから、営農環境に配慮した土地利用の誘導が必要であり、特定用途制限地域制度の活用や、地域住民の主体的な取組に応じて地区計画制度、協定等の活用を検討し、土地や建物の利用に関するきめ細やかな誘導に努めます。

## (5) 水辺環境ゾーン

- ・吉野川、旧吉野川、正法寺川、前川の水面については、自然環境の保全に努めるとともに、親水空間としての適切な維持により、川を生かした交流の場としての活用を図ります。

■土地利用方針図



## 2. 交通網に関する方針

### 2.1. 道路等の整備方針

#### (1) 基本的な考え方

目標とする都市構造の実現に向けて、計画的な道路整備を促進し、広域的な人の移動や物流を支え、拠点間のネットワークの維持に努めます。

また、国・県などの関係機関と協力しながら、道路施設の計画的な維持や長寿命化にも継続的に取り組みます。

#### (2) 道路等の整備方針

##### ① 広域幹線道路網の整備

- ・主要地方道松茂吉野線、主要地方道徳島環状線、主要地方道徳島引田線、主要地方道徳島北灘線は、広域的な地域をつなぐ路線であり、広域交流の促進や渋滞の解消に向け、関係機関と連携を図りながら、環状線等の幹線道路の整備やインターチェンジへのアクセスの強化を推進します。

優先的に概ね10年以内実施することを予定する主な施設
○(都)徳島西環状線(主)徳島環状線

##### ② 都市幹線道路網の整備

- ・一般県道桧藍住線、一般県道土成徳島線、一般県道藍住吉成停車場線は、隣接する市町や各地域を結ぶ路線であり、機能の維持を図りながら、地域間の連携強化を促進します。

##### ③ 生活道路の改善

- ・市街地や集落内の生活道路については、狭あい道路の解消など地域の実情に応じた整備を図り、日常生活や災害時の利用における安全性の向上に努めます。

優先的に概ね10年以内実施することを予定する主な施設
○町道龍池猪熊線の修繕整備
○町道奥野富吉線の修繕整備
○町道勝瑞中富線の修繕整備
○町道勝瑞正喜地線の修繕整備
○町道江ノ口新居須線の修繕整備

## 2.2. 公共交通の整備方針

### (1) 基本的な考え方

町内の東部に JR 高徳線勝瑞駅が位置し、公共交通の拠点として、通勤・通学などの移動に利用されています。また、町内を走る路線バスは、徳島駅から町内の大型商業施設や藍住町役場などを通るルートを走行しています。

これらの公共交通手段を確保しつつ、利用者を玄関先から目的地まで希望の時間に送迎するタクシーへの利用助成や乗合タクシーなどの多様な公共交通システムの導入の検討等、誰もが快適に公共交通を利用できる環境づくりを図ります。

### (2) 公共交通の整備方針

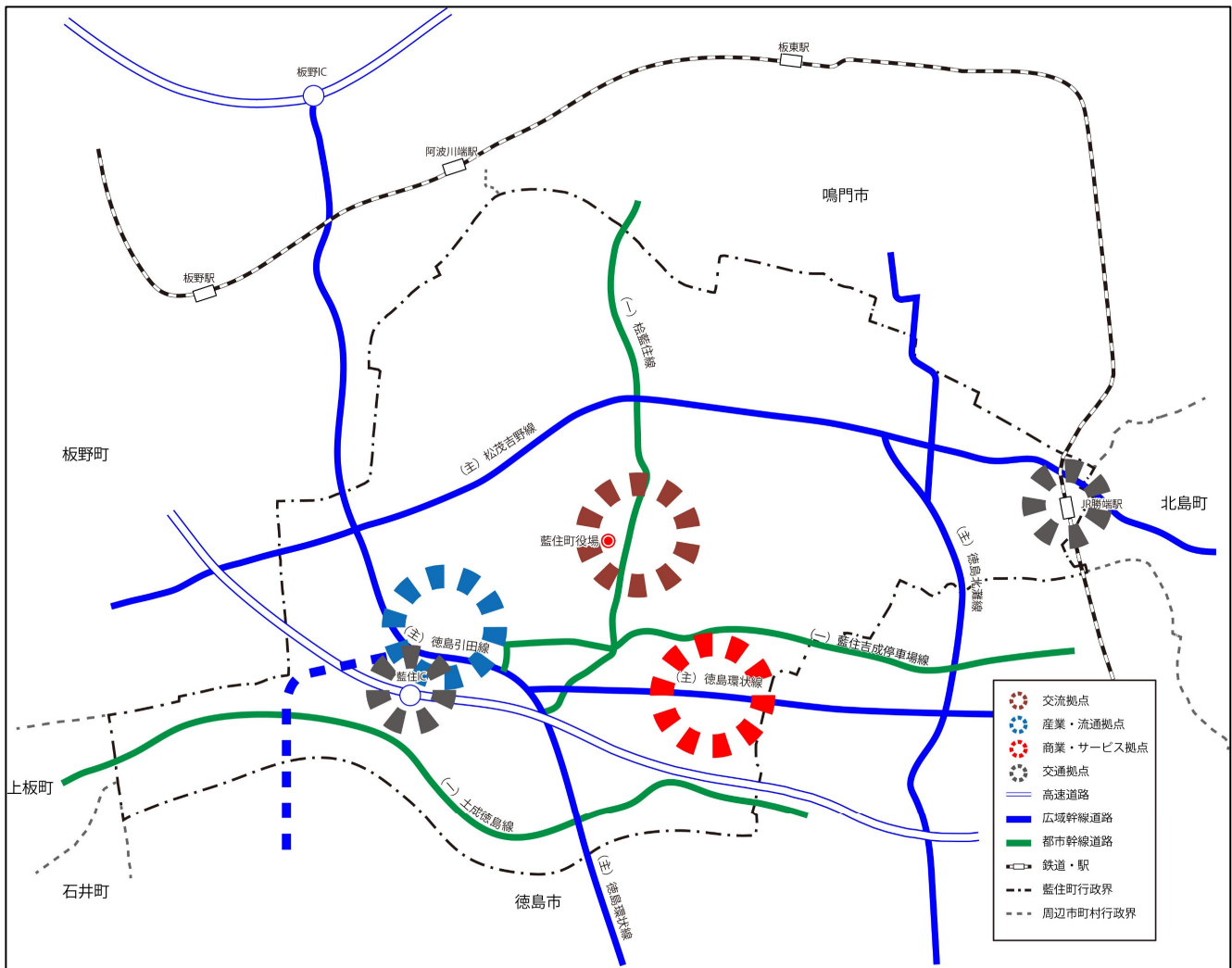
#### ① 鉄道交通の維持・充実

- ・JR 高徳線勝瑞駅は、北島町との町境近くに位置しており、本町の公共交通の重要な拠点となっていることから、今後も関係機関との協働により利便性の維持・充実に努めます。

#### ② 官民一体となったバス交通の維持・充実

- ・バス・タクシー事業者や周辺の市町と連携し、適切な地域公共交通網を構築するなど、路線バス、乗合タクシー等の地域公共交通対策の充実に努めます。

### ■交通網の配置方針図



### 3. 公園・緑地に関する方針

#### 3.1. 基本的な考え方

公園・緑地などのオープンスペースは、快適な住環境の創出、レクリエーションやコミュニティの場、災害時の拠点として重要な役割を担っています。

公園・緑地においては、未就学期、学齢期、成人、高齢者といったライフステージに応じたニーズにきめ細かく対応しながら、計画的な配置検討、機能充実、維持管理に努めます。

また、民間活力の活用により、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上に努めます。

##### (1) 身近な憩いの場としての公園・広場の整備

- ・日常的に地域住民が利用する身近な公園・広場等の整備については、未利用地の活用や民間事業者の開発に併せた整備誘導を図ります。

##### (2) 防災機能の充実

- ・災害の防止あるいは災害時の避難路、避難場所として、また、都市公害等の緩和などに対処するため、必要な緑地を確保、整備します。

##### (3) 自然環境保全機能の充実

- ・住民の生活とのふれあいを確保し共生を図っていくために、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つビオトープ空間による緑地の保全と育成を図ります。

#### 3.2. 公園・緑地に関する方針

##### (1) 特徴ある公園の整備

- ・町内には、正法寺川公園、勝瑞城跡公園、東中富桜つつみ公園が整備されており、今後は、適正に管理していくために、地域住民との協働による維持管理について検討します。

優先的に概ね10年以内実施することを予定する主な施設
○勝瑞城館跡公園

##### (2) 身近な公園の整備

- ・住区レベルの身近な公園・広場についての適切な維持管理を図り、民間事業者による開発時等に併せた整備誘導を検討します。
- ・民有地や未利用地を有効活用し、今後の都市公園の整備を検討します。

##### (3) 防災機能の充実

- ・災害の防止あるいは災害時の避難路、避難場所として、また、都市公害等の緩和などに対処するため、必要な緑地を確保、整備します。

##### (4) 自然環境保全機能の充実

- ・住民の生活とのふれあいを確保し共生を図っていくために、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ生物多様性に配慮した緑地の保全と育成を図ります。

### 3.3. 水と緑のネットワークの形成と緑の保全・活用

#### (1) 河川沿いの緑地の保全・整備

- ・旧吉野川こうのとり事業など、吉野川、旧吉野川、正法寺川等の河川緑地や河川沿いの公園などの保全・整備を図り、水と緑のネットワークを図ります。

#### (2) 歴史的・文化的な緑の保全・活用

- ・勝瑞城址や社寺、鎮守の森などの貴重な歴史的、文化的な緑の保全・活用を図ります。

#### (3) 道路の街路樹の整備

- ・道路等の整備に併せ、良好な都市環境を形成していくために、道路の街路樹等を積極的に整備します。

### 3.4. 市街地の緑化等

#### (1) 公共施設等の緑化

- ・各種公共施設において、敷地内緑化や壁面緑化等、多様な手法により積極的に緑化を進めていきます。

#### (2) 民有地の緑化

- ・周辺と調和のとれた風景を保ち、住環境の向上を図っていくため、民間の住宅系及び商業系の開発に合わせて、敷地内緑化を誘導します。

#### (3) 住民活動による緑化

- ・花いっぱい活動や緑化ボランティアの育成等により、町民による町域全体の緑化活動を促進します。

## 4. 河川・上下水道に関する方針

### 4.1. 河川の整備方針

#### (1) 基本的な考え方

河川は、町民や来訪者の憩いの場を提供する貴重な水辺空間ですが、集中豪雨などによる浸水被害をもたらす危険性もあります。そのため、河川の氾濫などを未然に防止するため、流域治水の考え方を盛り込みながら安全な河川環境の維持を図ります。

#### (2) 河川の整備方針

##### ①河川の治水対策の推進

- ・河川の氾濫を防止し、災害に対する安全度を高めるために治水対策を推進します。

##### ②豊かな自然環境に配慮した水辺空間の整備

- ・防災上支障のない範囲で、豊かな自然環境に配慮した良好な水辺空間の整備と、「正法寺川を考える会」など地域活動による水辺環境の保全に努めます。

優先的に概ね10年以内実施することを予定する主な施設
○総合流域防災事業 正法寺川

### 4.2. 上下水道の整備方針

#### (1) 基本的な考え方

本町の水道は、老朽化した水道管や配水池などの水道施設の更新に合わせて耐震化を進め、水道施設の適切な維持管理に努めます。

下水道は、公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備を推進します。

#### (2) 上下水道の整備方針

##### ①水道の整備

- ・安定した水道水供給を図るため、第2浄水場の更新をはじめとする施設整備事業を実施します。

##### ②公共下水道の整備

- ・下水道は、徳島県が実施する旧吉野川流域下水道事業との整合を図りながら、事業を促進します。
- ・公共下水道は、計画的な整備を進めるとともに、未接続の世帯に対しては、公共下水道への早期接続の必要性の理解を促し、接続率の向上を図ります。

##### ③合併処理浄化槽の普及促進

- ・公共下水道の事業認可区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

優先的に概ね10年以内実施することを予定する主な施設
○藍住町第2浄水場更新整備事業
○藍住町公共下水道事業（流域関連）

## 5. その他都市施設に関する方針

### 5.1. 基本的な考え方

その他都市施設については、「藍住町公共施設等総合管理計画」などにに基づき、既存ストックの有効活用を図るとともに、老朽化した施設の改修・更新を計画的かつ効率的に推進します。

### 5.2. その他の施設の整備方針

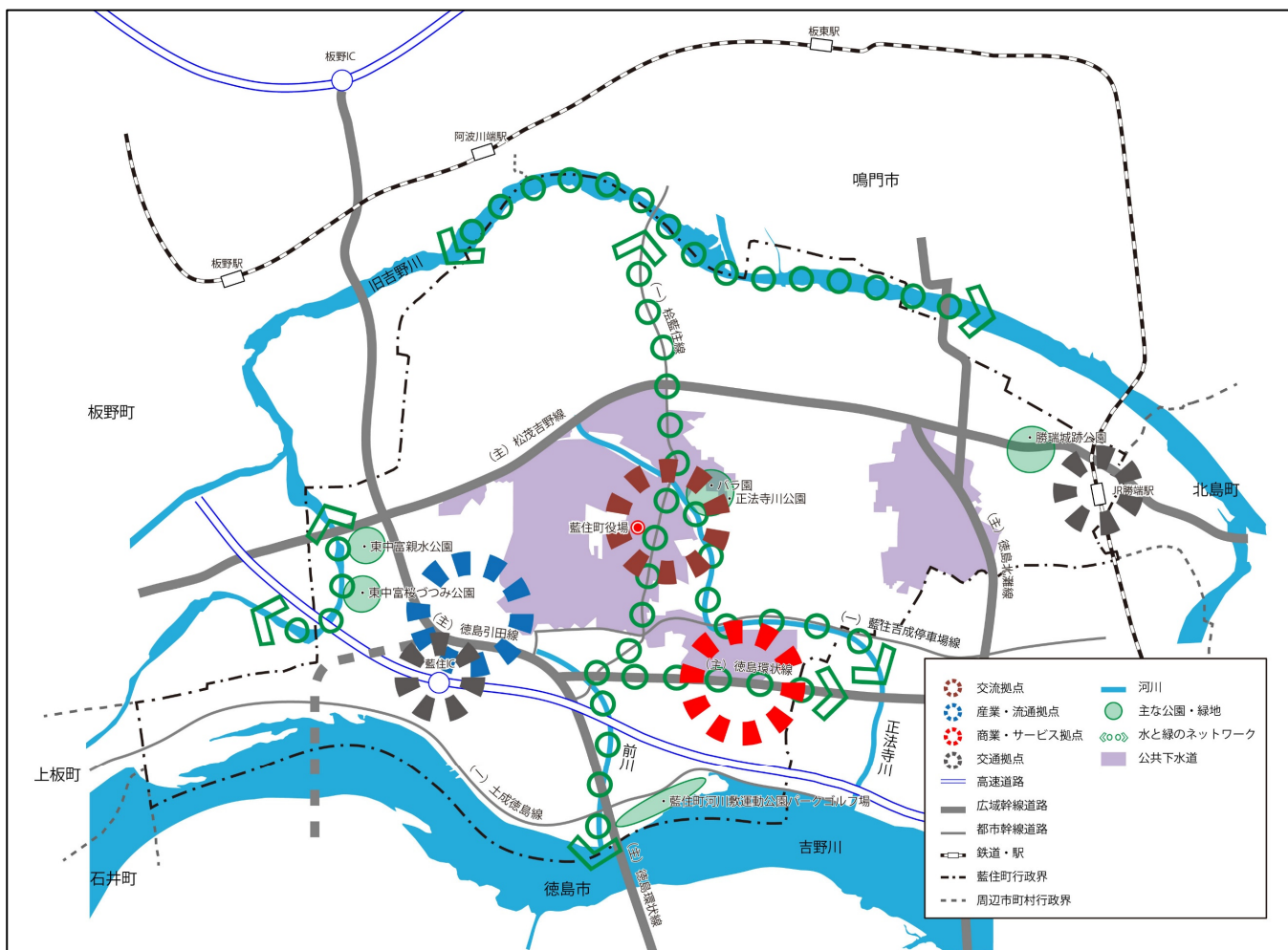
#### (1) 公共施設などの適切な配置と効率的な管理運営

- 多くの公共施設が、建築後30年以上経過し、今後は、改修・更新が必要となることから、長寿命化に向けた計画的な修繕を推進し、人口減少を見据えながら、施設の廃止や統廃合について検討していきます。

#### (2) 供給処理施設の整備

- 西クリーンステーションの適切な維持管理に努めます。

#### ■公園・緑地など都市施設の方針図



## 6. 市街地整備に関する方針

### 6.1. 基本的な考え方

本町は、全町的に新築などの開発動向が見られますが、今後は、人口減少に転じると予測されていることから、計画的な市街地整備を念頭において、空き店舗や空き地などの利活用・リノベーションの促進、密集している市街地における建物の不燃化の誘導などにより、賑わいの創出や安全性の向上を図ります。

### 6.2. 市街地整備の方針

#### (1) まちの顔となる交流拠点の機能の維持・充実

- ・ 町役場周辺を本町の顔となる中心的な行政サービス・業務地として形成していくため、現在の都市機能を維持しながら、ユニバーサルデザインの考えに基づいた道路整備など周辺環境の整備に努め賑わいの創出を図ります。
- ・ 勤労女性センター及び老人福祉センター藍翠苑は、老朽化が進んでおり、既存の2つの施設を集約化・複合化するとともに、新たな施設機能を付加することによって、町民の幸せやまちの賑わいを創出する施設となる（仮称）藍住町世代間交流施設を整備します。

#### (2) 交通結節点の機能の充実・強化

- ・ 公共交通機関による移動が必要となる交通弱者の増加に対応し、JR 勝瑞駅周辺やバス等の交通結節点の充実・強化を図ります。
- ・ JR 勝瑞駅周辺地区では、通勤・通学者の利便性の向上を図るため、各交通機関と連携して今後の環境整備の方向性を検討します。

#### (3) 幹線道路沿道のまちの賑わいづくり

- ・ 幹線道路沿道においては、都市の活性化と商業活動の増進を図り、まちの賑わいづくりを誘導します。
- ・ 幹線道路沿道における商業施設等の立地の際には、周辺の市街地環境への影響や道路等の都市施設への負荷等を考慮した良好な開発を、地区計画制度等を活用し誘導していきます。

#### (4) 工業・流通業務施設の立地誘導

- ・ 藍住 IC 周辺においては、周辺環境と調和した流通業務施設などの計画的な立地誘導を図ります。
- ・ 若者の定住促進や雇用の場を確保するため、町外への企業移転の抑制に努めるとともに、サテライトオフィスを含めた企業誘致を図ります。

#### (5) 密集した市街地などの整備

- ・ 建物が密集した地区においては、建築物の耐震化・不燃化を一体的に進めるとともに、オープンスペースを避難空地として確保するなど、住民と行政の協働による災害に強いまちづくりを図ります。
- ・ 市街地整備においては、土地区画整理事業や地区計画制度などの活用により、ゆとりある敷地の確保など、良好な市街地形成による安全性の確保や地域の特徴を生かした魅力向上を促進します。

## (6) 空き家・空き地への対応

- ・空き家については、空き家所有者と利用希望者のマッチングを図り、リノベーションなどによる空き家の利活用を促進します。また、管理されていない空き家の倒壊などによる被害を未然に防ぐため、所有者と地域と行政の共働により、良好な生活環境の維持に努めます。

## (7) 移住・定住の推進

- ・若い世代などが安心して暮らせる住宅地の整備を促進するなど、若い世代の定住やIJUターンによる移住促進を図ります。

# 7. 自然的環境及び歴史的環境の保全・活用に関する方針

## 7.1. 基本的な考え方

河川に囲まれ、住宅や農地が混在する市街地は、自然的景観を形成する要素となっているため、農地の保全を図るとともに、交流の場としての活用を検討し、地域の活性化にもつなげていきます。

また、本町には、バラ園、藍の館、勝瑞城跡、東中富桜つつみ公園、正法寺川公園、吉野川河川敷運動公園などの歴史文化資源や町民のレクリエーションの場となっている場所も有していることから、今後も、豊かな自然環境と一体となった歴史文化資源の保全・活用を図ります。

## 7.2. 自然的環境及び歴史的環境の保全・活用に関する方針

### (1) 田園環境の保全・活用

- ・農地は、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地を保全しながら農業振興に努めます。
- ・遊休農地は、担い手への利用集積による利用促進を図るとともに、体験農園などへの活用を検討し、農業を通じた都市住民との交流の場として活用を促進します。
- ・生物多様性の観点から、様々な生き物が生息・育成できる自然環境の保全を図ります。

### (2) 歴史文化資源などの保全・活用

- ・先人から受け継いだ文化財などの歴史文化資源の適切な保存と活用に努め、住民の歴史への理解を深めるとともに、文化の後継者の育成を図ります。
- ・歴史文化資源などについては、地域の資源として保存継承するとともに、周辺市町との連携を図りながら、各資源をネットワーク化することで、来訪者が訪れやすい環境整備に努めます。

## 8. 景観形成に関する方針

### 8.1. 基本的な考え方

本町は、阿讃山脈を背に雄大な吉野川が流れ、旧吉野川、正法寺川などの河川空間とともに、田園風景が広がる豊かな自然に恵まれたまちです。これまでの市街地の進行により、現在は、農地と住宅等が混在した市街地景観が全域に広がっています。

今後は、本町で生まれ、移り、育った町民にとって愛着を持てる、生活に密着した景観まちづくりを促進し、歴史的景観など、本町の魅力を後生に残していくために、これらの景観を行政・事業者・住民などが協働のもと、守り育てていきます。

### 8.2. 景観形成の方針

#### (1) 魅力あるまちなみや水辺景観の形成

- ・ JR 勝瑞駅前本町の玄関口として、ふさわしい都市景観の形成を図ります。
- ・ 交流拠点周辺は、周辺の豊かな自然と調和したにぎわいある都市景観の形成を図ります。
- ・ 本町の特徴である豊かな河川空間を活かして、親水機能を有する公園整備や河川沿いの遊歩道整備等を行い、魅力ある水辺づくりを推進します。
- ・ 地域環境に応じた魅力を守るために、地区計画などを適切に活用し、町民の自主的なルールづくりや情報提供などの各種支援を図ります。

#### (2) 賑わいとまとまりのある沿道景観づくり

- ・ 幹線道路沿道において、土地利用転換を図り商業施設等を整備する際には、道路空間と建築物等が一体となった魅力的な沿道景観を形成していくために、地区計画制度等を活用し誘導します。

#### (3) まちの骨格となる自然景観の保全・整備

- ・ 長い歴史の中で形づくられてきた吉野川などの河川空間は、今後も本町のまちの骨格となる自然景観であり、今後ともこれらを保全・整備していきます。

## 9. 安全・安心なまちづくりに関する方針

### 9.1. 災害に強いまちづくり方針

#### (1) 基本的な考え方

切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、近年、豪雨などによる災害が頻発しており、災害に備えた迅速かつ的確な対応が求められています。

そのため、公共施設や道路・上下水道などのインフラの耐震化、雨水幹線や排水ポンプの整備などの内水対策、避難経路の確保、橋梁の更新・補修などのハード面への対応を図るとともに、ハザードマップの見直しや避難訓練の実施による自主防災組織の活性化などのソフト面の充実に努めていきます。

万が一、災害が発生した際には、行政・事業者・住民などが一体となって、避難や救助、復旧、復興が行えるように事前の準備として、災害後の復興について検討します。

#### (2) 災害に強いまちづくり方針

##### ① 都市基盤の防災対策の強化

- ・道路や橋梁、上下水道などの都市インフラの耐震化、緊急車両の通行が困難な箇所の整備などを促進します。
- ・公共施設の耐震化を進めるとともに、民間の住宅や施設についても耐震対策の啓発、耐震診断・改修への助成などにより耐震化を促進します。
- ・災害の防止あるいは自然災害発生時における避難場所や活動拠点として、防災機能を有する公園や緑地の整備を推進します。
- ・大規模地震発生時の建物被害による「死者ゼロ」を目指し、木造住宅等の倒壊とそれによる道路等の避難経路が寸断される危険性を防ぐために、木造住宅等の耐震診断の実施と耐震改修を促進します。

##### ② 防災拠点の機能充実

- ・防災拠点では、避難生活や救援活動に必要な備蓄品の確保に努めるとともに、防災行政無線など情報伝達方法の多様化を図るなど、防災機能の充実に努めます。

##### ③ 総合的な治水対策の推進

- ・吉野川や旧吉野川等だけでなく中小河川や水路の改修、大規模開発等における雨水調整機能の整備誘導等により、総合的な治水対策を行います。

##### ④ 防災体制の強化

- ・防災ハザードマップなど、各種防災関係計画の定期的な検証と見直しを行い、住民に対して適切な情報提供を行います。
- ・消防団・自主防災組織の育成や防災訓練の実施により、地域防災能力の向上に努め、災害時の対応や情報の伝達方法、消防・救急体制の確認など、住民同士の助け合いによる減災を図ります。
- ・災害時の被害を軽減するため、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビやSNSを活用し、危険箇所や避難所、避難経路などの情報発信により、住民の防災意識の向上を図ります。

#### ⑤ 復興まちづくり

- ・復興については、特に大きな被害を受けた地域のみならず、まち全体の防災性の向上を目指し、被災を繰り返さないまちづくりに努めます。
- ・市街地や集落の復興を円滑に進めるため、行政・事業者・住民・関係機関などとの協働と連携による被災後の復興まちづくりを検討します。

## 9.2. 安心して過ごせる生活環境づくりの方針

### (1) 基本的な考え方

少子高齢化の進行、個人のライフステージの変化や多様化などにより、地域での人のつながりなどが希薄化することで、地域コミュニティの衰退が危惧されます。

今後は、行政・事業者・住民などの共働により、すべての人が安心して過ごせる環境づくりを目指します。

### (2) 安心して過ごせる生活環境づくりの方針

#### ① 日常生活における安全性の確保

- ・安全かつ円滑な交通環境を確保するために、防護柵やカーブミラーなどの交通安全施設の設置を推進するとともに、歩道の段差の解消など、バリアフリー化を図ります。
- ・交通安全対策として必要な施設の新設や老朽化した施設の更新を計画的に進め、定期的な合同点検などにより、道路などの安全性の確保を図ります。

#### ② 人にやさしいまちづくりの推進

- ・住民はもとより、本町を訪れるすべての人が生活しやすい環境づくりを進めるために、公共施設や公共交通などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

#### ③ 医療・高齢者福祉・子育て支援との連携

- ・医療、高齢者福祉については、医療や介護だけでなく、住まい、生活支援、介護予防など、高齢者の生活全般にわたる支援体制を包括的に整えていく必要があるため、施設の立地、高齢者の居住地や外出機会、地域コミュニティの状況などを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築を考慮したまちづくりを推進していきます。
- ・子育て支援については、家庭、学校、地域などにおいて、相互に協力し支え合っていく体制づくりに努めるとともに、子育て支援施設を適切に配置するなど、施設配置と子育て支援策を一体的に進めることで、良好な子育て環境の持続的な確保を図ります。

## 第4章 ゾーン別構想

---



## 第4章 ゾーン別構想

### 1. ゾーン別構想の目的及びゾーン区分

多くの市町村においては、当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標を定め、その実現に向けて全体構想と地域別構想とで都市計画マスタープランを構成する場合があります。

地域別構想を策定する趣旨としては、地形等の自然的条件や、土地利用の状況、日常生活圏のまとまり等を考慮し地域特性が多く異なる場合に、地域別に地域像を描き施策を位置づける等を目的としています。

しかし、藍住町においては、旧集落を中心とする7地域（西部、東部、中部、富吉、奥野、東中富、徳命）や4小学校別によって、土地利用等の地域特性に大きな差異が見られません。

逆に、全体構想における土地利用のゾーニングのうち、住宅地を中心に農地等が残る「住宅地ゾーン」、幹線道路沿道の「商業・沿道サービスゾーン」、工場や流通機能等が立地する「産業・流通ゾーン」、優良な農地を中心とする「田園集落ゾーン」において、土地利用の状況や動向が大きく異なります。

そのため、これらのゾーニングを基本に、ゾーンの現状と課題を踏まえ、土地利用の基本方針、都市施設の基本方針を定めます。

## 2. ゾーン別構想

### 2.1. 住宅地ゾーン

#### (1) 住宅地ゾーンの現況

本町を南北東西に貫く、主要地方道松茂吉野線、主要地方道徳島環状線、主要地方道徳島引田線、主要地方道徳島北灘線に囲まれたゾーンは、古くからの集落と昭和40年代以降の急激に開発された住宅地等と農地とが混在した市街地を形成しています。

#### (2) 住宅地ゾーンの課題

本ゾーンは、これまで急激に増加する人口の受け皿としての役割を担い、本町の発展に寄与してきましたが、一方で農地の宅地化に伴い、以下のような課題があります。

##### ① 狭あいな生活道路への対応

農地が急激に市街化された住宅地等においては、これまで大規模な都市基盤整備を伴った面的整備ではなく、スプロール的に狭い範囲で開発が行われるケースが多いです。

そのため、狭あいな箇所など、十分に整備されていない生活道路があります。

##### ② 身近な公園の不足

正法寺川公園、勝瑞城址公園、東中富桜つつみ公園などの都市レベルでの公園は整備されています。

一方で、道路同様にスプロール的に市街化されてきたため、日常的に利用する身近な公園や広場が整備されていません。

### ③ 農地の宅地化と残された農地の役割

本町では、今後人口減少に転じると予測されますが、住宅地ゾーンの農地が宅地化されていく市街化の圧力は一定程度継続していくことが想定されます。

一方で、市街化された土地の間に、中小規模の農地が一定程度残されて、それらの農地については、これまでの産業としての農地として継続していくことは経営上困難が予想されるため、都市生活における新たな役割を検討していく必要があります。

### ④ 建築物の用途混在の進行への対応

現在、非線引き都市計画区域で用途地域の指定がない、いわゆる「白地地域」となっています。建物の形態については「藍住町土地利用指導要綱」で一定の規制誘導を行っていますが、用途については規制誘導のルールがない状態です。

今後は、居住環境の悪化のおそれがある建物用途の規制誘導のあり方について、検討していく必要があります。

### ⑤ 空き家・空き地への対応

本町は、全町的に新築などの開発動向が見られますが、今後、人口減少に転じると予測され、高齢化も進行する中で、空家が増加し地域のつながりが希薄になることが懸念されます。

## (3) 住宅地ゾーンの土地利用の基本方針

本ゾーンの現状と課題を踏まえ、土地利用の基本方針を以下のように定めます。

### ① 住宅地における居住環境の保全・改善

本ゾーンに広がっている住宅地においては、狭あい道路の解消や身近な公園・緑地の確保を促進するとともに、居住環境の悪化に影響を及ぼす建築物用途に立地を規制誘導し、良好な居住環境の形成を図ります。

そのために、地区計画制度や特定用途制限地域制度等を活用し、環境を悪化させる工場等や風俗施設、一定規模以上の商業施設等の建築物等の用途の規制誘導や地区施設（生活道路や公園等）の整備促進を、地域住民の合意形成を踏まえ、適用を検討していきます。

### ② 住宅地周辺の農地における適切な保全・共存

住宅地周辺の農地については、今後も一定の宅地化が進んでいくことが想定されますが、農地が持つ自然環境や緑地としての機能の保全を図るため、住宅地と営農環境の共存に努めます。

そのために土地利用指導要綱の見直しや、農地転用を行う際の適切な運用、農業振興施策との連携を図っていきます。また、遊休地等については、市民農園や観光農園への利活用を促進していくための施策を検討していきます。

### ③ 土地利用転換の誘導

空き家については、空き家所有者と利用希望者のマッチングを図り、リノベーションなどによる空き家の利活用を促進し地域コミュニティの維持に努めます。また、管理されていない空き家の倒壊などによる被害を未然に防ぐため、所有者と地域と行政の協働により、良好な生活環境の維持に努めます。

#### ④ 人にやさしいまちづくりの推進

住民はもとより、本町を訪れるすべての人が生活しやすい環境づくりを進めるために、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

#### ⑤ 自然環境保全機能の充実

住民の生活とのふれあいを確保し、共生を図っていくために、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つビオトープ空間による緑地の保全と育成を図ります。

### (4) 住宅地ゾーンの主な都市施設の基本方針

#### ① 地域の生活環境の整備

集落地や住宅地において、生活道路や公園・緑地、下水道などの整備を進めるとともに、住民による民有地内の緑化を進め、地域の定住環境の向上に努めます。

#### ② 水と緑のネットワークの形成

正法寺川の正法寺川流域水管理行動計画の推進や前川沿いの河川緑地や河川沿いの公園などの保全・整備を図り、水と緑のネットワークを形成していきます。

#### ③ 防災性向上のための公共施設の充実・整備

避難地・避難路の機能を有する公園や道路等の防災空間の確保や、避難場所としての公共施設等の耐震性向上等、総合的な防災対策を推進します。また、防災拠点では、避難生活や救援活動に必要な備蓄品の確保に努めるとともに、防災行政無線など情報伝達方法の多様化を図るなど、防災機能の充実に努めます。

#### ④ 都市基盤の防災対策の強化

大規模地震発生時の建物被害による「死者ゼロ」を目指し、木造住宅等の倒壊とそれによる道路等の避難経路が寸断される危険性を防ぐために、木造住宅の耐震診断の実施と耐震改修を促進します。

## 2.2. 商業・沿道サービスゾーン

### (1) 商業・沿道サービスゾーンの現況

住宅地ゾーンの内、主要地方道松茂吉野線、主要地方道徳島環状線、主要地方道徳島引田線、主要地方道徳島北灘線、一般県道松藍住線の幹線道路沿道においては、沿道型の商業施設や飲食施設等の立地が見られます。

特に、主要地方道徳島環状線沿いについては、徳島市域を含む広域交通の環状道路となっており、周辺市町からのアクセス条件も良く、大規模な商業施設の立地が見られます。

また、住宅地ゾーンの中央部の一般県道松藍住線沿いには役場を中心とする公共施設が集積し、本町の「交流拠点」を形成しています。

### (2) 商業・沿道サービスゾーンの課題

本ゾーンは、交通の利便性の良さを活かし、これまで町民の購買需要に対応した商業地や行政サービス地区等として発展してきましたが、一方で沿道の農地の宅地化に伴い、以下のような課題があります。

#### ① 良好な商業施設等の立地促進に向けたルールづくり

本ゾーンにおいては、これまで幹線道路の整備や周辺人口の増加に伴い、商業施設等が立地し、都市の賑わいを創りだしてきました。一方で、沿道における大規模な農地転用による周辺の営農環境の変化や、大規模商業施設の立地に伴う交通渋滞等の課題も発生しています。

そのため、町全体の都市の発展や商業活動の活性化に寄与する良好な商業施設等の立地を促進していくための、地区に応じた詳細なルールづくりが必要です。

#### ② 魅力的な沿道景観の形成

幹線道路沿道への商業施設等の立地に伴い、建築物等とともに大規模な屋外広告物についても設置が進んでいます。現在、屋外広告物については徳島県屋外広告物条例による許可対象地域の沿道地域として指定されていますが、無許可の屋外広告物も見受けられ、魅力的な沿道景観が形成されていない区間もあります。

#### ③ 建築物の用途混在の進行

現在、非線引き都市計画区域で用途地域の指定がない、いわゆる「白地地域」となっています。建築物の形態については「藍住町土地利用指導要綱」で一定の規制誘導を行っていますが、用途については規制誘導のルールがない状態です。

今後も、幹線道路沿道について農地から商業施設等への市街化が進んでいくことが予想されるため、商業環境や居住環境等の悪化のおそれがある建物用途の規制誘導のあり方について、検討していく必要があります。

### (3) 商業・沿道サービスゾーンの土地利用の基本方針

本ゾーンの現状と課題を踏まえ、土地利用の基本方針を以下のように定めます。

#### ① 商業・沿道サービス施設の立地誘導

幹線道路沿道という交通の利便性を活かし、都市の活性化と商業活動の促進を図るため、幹線道路沿道を商業・沿道サービスゾーンとして位置づけ、近隣住民の日常生活の利便性を図るための商業サービス施設から広域型の商業施設まで、様々な住民ニーズに対応した商業・沿道サービス施設等の立地を誘導します。

そのために、地区計画制度や特定用途制限地域制度等を活用し、環境を悪化させる工場等や風俗施設等の建築物等の用途の規制誘導や地区施設（生活道路や公園等）の整備促進を、地域住民の合意形成を踏まえ、適用を検討していきます。

特に、大規模な土地利用転換に際しては、適切な公共施設の整備を図りつつ、商業施設等による周辺への環境の影響を解消し、魅力的な土地利用や建築物等を規制誘導していくために地区計画制度における開発整備促進区等を検討していきます。

#### ② 役場周辺における都市機能の充実

藍住町役場周辺を交流拠点として、行政サービス、業務、文化、交流等の都市機能の充実を図っていきます。また、勤労女性センター及び老人福祉センター藍翠苑は、老朽化が進んでいるため、既存の2つの施設を集約化・複合化するとともに、新たな施設機能を付加することによって、町民の幸せや町の賑わいを創出する（仮称）藍住世代間交流施設を整備します。

### (4) 商業・沿道サービスゾーンの主な都市施設の基本方針

#### ① 徳島環状線の整備促進

本町の南部の幹線道路であり、また徳島県中心部の環状道路である主要地方道徳島環状線の整備推進について、関係機関と連携し進めていきます。

#### ② 幹線道路の改善と沿道景観の誘導

幹線道路について、すべての人が安全で快適に利用できるように歩道整備やバリアフリー化を図っていくとともに、景観法による景観計画や徳島県屋外広告物条例などにより、沿道の魅力的な景観形成を検討していきます。

#### ③ バス路線など公共交通網の充実

本町の環状道路網として、駅前や公共施設、民間の集客施設などを巡回するバス路線の充実について、関係機関との調整を図っていきます。

## 2.3. 産業・流通ゾーン

### (1) 産業・流通ゾーンの現況

主要地方道路徳島引田線の周辺は、工場や流通施設等が立地し、本町の主要な産業流通地となっています。

また、藍住インターチェンジと主要地方道路徳島環状線の整備が進み、道路による交通利便性が良好です。

### (2) 産業・流通ゾーンの課題

本ゾーンは、藍住インターチェンジ周辺という交通の利便性の良さを活かし、これまで工場等が立地してきましたが、一方で以下のような課題があります。

#### ① 操業環境の維持改善

本ゾーンは、既に本町を代表する大規模工場が立地していますが、近年、周辺の農地の宅地化に伴い、住宅が隣接して立地し始めています。

そのため、工場の操業環境等への影響や周辺の住宅地への影響等、双方にとって良好な環境を確保するためのルールづくりが必要です。

#### ② 藍住 IC 周辺における一定規模の敷地の確保

藍住インターチェンジ周辺は、主要地方道路徳島環状線の整備に伴い、自動車による交通の利便性が向上しています。

今後、交通運輸施設の立地需要が高まったとしても現状ではまとまった敷地が確保できない状況にあります。

### (3) 産業・流通ゾーンの土地利用の基本方針

本ゾーンの現状と課題を踏まえ、土地利用の基本方針を以下のように定めます。

#### ① 産業・流通施設の立地促進

藍住インターチェンジ周辺の幹線道路沿道という交通の利便性を活かし、本町の産業・流通施設の立地を促進し、企業の定着化と物流拠点としての発展とともに、雇用の場の確保を図っていきます。

そのために、特定用途制限地域制度等を活用し、建築物等の用途の規制誘導を、地域住民の合意形成を踏まえ、適用を検討していきます。

### (4) 産業・流通ゾーンの主な都市施設の基本方針

#### ① 徳島環状線の整備促進

本町の南部の幹線道路であり、また徳島県中心部の環状道路である主要地方道路徳島環状線の整備推進を県に働きかけます。

## 2.4. 田園集落ゾーン

### (1) 田園集落ゾーンの現況

吉野川や旧吉野川沿いの田園地帯は、古くは阿波藍の産地として、また近年は洋人参をはじめとする都市近郊型の農業地として発展してきました。

また、田園集落と広々とした農地、吉野川の河川空間とが一体となった景観は、藍住町の原風景となっています。

しかし、近年は、農家数の減少とともに、経営耕地も大幅に減少してきています。

### (2) 田園集落ゾーンの課題

本ゾーンは、本町の重要な農業基盤であるとともに、まちの環境保全や藍住らしい風景づくりに大きく寄与している一方で、以下のような課題があります。

#### ① 農地のスプロールの減少

本町の農産物の生産地として機能してきた田園地帯ですが、比較的道路アクセスの良い農地等からスプロール的に宅地化が進んでいます。これらは宅地化の圧力とともに、農家の後継者不足や産業としての農業経営が弱体化していることに要因があります。

今後、農業経営の安定・強化を図り、特に、優良農地等については農業振興の観点からも営農環境の保全を図っていく必要があります。

#### ② 集落内の生活道路の整備

河川沿いの集落内においては、狭あいな道路など、十分に整備されていない生活道路があります。

#### ③ 建築物の用途混在の進行

現在、非線引き都市計画区域で用途地域の指定がない、いわゆる「白地地域」となっています。建物の形態については「藍住町土地利用指導要綱」で一定の規制誘導を行っていますが、用途については規制誘導のルールがない状態です。

今後も、農地の市街化が進んでいくことが予想されるため、居住環境の悪化のおそれがある建物用途の規制誘導のあり方について、検討していく必要があります。

### (3) 田園集落ゾーンの土地利用の基本方針

本ゾーンの現状と課題を踏まえ、土地利用の基本方針を以下のように定めます。

#### ① 農地の保全活用

農業振興策とあわせ、営農環境の保全を図り、農地の保全・活用を図っていきます。

特に、営農環境に影響を及ぼすような施設の未秩序な立地について特定用途制限地域制度等を検討していきます。

## ② 居住環境の保全改善

集落をはじめとする住宅地については、狭あい道路の解消や身近な公園・緑地の確保を促進するとともに、居住環境の悪化に影響を及ぼす建築物用途に立地を規制誘導し、良好な居住環境の形成を図ります。

そのために、地区計画制度や特定用途制限地域制度等により、環境を悪化させる工場等や風俗施設、一定規模以上の商業施設等の建築物等の用途の規制誘導や地区施設（生活道路や公園等）の整備促進を、地域住民の合意形成を踏まえ、適用を検討していきます。

## ③ 田園環境の保全・活用

遊休農地は、担い手への利用集積による利用促進を図るとともに、体験農園などへの活用を検討し、農業を通じた交流の場として活用を促進します。

# (4) 田園集落ゾーンの主な都市施設の基本方針

## ① 地域の生活環境の整備

集落地や住宅地において、生活道路や公園・緑地、下水道などの整備を進めるとともに、住民による民有地内の緑化を進め、地域の定住環境の向上に努めます。

## ② 吉野川や旧吉野川の治水対策の推進

河川の氾濫を防止し、災害に対する安全度を高めるために治水対策を推進します。

## 第5章 実現化方策

---



## 第5章 実現化方策

### 1. 実現化に向けたまちづくりの進め方

#### 1.1. まちづくりを推進するための考え方

少子化・高齢化の進展や価値観の多様化などによって、地域におけるニーズが一層多様化・高度化しています。そのため町の将来像の実現には、住民をはじめ、事業者・NPO、行政などととも地域ごとに課題を把握・共有し、魅力あるまちづくりを推進します。

#### 1.2. 協働によるまちづくり

##### (1) まちづくりにおける役割

町民、事業者・NPO、行政のまちづくりにおける役割を、下記に整理し、協働のまちづくりを推進します。

##### ■町民、事業者・NPO、行政の役割

町民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>まちづくりの主役として、地域活動への参加をはじめ、まちづくりに関する意見交換会や住民説明会に積極的に参加し、知識や意識を共有します。</li><li>まちづくりに関する十分な議論とともに合意形成を図りながら、行政などと一体となったまちづくりを行います。</li></ul>
事業者・NPOの役割	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者・NPOにおいては、事業を通じた地域産業の活性化と、経済効果の増幅に貢献します。</li><li>地域の構成員として、地域社会と調和を図りつつ公益的な活動に積極的に参加、協力を行います。</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>行政は、総合的な視点により都市計画の立案、各種事業の計画を横断的に連携して進めます。</li><li>まちづくりの必要性、実施方法及びその過程などを情報提供するとともに、各主体によるまちづくり活動への支援を進めます。</li></ul>

##### (2) 住民主体のまちづくり活動の支援

各自治会などの自主的な活動を引き続き支援するとともに、行政との役割分担のあり方や、活動の自由度が高まるような支援手法の検討を進めます。また、地域活動へ気軽に参加でき、住民相互の組織づくりや信頼関係向上につながるよう、活動の積極的なPR やきっかけづくりに努めます。

##### (3) 先導する人材の育成・発掘

人口減少・高齢化により、地域のリーダーが複数の団体の役職を担うなど、リーダーの負担が重くなる傾向がみられます。こうした負担の軽減を図り、新たな活動展開を図るためにも、地域を先導する人材の育成・発掘を進めます。

#### (4) ボランティアやNPO団体の育成・活動支援

ボランティア活動の普及・啓発のため、ボランティア教育や参加のきっかけづくりを行います。また、ボランティア活動を支えるため、社会福祉協議会への支援を引き続き行っていきます。

NPO 法人や NPO 活動に関する知識や情報を町民に提供し、NPO 活動に対する気運を高めていきます。

#### (5) 都市計画制度の活用

町民などが行政の作成する計画案に対して意見を述べるだけでなく、より主体的に都市計画に関わるための制度として、都市計画提案制度があります。

都市計画提案制度は、対象となる地域の土地の所有者、まちづくり、NPO、開発事業者などが都市計画の案を提案することができる制度です。

今後は、こうした制度の活用を推進し、まちづくりや都市計画に対する町民の関心を高め、主体的な参画を促進します。

また、身近な生活空間において、町民や地域内の土地の権利者などが参画し、地域の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事柄を定める制度として、地区計画制度があります。

地区計画制度は、生活に密着した身近な地区において、土地や建物の所有者などが主となって話し合い、考えを出しながら地区の将来像を描き、その実現に向けて身近な生活環境を整備したり、保全したりするきめ細やかな都市計画の制度です。

魅力あるまちなみの実現、土地の有効利用の促進など、自分たちが住むまちをより良いものにしていくためには、きめ細かなルールを設けることができる地区計画制度が有効であり、地区計画制度を活用しながら、地域住民が主体となった計画・ルールづくりを推進します。

## 2. マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、定期的に見直しを行うものとされており、「藍住町総合計画」や徳島県が策定する「藍住都市計画区域マスタープラン」の今後の改定を踏まえ、見直しを実施します。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政、関連する計画の策定などにより、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合には、随時、見直しを検討します。

參考資料

---



# 参考資料

## 1. 語句説明

あ行	
IoT (アイオーティー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IoT (Internet of Things) とは、コンピューターに限らず、車、家庭用電化製品、工場の製造ラインなどのさまざまな「モノ」をインターネットに接続し、データをやりとりする仕組み。</li> </ul>
IJU ターン (アイジェイユー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住の方法の総称のことを指す。I ターンは都会出身者が地方に移り、定住すること、J ターンは地方出身者がいったん都会に出たあと別の地方に移住すること、U ターンは出身地に戻ることに。</li> </ul>
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会や経済、あるいは生活の基盤となる、必要不可欠な施設やサービス、機関、制度、仕組みなどのこと。</li> </ul>
ウォークブルなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「歩く (walk)」と「できる (able)」を組み合わせた造語で、「歩きやすい、歩きたくなる、歩いて生活できる」心地よい都市空間やまちづくりのこと。</li> </ul>
AI (エーアイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI (Artificial Intelligence) とは、人工知能の略称で、機械であるコンピューターの機械学習機能。</li> </ul>
SNS (エヌエヌエス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS (Social Networking Service) とは、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。</li> </ul>
SDGs (エスティジーズ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>SDGs (Sustainable Development Goals) とは、持続可能な開発目標の略で、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。</li> </ul>
NPO (エヌピーオー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO (Non-Profit Organization) は、民間非営利法人組織の略。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。</li> </ul>
オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・広場・河川・湖沼・山林・農業など、建物によって覆われていない土地の総称。</li> </ul>

か行	
関係人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。</li> </ul>
グリーンインフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。</li> </ul>
グリーンベルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市周辺の無秩序な開発を防ぐため、公園、緑地、森林、田園など、「開発をしないエリア」をあえて残す都市計画、またはそのエリアのこと。</li> </ul>
グローバル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。</li> </ul>
こどもまんなかまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもや子育てをする人が安心・快適に暮らせるように、こどもや子育てをする人のことを考えて、生活環境をつくること。</li> </ul>

コミュニティ	・地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。
コンパクト・プラス・ネットワーク	・生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図るもの。

## さ行

災害ハザードエリア	・洪水・土砂災害などの災害リスクの高いエリア。
再生可能エネルギー	・石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。
サテライトオフィス	・企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
市街化区域	・都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	・都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。
ストック	・蓄えた物。本計画では、道路、公園、上下水道等の都市施設や建築物等の既に整備された社会資本のこと。
省エネルギー	・石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
少子高齢化	・出生率の低下で子どもの数が減り、かつ平均寿命が伸びたことで高齢者の寿命が伸びて高齢者が増えている状態。
市民農園	・サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
生物多様性	・生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

## た行

第 1 次産業	・日本標準産業分類の一つで、自然界に働きかけて直接に富を取得する産業が分類される。農業、林業、漁業がこれに該当する。
第 2 次産業	・日本標準産業分類の一つで、第 1 次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業が分類される。鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業等がこれに該当する。
第 3 次産業	・日本標準産業分類の一つで、複雑で多様な産業が分類されている。電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）、その他分類不能の産業が該当する。

地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。</li> </ul>
地区計画制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。</li> </ul>
テレワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークとは、情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。</li> </ul>
特定用途制限地域制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のこと。</li> </ul>
都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。</li> </ul>
都市のスポンジ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の大きさが変わらないにも関わらず、人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴が空くように生じ、密度が下がっていくこと。</li> </ul>
土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法に基づき、無秩序に建物が建築されたり木造老朽家屋が密集したりする既成市街地のほか、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、良好なまちづくりのために、区画形質を整え道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。</li> </ul>

## な行

農業振興地域整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が地域の農業を将来にわたって安定的に振興するため、優良な農地（農用地区域）を確保・保全し、農業生産基盤の整備や効率的な土地利用などを計画的に進めるための、法律（農振法）に基づく総合的な計画。</li> </ul>
------------	---

## は行

バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。</li> </ul>
ビオトープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工や自然を問わず、生き物が生息する場所のこと。</li> </ul>
非線引き都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域・市街化調整区域どちらにも該当しない都市計画区域のこと。</li> </ul>

## ま行

まちづくり DX	<ul style="list-style-type: none"><li>・豊かな生活、多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現のため、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。</li></ul>
まちづくり GX	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動への対応（CO2 吸収、エネルギー効率化、暑熱対策等）や生物多様性の確保（生物の生息生育環境の確保等）、Well-Being の向上（健康増進、良好な子育て環境等）に対応した都市緑地の多様な機能の発揮、エネルギー的利用の推進に取り組む考え方。</li></ul>

## や行

遊休農地	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地であるにもかかわらず、1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない土地、または周辺の農地に比べて利用状況が著しく低い土地</li></ul>
ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。</li></ul>
用途地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画法に基づき、都市計画区域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。</li></ul>

## ら行

ライフステージ	<ul style="list-style-type: none"><li>・一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。</li></ul>
リノベーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ、付加価値を与えること。</li></ul>

## わ行

ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕事と生活の調和。仕事と生活のバランスが取れている状態。</li></ul>
--------------	---

## その他

6次産業化	<ul style="list-style-type: none"><li>・一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。</li></ul>
-------	---





藍住町都市計画マスタープラン

徳島県 藍住町 建設産業課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1

TEL : 088-637-3122

FAX : 088-637-3152